

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	総合計画審議会のあり方等について	企 画 政 策 課
2	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの状況について	
3	公民連携事業等の取組について	未 来 創 造 ・ 若 者 課
4	デジタル化推進に係る現状について	デ ジ タ ル イ ノ ベ ー シ ョ ン 課
5	おだわら市民交流センターの施設区分の一部変更について	地 域 政 策 課
6	「小田原市津波防災地域づくり推進計画」の策定に関する進捗状況について	防 災 対 策 課
7	「火山災害警戒地域」の指定について	
8	令和3年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画策定に伴うニホンザルH群の対応について	環 境 保 護 課

令和3年6月8日

総合計画審議会のあり方等について

令和4年度（2022年度）からスタートする第6次総合計画については、現在、庁内において行政案の策定作業を進めているところであるが、今後設置する総合計画審議会や市民意見を計画に反映するための対話の場のあり方等については、次のとおりとする予定である。

1 総合計画審議会

- 学識経験者や各種団体の構成員等からなる総合計画審議会（20人以内）を設置し、令和3年（2021年）8月から12月にかけて10回程度の会議を開催する。基本構想及び実行計画に対し、大所高所からの意見を求め、令和3年（2021年）10月上旬の基本構想に係る第一次答申、令和3年（2021年）12月下旬の実行計画に係る第二次答申を得る。
- 委員の選任に当たっては、基本構想が議決事件となったこと等を踏まえ、小田原市総合計画審議会規則を改正して市議会議員を構成員としないこととする。併せて、一般枠、若者枠、女性枠を設け、令和3年（2021年）6月1日（火）から21日（月）にかけて市民公募を実施する。対象は、本市に住民登録があり、18歳以上（令和3年（2021年）4月1日現在）で、平日の昼間の会議に参加できる人とする。各若干名を選任予定である。

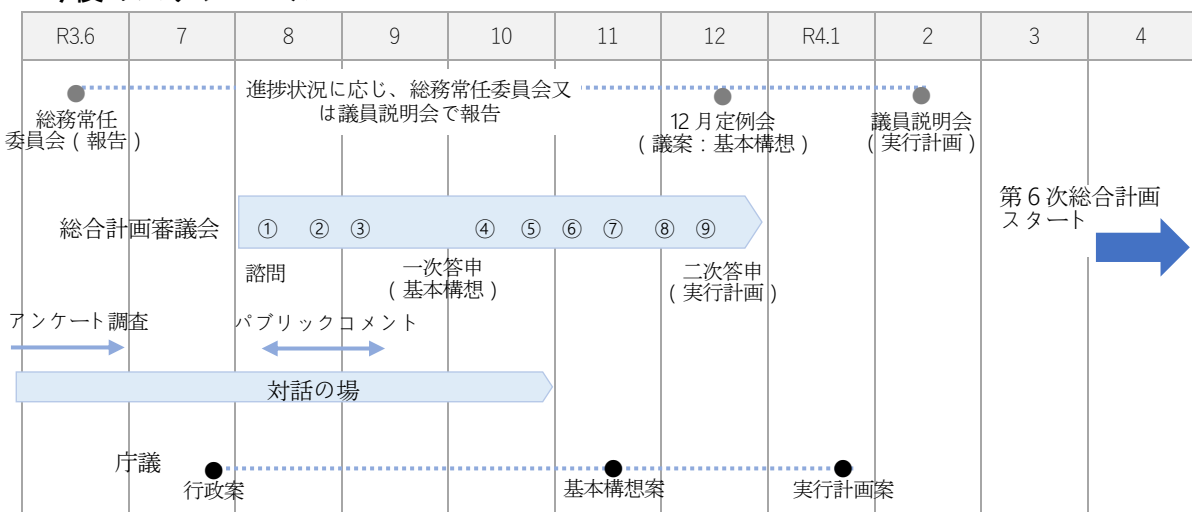
2 対話の場

- 新総合計画に広範な現場の意見を反映させることに加え、施策展開で連携する主体との関係性を計画策定段階から構築していくことを目的に、市民等との対話の場を設ける。
- 令和3年（2021年）7月下旬までは2030ロードマップを、令和3年（2021年）8月～10月は新総合計画行政案を題材に、審議会などの既存の会議体を活用しながら意見交換の場を設定する。頂いた意見は、所管部局の施策展開や、新総合計画への反映を行う。

3 ポストコロナ社会のあり方に係る有識者との対談

- 令和3年（2021年）6月～7月にかけて、ポストコロナ社会のあり方に関し、行政全般、環境、まちづくり、デジタル、若者・女性活躍、公民連携等をテーマとして、有識者と市長との対談の場を設ける。

《今後のスケジュール》



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の 事前キャンプの状況について

本市において事前キャンプを予定している5か国の現在の状況については、次のとおりです。

1 本市が単独で受け入れる国

国名	大会別	実施競技	実施の状況
オーストラリア 連邦	オリンピック	7人制ラグビー	・オーストラリアラグビー協会が選手村に直接入村することを決定したため中止。
モルディブ 共和国	オリンピック	未定	・5月31日時点で実施の意向が示されていない。

2 神奈川県、大磯町、箱根町、星槎グループとともに受け入れる国

国名	大会別	実施競技	実施の状況
エリトリア国	オリンピック	陸上(10,000m・5,000m)	・実施に向け、種目、人数、期間などを調整中。 ・相手国との調整は星槎グループが行っている。
	パラリンピック	未定	
ブータン王国	オリンピック	未定	
	パラリンピック	陸上(砲丸投げ)	
ミャンマー 連邦共和国	オリンピック	未定	
	パラリンピック	未定	

公民連携事業等の取組について

これまで培ってきた市民と行政の取組を通じ、様々な成果を上げてきたが、近年は少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、行政だけの経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、各種課題を解決することが難しくなってきた。

これらの課題に対応していくには、市民との協働の仕組みを前提としつつ、市場原理の中で培ってきた独自性のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することにより、現状、また将来の地域課題の解決とともに良質な行政サービスの提供について持続可能性を高めること目指していく。

これらの実現の方向性については、次のとおりとする。

1 推進体制について

(1) 推進体制の整備

市長を本部長とする「小田原市公民連携・若者女性活躍推進本部」を設置した。

<開催実績>

第1回 令和3年（2021年）4月12日（月）

第2回 令和3年（2021年）5月26日（水）

2 公民連携について

(1) 本市における公民連携の役割

<公民連携推進の目的>

- ・地域課題の解決
- ・生活の質、市民サービスの質の維持向上
- ・地域経済の好循環の実現
- ・持続可能な行政基盤の確立と行政資源の効率的活用

(2) 主な手法

①民間企業等からの提案制度の拡充（参考資料3-1）

令和2年度（2019年度）、「公共施設」を対象とした民間提案制度の運用を開始し、現在、旧支所及び清閑亭の利活用に係る提案を募集しているところである。

今後、公民連携の取組を加速するため、新たな民間提案制度を検討し、新制度の運用開始を目指す。

②包括連携協定締結の促進

企業等からの打診、締結に係る諸調整、協定締結までの流れの定型化を図り事業の円滑化、また、締結後の協定の実効性を高め、連携成果を効果的にPRする体制等を検討し構築することにより、本市が企業等にとって、魅力ある連携相手である

との認識の浸透を図る。

〈参考〉

令和3年（2021年）4月20日（火） キリンホールディングス株式会社

令和3年（2021年）4月27日（火） 富士フイルム株式会社
（メディカルシステム事業部）

③おだわらイノベーションラボの開設について（参考資料3-2）

ア オープン日 令和3年（2021年）7月1日（木）

イ 開設日 年末年始を除く日

ウ 開設時間 平日 10:00～21:00 土日祝祭日 10:00～19:00

エ 場所 ミナカ小田原（小田原新城下町棟）2階

オ 職員配置

未来創造・若者課及びデジタルイノベーション課を中心に職員が常駐
（シフト対応）するほか、委託スタッフを配置

カ 機能

（ア）公民連携及び若者・女性活躍に係る相談窓口

（イ）デジタル技術の体験の場

デジタル講習会の定期的な開催など

（ウ）市職員等の新しい働き方の実践の場

（エ）コワーキングスペース

おだわら SDGs パートナーやデジタルイノベーション協議会会員、協定締結企業のほか、事前に利用登録した法人等の利用を想定

（オ）イベントスペース

本市及びおだわら SDGs パートナー、デジタルイノベーション協議会会員、協定締結企業が主催や後援する事業の利用を想定

（カ）上記各事項に係るミーティング及び利用者間の交流スペース

④市長と事業者等の意見交換会

市長と事業者との意見交換を行う機会を設け、本市の課題の共有等を行い、公民連携の促進を図る。

⑤外部人材の活用

行政と企業、大学、研究機関等の様々な主体との連携強化とともに、特に性別を問わず幅広い世代が様々な形でまちづくりへの参画を促す仕組みを構築するため、外部人材を登用する。

3 若者・女性の活躍推進について

(1) 若者によるコンペティションの開催

地域の課題解決につながるコンペティションを実施する。

(2) 若者・女性と市長の意見交換会の開催

4 SDGsの取組

(1) 普及啓発事業

民主体の実行委員会を中心にSDGsの取組の普及啓発に努める。令和3年度(2021年度)は「ブランディング」「コラボレーション」「ネクストジェネレーションZ」という部会を設け、各テーマに沿った取組を行う。

(2) SDGs体感事業(おだちん)

令和3年度(2021年度)はスポット同士によるコラボレーションによる様々な企画イベントなどの支援を通じて利用者の輪を広げて、本市におけるSDGsの取組をさらに進めていく。

(3) 今後の取組の検討

令和3年度(2021年度)は、令和元年度(2019年度)に選出された「SDGs未来都市」の重点期間の最終年にあたるため、SDGsの目標年次である2030年に向けて、持続可能な取組となるよう、今後の方向性を検討する。

<< 新たな民間提案制度の検討について >>

■検討の主なポイント

① 対象事業

民間事業者の提案を幅広く受けるために、これまで、「公共施設」を対象に運用してきた事業範囲の拡大等について検討する。

② インセンティブ

提案内容が採択された場合に、提案者にインセンティブを付与できるように、契約方法等について検討する。

③ ワンストップ

提案者の利便性を向上させるため、提案の相談や協議等のワンストップについて検討する。

④ 提案要件

地域課題の解決等に資するものであって、民間のアイデアや工夫が盛り込まれ、コストやサービスの質の面から市が実施するよりも市民にとってプラスになる提案がなされるよう要件について検討する。

■民間提案制度の流れのイメージ

① サウンディング

新たな民間提案制度の検討に関して、民間事業者の意見を聞くための対話の場を設定。

② 募集・事前相談

提案前に、関係課を交えて事前相談を受け、事業実施の際に想定される懸念事項などを調整。

③ 提案・審査

提案内容を審査し、採択事業を決定。

④ 協定締結・詳細協議

独自のノウハウの保護に配慮しながら詳細を協議し、市と民間事業者で一緒に事業を作り上げる。

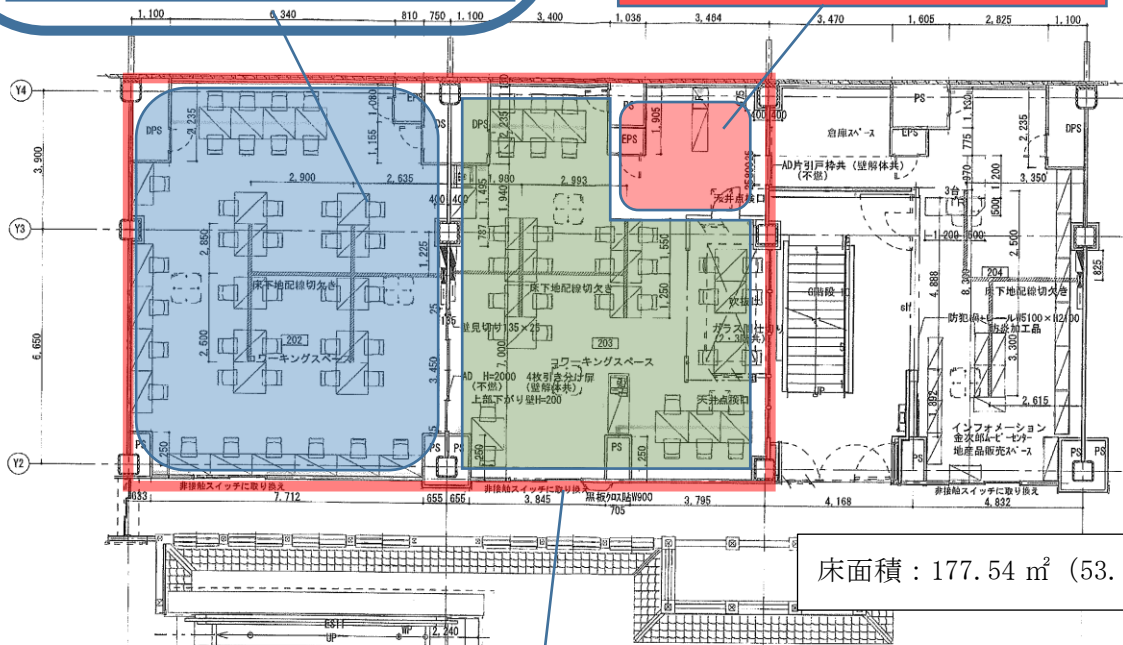
⑤ 契約等・実施

おだわらイノベーションラボについて



コワーキング・
イベントスペース

未来創造・若者課、デジタルイノ
ベーション課執務スペース



床面積：177.54㎡ (53.7坪)

相談業務、ミーティング、交流、市職員のサテライトオフィススペース



デジタル化推進に係る現状について

小田原市はデジタル化を推進するに当たり、産学金官による推進体制の整備及びデジタルデバインド対策に取り組んでいる。現状の取組として以下の事業を行う。

1 国立大学法人東京大学大学院情報学環との包括連携協定について

東京大学大学院情報学環の 越塚 登 教授に小田原市デジタル政策最高顧問及びスーパーシティ構想リードアーキテクトに就任いただいたことを契機として、東京大学大学院情報学環の知見を本市の発展につなげるため包括連携協定を締結する。

(1) 締結日：令和3年(2021年)7月1日(木)

(2) 主な目的

情報通信技術やデータ利活用に関する技術交流及び学术交流を通じて、東京大学大学院情報学環の教育研究及び小田原市の産業振興や地域課題の解決に資する取組を行う。

(3) 主な連携項目

- 東京大学情報学環は、情報通信技術やデータ利活用を通じた産業振興や地域課題の解決に資する研究や助言を小田原市に対して行う。
- 東京大学情報学環と小田原市は、最先端の情報通信技術やデータ利活用の研究成果と地域課題とのマッチング研究を行う。
- 小田原市は、東京大学情報学環が市内で実施する情報通信技術やデータ利活用に関する実習活動を支援する。

2 小田原デジタルデバインド対策研修会(仮称)の実施について

(1) 目的

本市は、デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力あるまちづくりを推進することで、市民にとってより良い未来都市を実現するための取組を進めているが、現状、そのために必要なスキルを有していない市民の方々も存在する(情報格差(デジタルデバインド)の存在)。

本市として「誰一人として取り残さない」という理念を掲げ、情報通信技術の活用を希望するすべての市民がその恩恵を享受することができるよう進める必要がある。

このため、デジタル機器の基本的な操作方法、各種サービス(特に行政サービス)へのアプローチの仕方、情報の受け取り方等についてきめ細かく説明し、習得していただく「小田原デジタルデバインド対策研修会(仮称)」を開催する。

(2) 内容

研修会は、①講習会方式、②窓口相談方式の2通りの方法で行う。

市民にとって参加した意味のある効果的・効率的な研修とするため、デジタル機器の操作とその説明に習熟した民間事業者が中心となって行う。

研修会会場は、おだわらイノベーションラボをはじめとする市の施設や事業者の店舗等を想定している。

(3) スケジュール (予定)

令和3年(2021年)7月1日(※)	協力事業者と協定締結 (その後、新たな事業者と随時締結)
令和3年(2021年)8月	研修実施計画策定
令和3年(2021年)9月	研修会開始
令和4年(2022年)2月頃	令和4年度研修実施計画策定
令和4年(2022年)4月	令和4年度研修会開始

(※) 小田原市デジタルイベント(仮称)に合わせて協定締結式を行う予定

3 「小田原市デジタルイベント(仮称)」の開催について

おだわらイノベーションラボの開設式にあわせ、小田原市デジタルイベント(仮称)を以下のとおり開催する。

【開催日】

令和3年(2021年)7月1日(木)

【主な内容】

- 小田原市デジタルイノベーション協議会(D+)の取組紹介
 - デジタル化によるまちづくりに関する宣言など
- 東京大学大学院情報学環と小田原市との協定締結
- 「小田原デジタルデバイド対策研修会(仮称)」協力事業者と小田原市との協定締結
- 東京大学大学院情報学環 越塚 登 教授(小田原市デジタル政策最高顧問)による講演

【参加者】

D+役員(会員はオンライン)、来賓等

(おだわらイノベーションラボオープンイベントについては別途)

※イベントはオンラインにより開催しライブ配信。後日録画配信予定。

おだわら市民交流センターの施設区分の一部変更について

1 背景及び目的

おだわら市民交流センターUMECOでは、会議室（有料の個室）の稼働率が高いのに対し、活動エリア（登録団体のみ予約できる無料スペース）の稼働率が低い。また、「会議室の予約が取れないので増やして欲しい」といった意見も寄せられている。

こうした状況を踏まえ、施設の有効活用を目的として、活動エリアの一部（Aブロック）を会議室に変更しようとするものである。

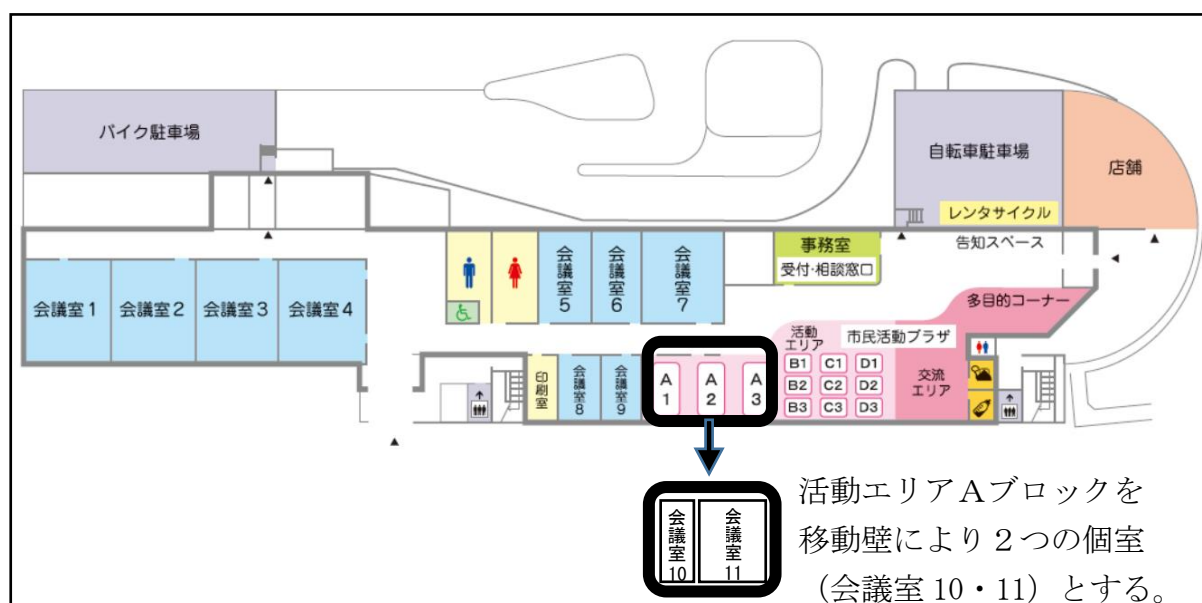
【参考】会議室と活動エリアの稼働率（平成27～令和2年度）

年 度	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
会 議 室	36.83%	61.04%	65.22%	65.92%	64.78%	40.77%
活動エリア	16.33%	21.67%	23.59%	25.69%	21.94%	16.92%

※平成27年度（2015年度）は開設当初であること、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、稼働率が低いと考えられる。

2 変更案

(1) レイアウトの変更点



(2) 新たに設置する会議室の概要

会議室名	面積	定員	利用料金の額	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室10	22㎡	12人	300円/時間	300円/時間
会議室11	44㎡	24人	500円/時間	610円/時間

3 UMECO利用者の意見

令和3年(2021年)4月に、UMECO利用者(登録団体及び会議室利用者)を対象として、変更案に関する意見調査を実施した。

この結果、登録団体及び会議室利用者のいずれにおいても賛成が最多数の回答となった。一方、登録団体の回答のうちに約3割の反対があり、その主な理由は「無料で利用したい」、「B～DブロックよりAブロックの方が利用しやすい」等であった。

この調査結果を踏まえ、B～Dブロックについては、引き続き登録団体が無料で利用できることとしつつ、さらなる利便性向上のために什器類の配置等の見直しを検討する予定である。

【調査結果】登録団体(対象者数394・回答数182・回答率46.2%)

回答の選択肢	回答数	割合
賛成	84	46.1%
反対	56	30.8%
どちらとも言えない	42	23.1%

【調査結果】会議室利用者(対象者数201・回答数102・回答率50.7%)

回答の選択肢	回答数	割合
賛成	61	59.8%
どちらとも言えない	32	31.4%
反対	8	7.8%
記入なし	1	1.0%

4 スケジュール

令和3年(2021年)

6～7月 おだわら市民交流センター条例等の一部改正に係るパブリックコメントの実施(6月15日～7月14日)

9月 条例議案の上程

令和4年(2022年)

4月 条例施行、会議室10・11の供用開始

「小田原市津波防災地域づくり推進計画」の策定に関する 進捗状況について

1 計画の策定

R 1. 6. 12	総務常任委員会報告「津波災害警戒区域の指定について」
R 1. 10～11	津波災害警戒区域指定に係る住民説明会（全3回）
R 1. 12. 24	「津波災害警戒区域」指定（小田原市、真鶴町、湯河原町）
R 2. 9. 1	第1回 津波防災地域づくり推進協議会
R 2. 10～11	津波ハザードマップ作成・自治会配布
R 2. 11	津波防災地域づくり地域ワークショップ（全5回13地区）
R 3. 2～3	津波災害警戒区域外の自治会へ津波避難ビルの在り方検討
R 3. 3. 30	第2回 津波防災地域づくり推進協議会
R 3. 4～	小田原市津波防災地域づくり推進計画 パブリックコメント
R 3. 5. 24	第3回 津波防災地域づくり推進協議会
R 3. 6. 8	総務常任委員会報告
R 3. 6. 24	小田原市防災会議・水防協議会

2 計画の目的（素案P. 1）

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年（2011年）12月法律第123号）」第10条第1項のとおり、国が定めた「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき作成するもの。ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画で、最大クラスの津波（L2津波）が発生した場合でも、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを作ることを目的としている。

3 住民の意見収集（素案P. 48）

津波災害警戒区域内の地域で、津波防災地域づくりワークショップを開催し、津波避難に対する地域の課題や解決策を検討した。

地区	日時	人数
足柄・山王網一色・新玉地区	令和2年11月21日(土) 13:00～16:00	25人
万年・幸・十字地区	令和2年11月22日(日) 13:00～16:00	27人
橘北・前羽地区	令和2年11月23日(祝月) 13:00～16:00	29人
片浦・早川・大窪地区	令和2年11月28日(土) 13:00～16:00	26人
国府津・酒匂・小八幡地区	令和2年11月29日(日) 13:00～16:00	13人

○参加者以外の意見収集

- ・ワークショップの検討結果を自治会住民へ回覧、市HPで意見照会（意見なし）

4 小田原市津波防災地域づくり推進計画 パブリックコメントの結果

令和3年(2021年)4月15日(木)から5月14日(金)まで

意見数(意見提出者数) 27件(3人)

※詳細は、別紙(参考資料6-1)

5 想定となる地震・本市の津波の特徴(素案P.8~14、P.42~44)

相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)

マグニチュード:8.7、最大震度:7

発生頻度:2000~3000年に一度

東日本大震災クラス(L2津波)

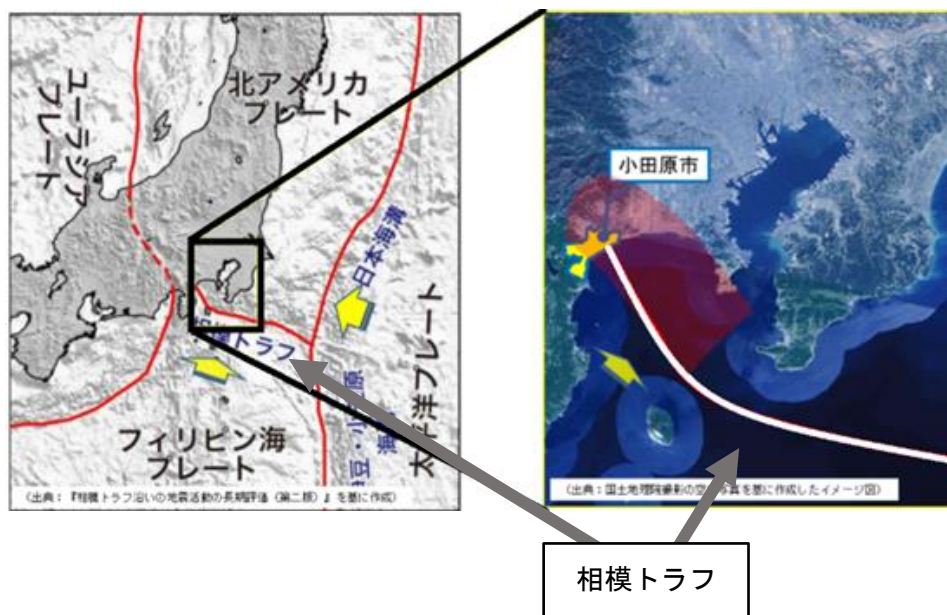
津波高:最大11.9m(国府津地区)

浸水面積:2.1km²

全壊棟数:31,140棟

(うち津波によるもの1,680棟)

死者想定:1,330名(津波によるもの3,670名)



①避難時間が短い

津波が到達する時間は最短1分~10分。

②避難距離が短い

本市における津波災害警戒区域は、区域外への避難距離の短い地域が多く、地震発生後速やかに避難行動を開始することにより、区域外への避難が可能になりうる。

③津波への意識不足

東日本大震災後すぐに、海拔10mの高さまで津波が到達することを想定した啓発を行っていたことから、住民の方々には現在の津波災害警戒区域に対する対策と異なる認識が根付いている。最新の津波災害警戒区域や基準水位の情報について、ハザードマップなどを活用し市民や関係機関等への周知を改めて行う必要がある。

6 小田原方式津波避難要領（素案P.45）

（※ここでいう「津波避難の考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を指します。）

①いつ

「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、
今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、
津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始

②どこへ

津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）
それ以外の人は、基準水位2m以下の2階以上へ！（垂直避難）

東日本大震災における木造建築物の津波被害の概要のうち、津波跡（基準水位に相当）が2m以下であった場合、8～9割の木造建築物が、流出することなく元の場所にとどまっていたという事実に着目し、たとえ木造建築物であっても、2階以上に避難できてさえいれば、命が助かる可能性があるのではないかといった考えに基づくもの。

この避難の考え方は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするもの。

7 津波防災地域づくりの基本方針（素案P.47）

【基本方針】
いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり

本市の津波災害の特徴及びそれに起因する安全・確実な避難体制を構築することの困難性に鑑み、本市の当面の津波防災地域づくりの基本方針は「一人でも多くの市民の命を救う」ための施策を推進することとし、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」といった国の目標を努めて早期に達成することを目指す。

8 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務（素案P.57～72）

<p>I 減災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物等の耐震化や防災機能の向上 ・ 津波浸水被害の軽減（津波に対する対策）
<p>II 避難体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の耐震化等の推進（揺れに対する対策） ・ 多様な情報伝達手段の確保 ・ 安全な避難空間の確保
<p>III 自助共助活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災力の強化 ・ 日頃の津波防災訓練や防災教育の実施 ・ 津波避難体制の確立
<p>IV 迅速な復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部・職員体制の強化 ・ 外部支援の積極的受入・活用 ・ 応急仮設住宅の早期確保
<p>V 事前復興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前復興計画の検討 ・ 津波災害警戒区域における施設立地の制限等
<p>VI 今後検討すべき課題</p>	<p>現時点で取り組みの実施が決定されたものでないが、津波防災地域づくり推進において効果の期待できる事項については、実施の検討を行う。</p>

小田原市津波防災地域づくり推進計画の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市津波防災地域づくり推進計画の素案
政策等の案の公表の日	令和3年(2021年)4月15日(木)
意見提出期間	令和3年(2021年)4月15日(木)から 令和3年(2021年)5月14日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、広報)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	27件(3人)
インターネット	2人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	8
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	8
D	その他(質問など)	7

4 意見に対する考え方

意見番号	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
1	沿岸部在住者だけでなく、小田原市北部在住者であっても市内のどこで被災するかわからないので、沿岸部の避難ビルなどの情報を知らせてほしい。	B	P62「津波避難ビルの見直し・追加指定」、P65「津波災害警戒区域外の地域への啓発」にあるように、今後津波災害警戒区域外の住民への広報を行います。
2	神奈川県は被害想定は過少な印象を受ける。 関東大震災の時に、上曾我の山の寺まで津波が来た。福島原発の津波のように、想定を上回る対策をどう注意喚起していくか考えてほしい。	D	令和元年（2019年）12月24日に神奈川県が公表した「津波災害警戒区域の指定について」の中では、「津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、最大クラスの津波で想定される浸水の区域と水深を平成27年（2015年）に県が設定しています。」とあります。 よって、市では県の最大クラスの浸水想定（津波災害警戒区域）を基に津波対策を実施します。
3	【津波が高くなる地形的な条件】を削除し“津波の特徴”を追加する ・津波の速度は海が深いほど速く、その速さはジェット機なみです。陸上上がった津波は100mを10秒以下の速さで移動します。 ・津波はかなりな高さまで陸上を駆け上がり、河口からも河川を遡上します。 ・津波は何度も繰り返し来襲します。 初めに到来した第1波が一番高いとは限らず、第2波、第3あるいはその後の波が最大となることもあります。 ・海には潮の満ち引きがあり、干潮と満潮を1日にほぼ2回ずつ繰り返します。同じ高さの津波でも、干潮よりも満潮の方が危険性は高くなります。津波の予報時には、津波の高さ、到達時刻、各地の満潮時刻も伝えられます。 ・津波警報が解除されるまでは、自宅に戻らない（数時間後に来襲することもある）。	A	いただいた意見を参考に、計画を修正します。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
4	<p>【小田原市における津波の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津波高が高くなりにくい。」を、「津波高が<u>海岸近くになっても高くなりにくい。</u>」に修正する。 	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>
5	<p>P40の見直し部分</p> <p>4-1 津波避難の一般的な考え方 次の文言を追加してください。</p> <p>津波避難3原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その状況で最善を尽くせ ・想定にとらわれるな ・率先避難者たれ 	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>
6	<p>4-2 小田原市の津波の特徴と避難行動・避難対策への影響</p> <p>前文の最初の5行部分を下記に変更</p> <p>小田原で想定される津波は次の2種類が考えられます。</p> <p>1. レベル1津波と言って数十年から百数十年に一度の頻度で発生し、津波の高さはレベル2より小さい津波になります。</p> <p>2. レベル2は数百年から1000年に1度発生する高い津波です（最大クラスの津波）。</p> <p>大規模な津波災害が発生した場合でも、何としても人名を守るという考え方にに基づき、ハード・ソフトの組み合わせにより、人命を守りながら被害をできるだけ軽減する対策を実施いたします。この高い津波の到達時間は極めて短いため最新の避難行動と避難対策を講じる必要があります。また、比較的頻度の高い津波に関しては、人命や財産など種々の産業・経済活動を守り、国土を保全することを目標といたします。</p>	B	<p>変更のご意見をいただいた文章の内容に関する正しい情報は、P2やP6に記載があるため、原案のままとします。</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
7	<p>最大クラスの津波（避難する時間が短い）に変更</p> <p>・「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の最大津波が本市の海岸に到達する時間は、沿岸ごとに1分～10分という非常に短い時間が想定されています。このため、東日本大震災における津波避難や南海トラフ巨大地震のように10数分～数十分の避難時間の余裕がある場合と異なり、津波からの避難を浸水域外の安全な場所へ避難により追及することは大変難しいことが予想されます。なかでも1分という到達時間は全国でも例のない早さであり、避難方法に対する新たな考え方を導入する必要がある。以下は削除するとともに、地震による揺れの最中に避難が必要になる場合も考慮に入れる必要があります。</p>	D	<p>タイトルについては、原案のままとします。</p> <p>また、後半の削除に関する意見について、本市の津波の特徴である「震源が近い」ために、津波到達までの時間が極めて短いことに深く関わる重要な対策であるため、原案のままとします。</p>
8	<p>次の文章は削除</p> <p>・地震による揺れの最中にも避難をしなければならぬ場合の事を考えると、建物の耐震化や家具の転倒防止、避難経路上の危険なブロック塀の撤去等、安全かつ確実に避難が出来るよう日頃から対策する必要があります。</p>	D	<p>避難路の確保のため必要な事前対策であるため、原案のままとします。</p>
9	<p>避難距離が短いに変更すべき</p> <p>“避難の時間に余裕がある場合”</p> <p>ここの文章全体を見直しが必要。</p> <p>避難可能距離とありますが、どの程度の距離を想定して説明しているか不明。</p> <p>区域外の避難距離が短い地域が多く、避難が可能とありますがかえって危険です。</p> <p>短いということは津波が到達する可能性もあるということで、そこで被災し</p>	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
	<p>たときには小田原市の責任問題となります。</p> <p>したがって、第一には高台への避難を進めるべきです。</p> <p>第二は津波避難ビルの推奨です。</p> <p>避難場所まで、何分で避難可能か訓練をして決めてもらう。</p>		
10	<p>「津波へ意識不足」この見出しは何のことか不明？</p> <p>ここの文章全体を見直すか削除してもよいのでは。</p> <p>海拔10mの高さまでの津波の啓発を継続した場合は、どんな問題が発生しますか。</p> <p>異なる認識が根付いているとありますが、どなたが言っていますか。</p>	D	<p>見出しについては、最新の津波浸水想定（津波災害警戒区域）への意識不足を指します。</p> <p>啓発については、住民に対して正しいリスクを周知した上で対策を講じていく必要があると考えています。</p> <p>また、「異なる認識」については、地域のワークショップで出た意見をもとに課題としています。</p>
11	<p>レベル1津波のハザードマップを作成し避難対策を検討する必要があります。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
12	<p>要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と行政が連携して災害時の要配慮者の把握と避難支援内容を検討する。 ・避難支援に関しては、避難に時間的に余裕がある場合などで避難支援者の安全を確保の上支援する。 ・要配慮者も支援されるにあたり、あらかじめ防災対策などの準備しておく。 ・要配慮者が既に避難した場合は、外から避難支援者に避難したことがわかるように玄関などに表示しておく。 	C	<p>今後の対策の参考にします。</p>
13	<p>「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、強い揺れ<u>または長い時間の揺れ</u>を感じた時は、津波警報等を待つことなく、直ちに避難開始下線部分を追加する。</p>	A	<p>ゆっくりとした長い揺れの地震は、震源地が遠く、津波の到達まで時間があるため、その場合は、津波警報等が発令されてからこれに基づき避難を行っていただけだと思います。「すぐ避難」が必</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
			要な津波到達時間が非常に早い津波は、震源地が近く、「今まで感じたことのないような強い揺れ」とともに発生するため、その旨追記しました。
14	下記に修正する 津波災害警戒区域外の高台に避難できる人は、高台へ！（水平避難） 近くに高台のない人は、鉄筋コンクリート建ての3階以上へ！（垂直避難）	A	P45にもあるように、小田原方式津波避難要領は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。 また、原則は区域外への水平避難を推奨していることは追記いたします。
15	市域全域津波災害警戒区域外の地域への啓発 防災教室・出前講座などは数値目標として年 x x 回と記入	A	いただいた意見をもとに修正します。
16	市域全域公立の保育園・幼稚園・小・中学校での避難訓練の促進（津波避難計画の提出、訓練の実施を追加）	B	P63とP66にすでに記載されているため、原案のままとします。
17	沿岸地域 津波訓練の実施 学校・自治会連携して津波避難訓練の実施、地域住民・小中高生への訓練参加の呼びかけ 年度初めに津波避難訓練計画を提出	C	今後の対策の参考にします。
18	市域全域 各家庭備蓄の促進 啓発活動の数値目標を記入	D	数値目標を立てることが困難と考えております。
19	市域全域 携帯トイレの備蓄、使用方法の普及啓発 啓発活動の数値目標を記入	D	数値目標を立てることが困難と考えております。
20	沿岸地域 まちづくり委員会で定期的に津波避難計画の検討を行うでの啓発	B	P67にすでに記載されているため原案のままとします。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
21	7-1 今後の行動の決定についての序文の最後、「常時即時的に改善するサイクル（OODA(ウーダ)ループ)を続けていきます。」の後に「少なくとも年に最低1回点検・検証していきます。」を追加してください。	A	第6章の個別事業・事務は、事業ごとに迅速な意思決定と行動を可能にするフレームワークであるOODAループによる実行をしつつ、全体的な見直しを2年に1度のペースで行っていく予定なので、その旨記載いたします。
22	市域全域福祉避難所の追加 民間施設と協定を締結して福祉避難所を増やす。 福祉避難所を開設時は公表する。	C	今後の対策の参考にします。
23	市域全域 津波ハザードマップに津波指定避難場所や作成津波避難ビルの所在場所を記載	D	P62「津波避難ビルの見直し・追加指定」にあるように、今後、耐浪性を考慮したうえで、津波避難ビルを見直していきます。 津波避難ビルの見直し後、住民へ周知していく予定です。
24	市域全域 避難行動要支援者の個別計画の作成 ケアマネージャーなどの福祉の専門家に災害時のケアプランを作成してもらう（1件7,000円支給）。	C	今後の対策の参考にします。
25	市内に住む多くの市民は海岸線に発災後1～3分で津波が到達することを理解していないのでこの啓発に向けて早急に具体的に取り組むべきである。	C	津波防災地域づくり推進計画の策定に伴い、さらに避難要領などを踏まえ住民周知を進めていきます。
26	海岸線の住民には津波対応のコミュニティー・タイムラインを市役所の主導で推進することを方針に掲げることが望ましい。	C	津波防災地域づくり推進計画の策定に伴い、さらに避難要領などを踏まえ住民周知を進めていきます。
27	自治会、学校および企業団体等への津波防災に関する定期的な講習会を展開し、啓発を万全にするべきである。	C	幅広い世代や団体に向けて周知を進めていきます。

5 提出意見と関係なく変更した点

	改正後	改正前	修正理由
1	<p>P21</p> <p>(3) 高潮浸水想定区域 令和3年(2021年)5月末に指定予定があります。</p> <p>(4) 内水浸水想定区域 今後指定予定があります。</p>	<p>(3) 高潮浸水想定区域図 今後指定予定があります。</p> <p>(4) 内水浸水想定区域図 今後指定予定があります。</p>	<p>文言の修正と、 高潮浸水想定 区域の指定時 期を修正</p>
2	<p>P43・上記の検討とその対策に関わらず、結果的に津波からの避難が困難な地域が残った場合でも、気候変動を踏まえた海岸防護水準の見直し、高台への集団移転、建築規制を行うことなども視野にいれて、これ以上津波から避難をすることができない人を増やさないという検討も行っていく必要があります。</p>	<p>上記の検討とその対策にも関わらず、結果的に津波からの避難が困難な地域が残った場合には、レベル1津波に対する津波対策施設をさらに強化したハード整備や、高台への集団移転、建築規制を行うことなども視野に入れて、これ以上津波から避難をすることができない人を増やさないという検討も行っていく必要があります。</p>	<p>砂防海岸課からの意見</p>
3	<p>P46</p> <p>4-4 事前対策 項目追加(本文は修正なし)</p>	<p>新規</p>	<p>第2回協議会 意見</p>
4	<p>P60</p> <p>I 減災 緊急輸送道路沿道建物の耐震化</p>	<p>VI 今後検討すべき課題 緊急輸送道路沿道建物の耐震化</p>	<p>すでに実施済み事業のため</p>
5	<p>P71</p> <p>VI 今後検討すべき課題 耐震改修費補助の上乗せの検討 区域内の木造住宅の耐震性の向上 又は除却をさらに促進させるため、 補助の上乗せについて検討する。</p>	<p>新規</p>	<p>第2回協議会 意見</p>



小田原市津波防災地域づくり推進計画
(素案)



2021年 月 小田原市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの死者と、行方不明者が発生し、甚大な被害をもたらしました。

本市は、約22kmにわたる海岸を有しており、地震が発生した場合は津波による甚大な被害を及ぼすことが予想されます。

神奈川県では、平成27年3月に神奈川県津波浸水想定図を公表するとともに、令和元年12月24日には本市に津波災害警戒区域を指定しました。

本市では、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指し、より一層津波への防災対策を推進していくため「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく、「小田原市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

これから、本市では「いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり」という基本方針のもと、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを進めてまいります。市民の皆様、各関係機関の皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

小田原市長 守屋 輝彦



目次

第1章 推進計画の策定に際して

- 1-1 推進計画作成の背景と目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 津波防災地域づくりの推進に関する法律の概要
- 1-4 津波浸水想定について（解説）（神奈川県）（一部）
- 1-5 相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）で想定される被害
- 1-6 推進計画区域

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

- 2-1 小田原市の歴史
- 2-2 人口・産業
- 2-3 土地利用・交通
- 2-4 これまで小田原市（県含む）が実施してきた地震・津波防災施策

第3章 津波防災地域づくりにおける課題

- 3-1 津波以外の自然災害に起因する警戒区域等
- 3-2 これまで検討されてきた地域づくり上の地域別の課題等

第4章 津波からの避難体制の確立

- 4-1 津波避難の一般的な考え方
- 4-2 小田原市の津波の特徴と避難行動・避難対策へ影響
- 4-3 小田原市における津波避難の基本的考え方
- 4-4 事前対策

第5章 津波防災地域づくりの推進

- 5-1 津波防災地域づくり推進の基本方針
- 5-2 津波防災地域づくり施策の推進の考え方
- 5-3 津波防災地域づくりに関する地域の声
- 5-4 災害後を見据えた津波防災地域づくりのあるべき姿

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

- 6-1 事業・事務の整理
- 6-2 事業・事務

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

- 7-1 今後の行動の決定について
- 7-2 検討体制と経緯

第1章 推進計画の策定に際して

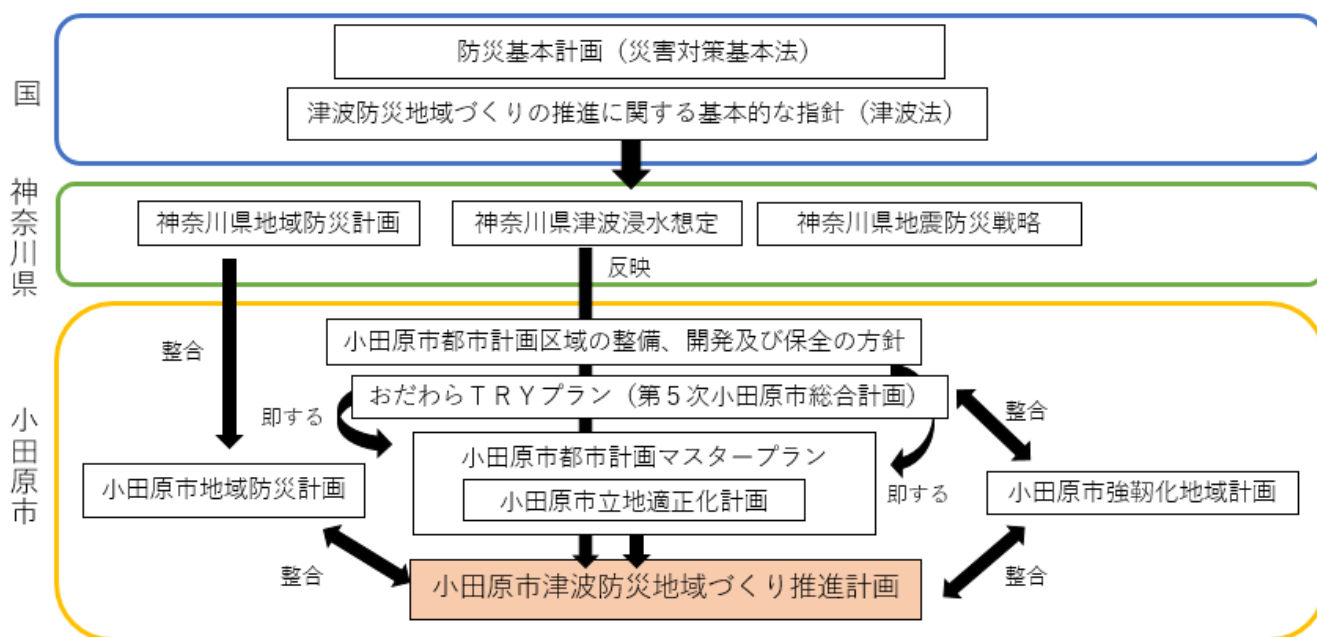
1-1 推進計画作成の背景と目的

小田原市津波防災地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月法律第123号）」第10条第1項のとおり、国が定めた「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「指針」という。）」に基づき作成するものです。ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画で、最大クラスの津波（L2津波）が発生した場合でも、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを作ることを目的としています。

1-2 計画の位置づけ

津波防災地域づくりにおいては、指針のとおり、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないように、市が総合的な視点から検討し、推進計画を作成する必要があります。具体的には、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針と本計画は整合が図られたものである必要があります。このため、本計画の作成にあたっては、小田原市都市計画マスタープランとの調和を保つほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく小田原市地域防災計画等とも相互に整合性を図るようにします。

小田原市津波防災地域づくり推進計画の位置付け



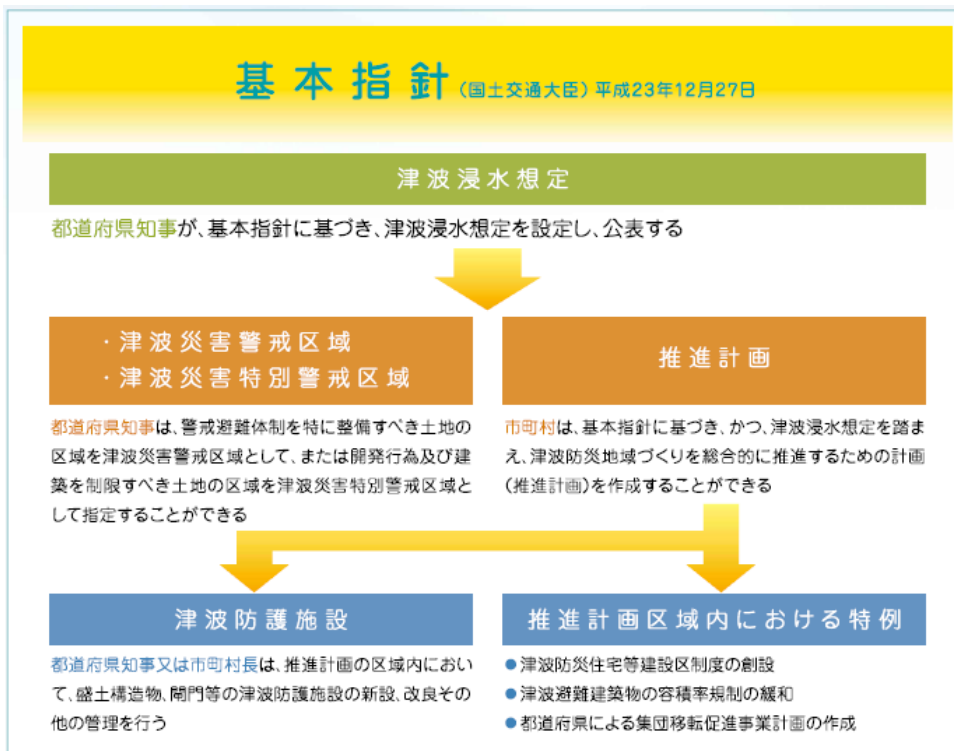
1-3 津波防災地域づくりの推進に関する法律の概要

(1) 基本的な考え方：「なんとしても人命を守る」

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生した Mw9.0の巨大地震は東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、死者15,899名、行方不明者2,529名（2020年3月警察庁発表）という、未曾有の大災害となりました。一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想されていますが、東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということ踏まえて、これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められています。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(2) 基本方針と各種施策の関係



▶基本指針とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念。法に基づく様々な措置の基本となる。

平成23年12月27日に策定。

▶最大クラスの津波に対して

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立。

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要。

① 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する

② それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視

(3) いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



(4) 津波浸水想定の設定

基礎調査(都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表(都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた相度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(期望平均高潮位、海岸堤防の破壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

公表、国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を都道府県知事が設定し公表します。

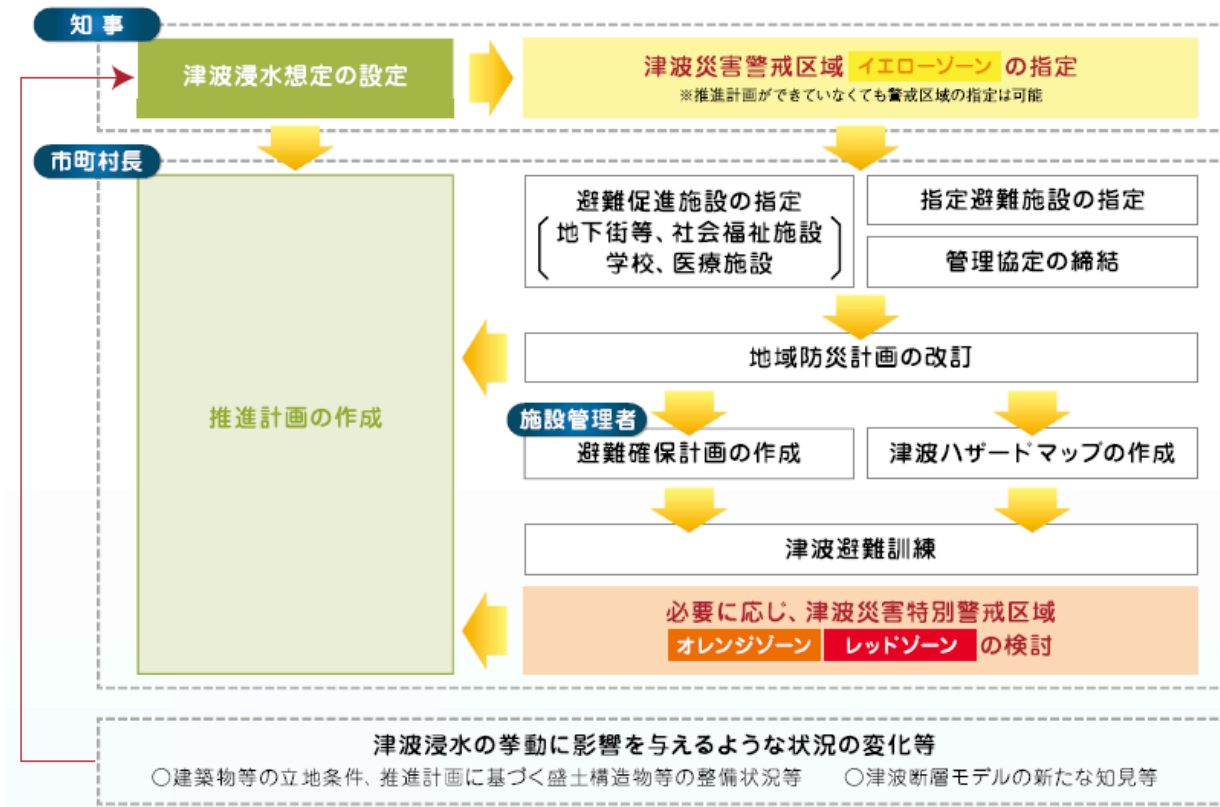
神奈川県においては、平成27年3月に津波浸水想定の設定と公表が行われました。

(5) 津波災害警戒区域等の指定

都道府県知事が設定し公表します。津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます。

神奈川県においては、令和元年12月24日に、小田原市、真鶴町、湯河原町の3市町が、県内初の指定を受けました。

▶流れ



▶津波災害警戒区域（イエローゾーン）と津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

「津波災害警戒区域」

イエローゾーン = 警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかからないうえ、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される
 ※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

オレンジゾーン レッドゾーン = 土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、「一定の開発行為・建築を制限すべき区域」

○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める
 ・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
 ・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上
 ※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる レッドゾーン

※津波災害警戒区域には開発規制はありません。

1-4 津波浸水想定について（解説）（神奈川県）（一部）

（1）最大クラスの津波浸水想定（要約）

これまで本県では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、平成24年3月に、最大クラスの津波を対象として、津波浸水予測図を公表しました。

平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、発生間隔が2千年から3千年あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示されました。国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波については、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、予測を見直すこととし、「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を、平成27年3月に、公表し、それを基に、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた図面（津波浸水想定図）を作成し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく、津波浸水想定を設定しました。

（2）用語の説明（要約）

①浸水域について（図1） 海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

②浸水深について（図1）

- ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。
- ・津波浸水想定の子後の活用を念頭に、（図2）のような凡例で表示。

③最大津波高さについて（図1） 最大津波高さは、海岸線から沖合約30mの地点における津波水位の最大値で示しています（標高※で表示）。

※ 標高は東京湾平均海面（T.P.±0m）からの高さとして表示しています。

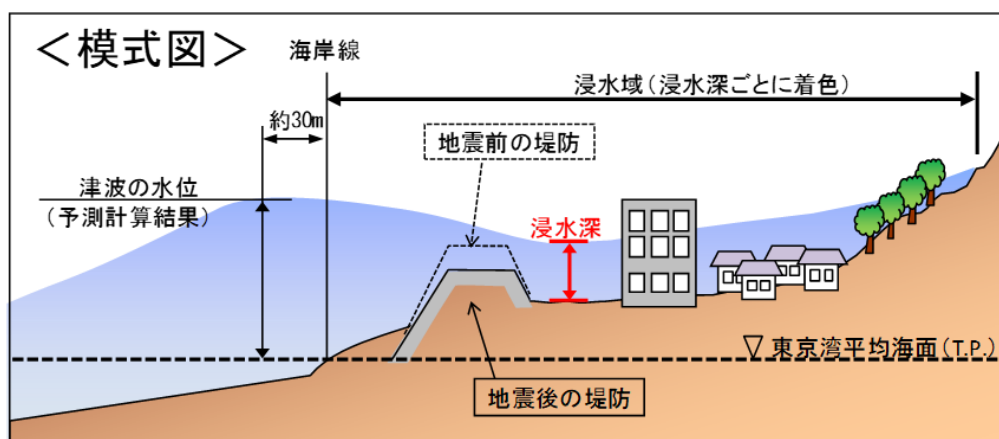


図1

浸水深	
0.01m 以上	0.3m 未満
0.3m 以上	1.0m 未満
1.0m 以上	2.0m 未満
2.0m 以上	3.0m 未満
3.0m 以上	4.0m 未満
4.0m 以上	5.0m 未満
5.0m 以上	6.0m 未満
10.0m 以上	20.0m 未満
20.0m 以上	

図2 浸水深凡例

（3）予測計算の主な条件

予測計算にあたっては、浸水域や浸水深が最大となるよう、最も厳しい条件を想定することとし、以下の記載のように条件を設定しました。

①初期水位について [「津波浸水想定の設定の手引き」（平成24年10月）による]

1 海域

神奈川県沿岸の朔望平均満潮位※1（相模湾 T.P.+0.85m、東京湾 T.P.+0.9m）としました。

2 河川

平水流量※2または、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位としました。

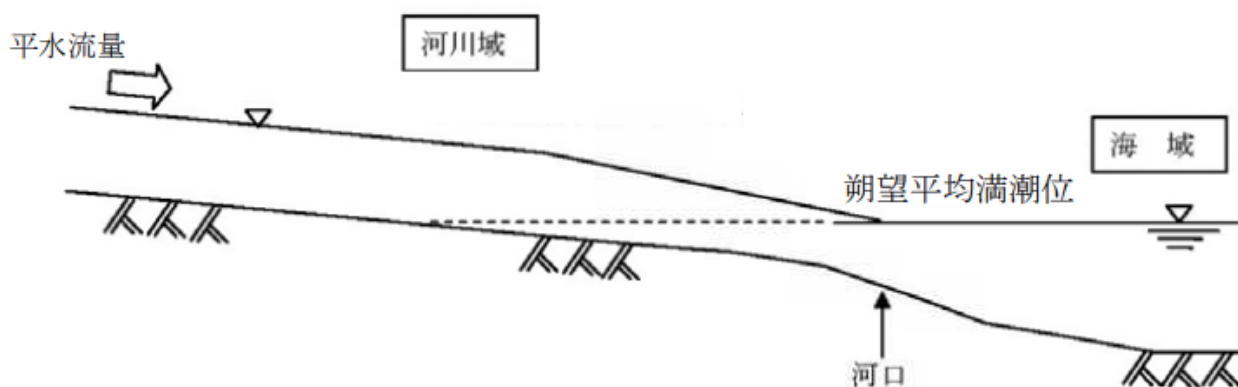


図3 初期水位の設定

※1 朔望平均満潮位とは、朔〔新月〕と望〔満月〕の日から5日以内に現われる最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位で、大潮頃の満潮の水位に相当します。

※2 平水流量とは、河川の日流量について、1年を通じて小さい方から大きい方へ整理したとき、1年を通じて185日はこれを下回らない流量のことです。

②地震動による地盤の変位について [「津波浸水想定の設定の手引き」（平成24年10月）による]

実際の地震では、地盤が隆起若しくは沈降しますが、津波浸水予測では、最も厳しい条件を想定することとし、陸地の地盤高について、地震動による地盤沈下のみを考慮し、隆起は考慮しないこととしました。

以上の考えから、今回の推進計画は、小田原市がこれまでに経験したことがないような巨大地震によって引き起こされる考え得る最大クラスの津波を想定して策定しており、この計画に基づく各種施策を着実に推進していくことにより、切迫性が指摘されている「南海トラフ巨大地震」や「神奈川県西部地震」、市民の記憶や言い伝えに残っている過去最大クラスの地震である「（大正型）関東大震災」クラスの地震により津波が発生したとしても、これらの津波対策は十分に出来ていると言えます。

1-5 相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）で想定される被害

(1) 被害想定

神奈川県では「想定外」をなくすために、県内において甚大な被害をもたらす可能性がある9の地震をもとに、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定を作成しました。

想定地震の選定の視点は以下の4点です。

- ①地震発生の切迫性が高いとされている地震（例）都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ②法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震（例）東海地震、南海トラフ巨大地震
- ③地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
（例）三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震
（例）元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

神奈川県の津波浸水想定を踏まえ、本計画の対象地震は本市において「最大津波高さ」及び「最短津波到達時間」、「最大浸水面積」が想定される「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」とします。

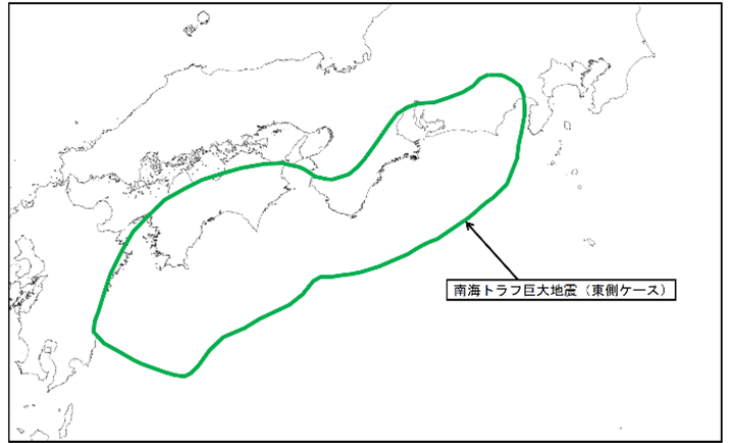
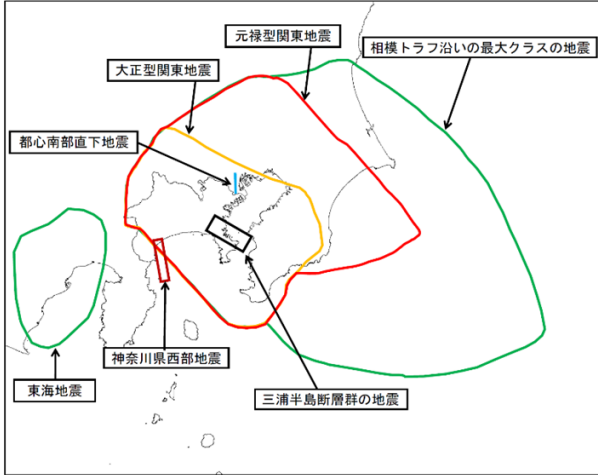
想定地震一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内想定される 最大震度	発生確率	選定の視点
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	①③
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①②③
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①②
大正型関東地震	8.2	湘南地域・ 県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間隔)	③
元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を 中心に震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の 発生間隔)	④
慶長型地震	8.5	想定していない(津波に よる被害のみ想定)	評価していない	④
明応型地震	8.4	想定していない(津波に よる被害のみ想定)	評価していない	④
元禄型関東地震と国府 津-松田断層帯の連動 地震	8.3	想定していない(津波に よる被害のみ想定)	評価していない	④

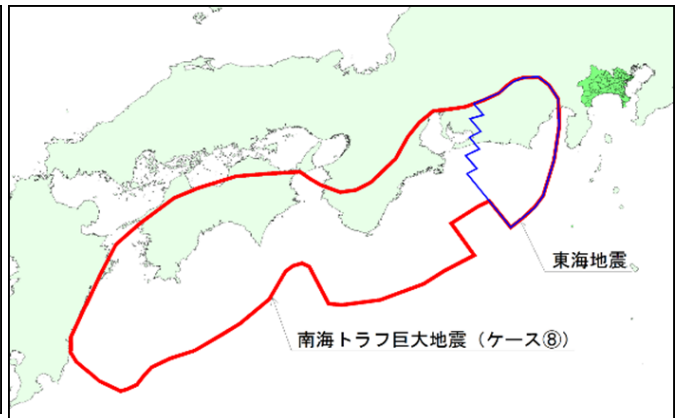
※発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成27年1月14日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価。
出典：平成27年3月「神奈川県地震被害想定調査報告書」

(2) 小田原市における地震・津波被害想定

震源断層モデル（震源断層域）の位置 ※震源断層域とは地震時に動く断層の領域

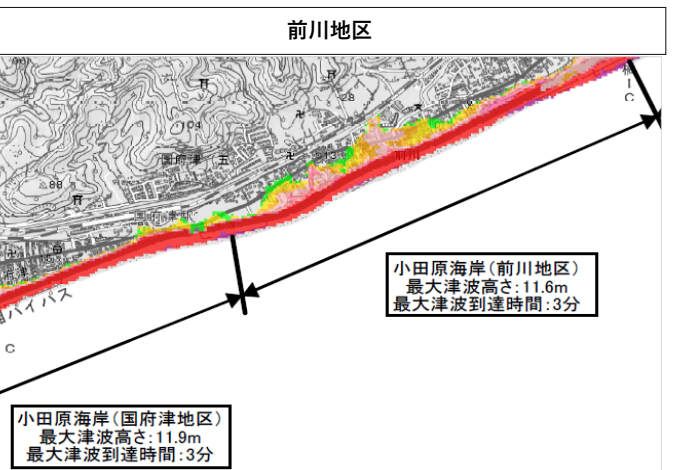
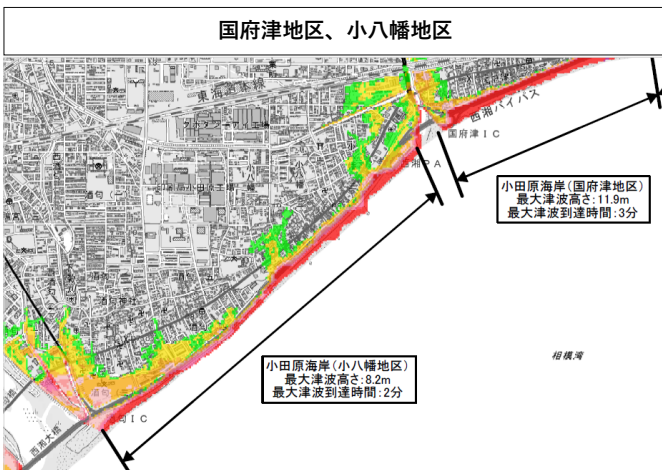
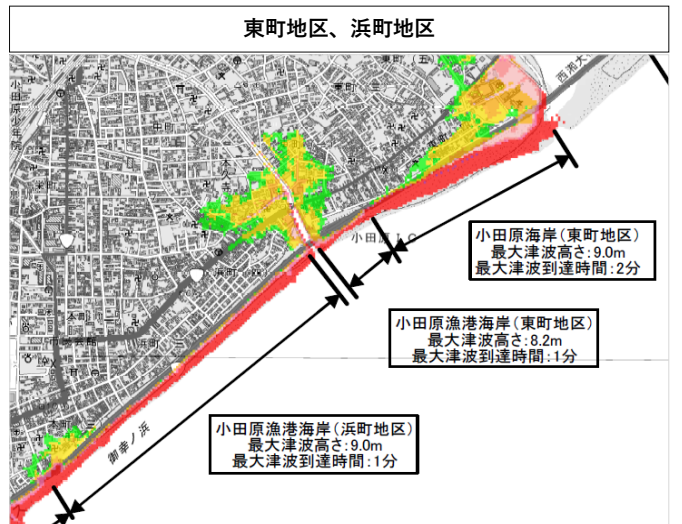
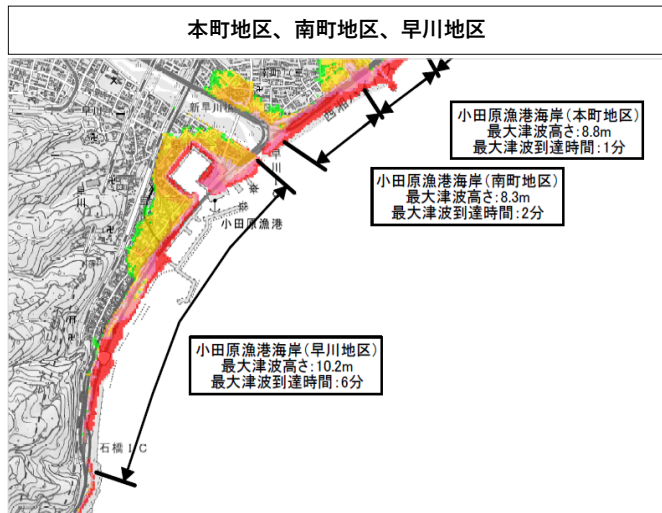
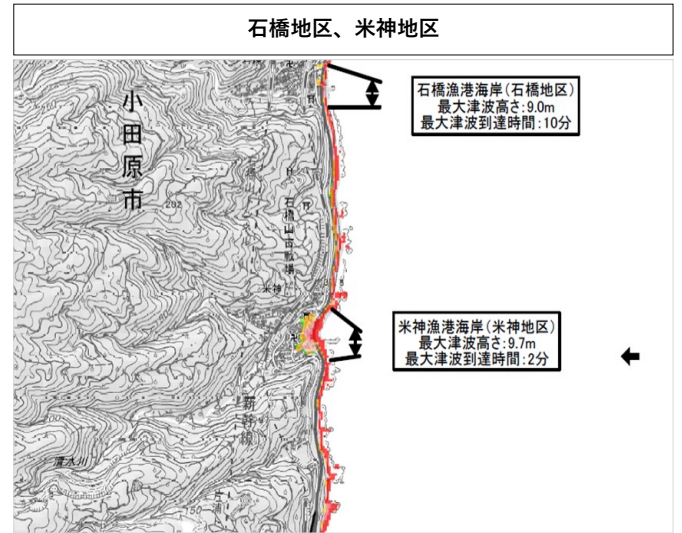
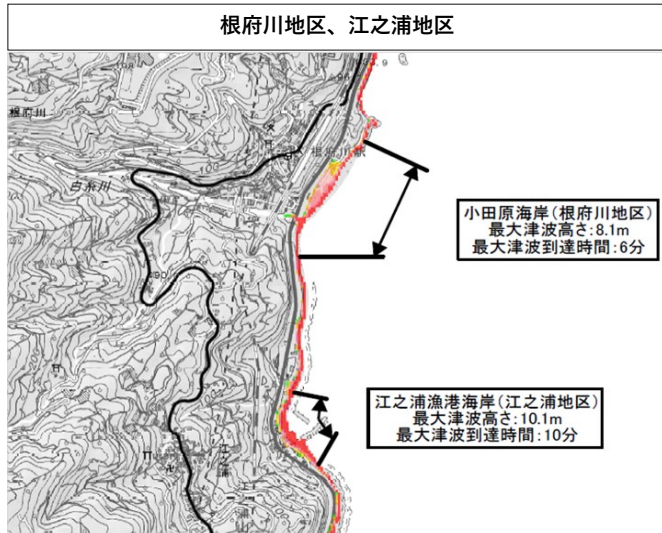


津波断層モデルの位置



(3) 沿岸部における津波浸水予測図（到達時間）

下記図の黒枠内は、各区間の最大津波高さと到達時間を示しています。本市では、最大津波の到達時間が、1分～10分となる想定が示されました。小田原漁港海岸（東町地区）、小田原漁港海岸（浜町地区）、小田原漁港海岸（本町地区）、の3ヵ所は、最大津波到達時間が1分となります。



（４）最大津波高さ及び最短津波到達時間

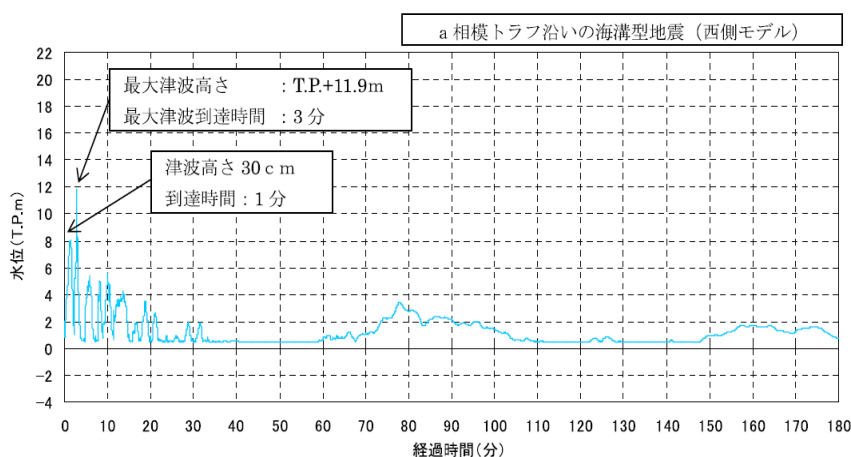
相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）で市内海岸における本市の最大津波高さは小田原海岸（国府津地区）で11.9mです。

最短津波到達時間は、小田原漁港海岸（東町地区）、小田原漁港海岸（浜町地区）、小田原漁港海岸（本町地区）で1分です。この津波到達時間は、全国でも例のない早さが想定されています。

海岸名（13か所）		最大津波高さ (T.P.m)	到達時間 (分)
1	小田原海岸（前川地区）	11.6	3
2	小田原海岸（国府津地区）	11.9	3
3	小田原海岸（小八幡地区）	8.2	2
4	小田原海岸（東町地区）	9.0	2
5	小田原漁港海岸（東町地区）	8.2	1
6	小田原漁港海岸（浜町地区）	9.0	1
7	小田原漁港海岸（本町地区）	8.8	1
8	小田原漁港海岸（南町地区）	8.3	2
9	小田原漁港海岸（早川地区）	10.2	6
10	石橋漁港海岸（石橋地区）	9.0	10
11	米神漁港海岸（米神地区）	9.7	2
12	小田原海岸（根府川地区）	8.1	6
13	江之浦漁港海岸（江之浦地区）	10.1	10

（５）水位変動について

海岸保全区域等において、津波高さが最大となる津波の水位変動は、以下の図に示すとおりです。第一波の到達以降も十数回に分けて津波が押し寄せてくるのがわかります。



出典：津波浸水想定について（解説）平成27年3月公表（神奈川県）

（6）最大津波高さについて

相模灘沿岸市町の代表箇所（海岸保全区域、港湾区域、漁港区域）における最大津波高さなどについては、下表のとおりです。

沿岸	市・郡	区・町	最大津波高さ (T.P.m)	最大波到達時間 (分)	最大津波高さ地震
相模灘	三浦市		15.4	11	相模トラフ中央
	横須賀市	相模湾側	13.2	10	相模トラフ西側
	三浦郡	葉山町	10.2	11	相模トラフ西側
	逗子市		12.8	11	相模トラフ西側
	鎌倉市		14.5	10	相模トラフ西側
	藤沢市		11.5	12	相模トラフ西側
	茅ヶ崎市		9.6	16	相模トラフ中央
	平塚市		9.6	6	元禄国松連動
	中郡	大磯町	17.1	3	相模トラフ西側
	中郡	二宮町	17.1	3	相模トラフ西側
	小田原市		11.9	3	相模トラフ西側
	足柄下郡	真鶴町	16.5	3	相模トラフ西側
	足柄下郡	湯河原町	13.3	6	相模トラフ西側

※各市区町における最大津波高さ及び最大波到達時間は、震源域との距離、津波の向き、地形などがそれぞれ異なることから、数値に差が生じます。

※最大津波高さは、第二波以降の津波によって生じる場合があります、表に示す最大津波到達時間より前の津波によって、浸水を生じることがあります。

※津波が陸域や海域を進む際に受ける摩擦抵抗（粗度係数）を、国の手引きに基づき見直したことなどから、東京湾沿岸と相模灘沿岸の一部では、平成24年3月に公表した予測と比べて、最大津波高さが低くなったと考えられます。

※浸水域や浸水深は、背後地の地盤高さなどによって異なるため、これらについては、浸水想定図を参照してください。

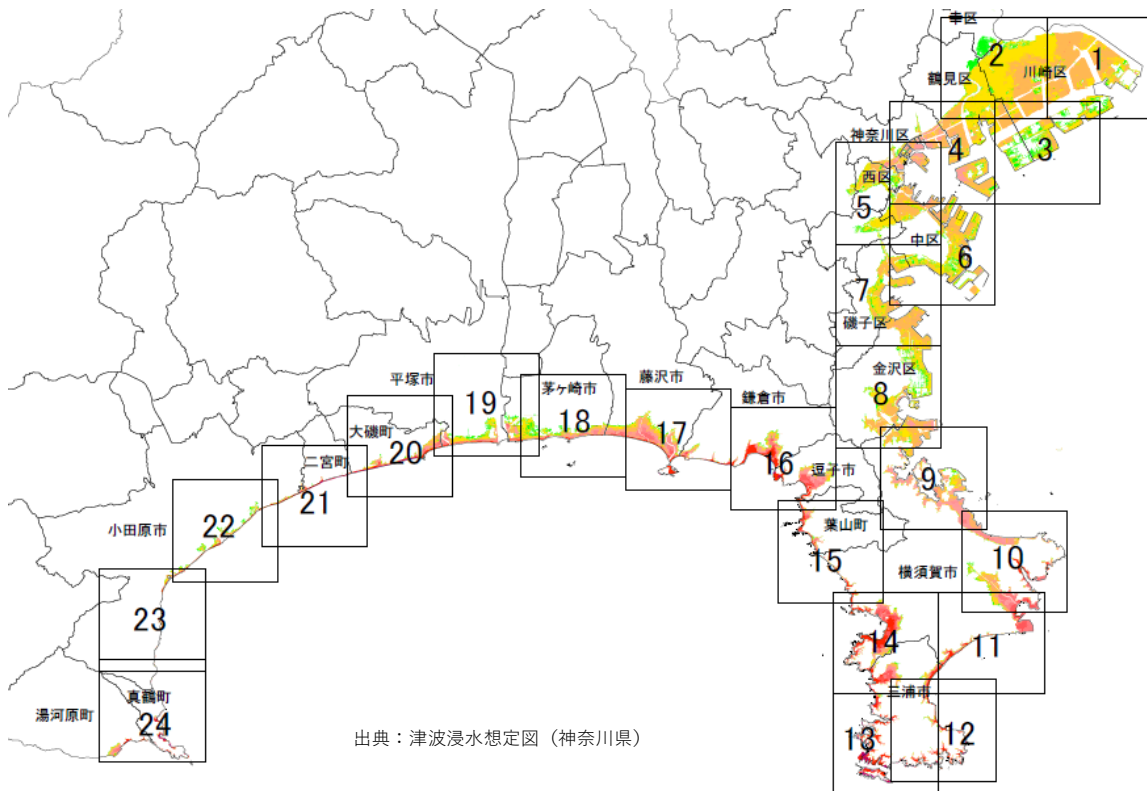
出典：津波浸水想定について（解説）平成27年3月公表（神奈川県）

(7) 浸水面積について

相模灘沿岸市町の代表箇所（海岸保全区域、港湾区域、漁港区域）における最大浸水面積などについては、下表のとおりです。

県内他市町と比べても、海岸に面する土地面積に対し浸水面積は少ないこと、津波災害警戒区域外へ水平避難をする際、避難が必要となる距離も短いことがわかります。

沿岸	市・郡	区・町	最大浸水面積 (km ²)	最大面積地震
相模灘	三浦市		5.8	元禄関東地震
	横須賀市	相模湾側	8.0	相模トラフ西側
	三浦郡	葉山町	1.0	相模トラフ西側
	逗子市		2.2	相模トラフ中央
	鎌倉市		2.9	相模トラフ中央
	藤沢市		4.9	相模トラフ西側
	茅ヶ崎市		4.2	相模トラフ西側
	平塚市		2.0	相模トラフ西側
	中郡	大磯町	1.6	相模トラフ西側
	中郡	二宮町	0.4	相模トラフ西側
	小田原市		2.1	相模トラフ西側
	足柄下郡	真鶴町	0.5	相模トラフ西側
	足柄下郡	湯河原町	0.6	相模トラフ西側



出典：津波浸水想定図（神奈川県）

(8) 相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）の被害想定

神奈川県が、本市における最大クラスの地震として想定している「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の被害想定は次のとおりです。

地震による被害

全壊 棟数	半壊 棟数	建物被害(棟)			建物構造別の被害棟数(棟)			火災(棟)				
		揺れ・液状化	急傾斜地崩壊	遺物を考慮	揺れ	液状化	炎上・火出火件数	18時発災	5時発災	12時発災		
全壊棟数	木造	25,100	10	23,130	全壊棟数	木造	24,820	280	炎上・火出火件数	100	40	40
	非木造	6,040		6,190		S造	5,140	50	残出火件数	70	20	20
	合計	31,140		29,320		RC造	850	*	焼失棟数(棟)	6,780	2,730	2,730
半壊棟数	木造	13,100	30	12,500	半壊棟数	木造	12,620	480				
	非木造	2,390		2,680		S造	1,530	80				
	合計	15,490		15,180		RC造	770	10				

地震による被害<時間別内訳(棟)>

18時発災：津波以外の要因別												
死者数						重症者数						
揺れ	急傾斜地崩壊	屋外落下物	ブロック塀等	屋内収容物	火災	合計	揺れ	急傾斜地崩壊	屋外落下物	ブロック塀等	屋内収容物	合計
1,130	*	*	20	110	70	1,330	600	0	*	50	10	750
中等症者数						軽症者数						
揺れ	急傾斜地崩壊	屋外落下物	ブロック塀等	屋内収容物	合計	揺れ	急傾斜地崩壊	屋外落下物	ブロック塀等	屋内収容物	合計	
3,490	0	60	290	830	4,670	3,100	0	130	260	1,170	4,670	

帰宅困難者時系列内訳(人)

帰宅困難者	
直後	14,520
1日後	14,520
2日後	14,520

上水道の被害

被害		復旧 断水人口			
被害箇所数	断水人口(直後)	1日後	4日後	30日後	復旧完了日数(〇日後)
1,050	180,820	180,820	180,820	71,050	45

その他のインフラ被害

下水道	管線の延長(km)		被害延長(km)		処理人口(人)		機能支障人口(人)	
		790	120	162,030	25,270			
都市ガス	供給戸数(戸)		供給停止件数(戸)		LPガス		消費量(人)	
	35,690	35,690			44,230	930		
電力(軒)	復旧日数		(18時発災)		供給側設備の被災に起因した停電件数(直後、津波考慮)		「配電線被害による停電」と「供給側設備の被災に起因した停電件数」との統合結果による停電件数	
	50	171,210	83,710	152,030	152,030			
通信	携帯電話の被害		復旧日数		(18時発災)		(18時発災)	
	非常につながりにくい		50		不通回線数(回線)		不通回線数(回線)	
	回線数(世帯数総数)	津波	火災	揺れ	停電	統合した不通回線数		
	77,790	1,690	6,820	5,050	58,430	70,600		
エレベータ停止	住宅		非住宅		合計			
	50	140	180					
エレベータ閉じ込め(18時発災)	住宅		非住宅		合計			
	160	90	260					
災害廃棄物量(万トン)	木造		非木造		合計			
	484	108	592					
津波堆積物(万トン)	津波堆積物(下限値)		津波堆積物(上限値)					
	10	20						

津波による被害

	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)		相模トラフ沿いの最大クラスの地震(中央モデル)	
	建物被害(棟)	死傷者数(人)	建物被害(棟)	死傷者数(人)
全壊棟数	1,680	死者数 3,670	560	死者数 830
半壊棟数	1,490	重症者数 20	350	重症者数 *
床上浸水	200	中等症者数 140	*	中等症者数 10
床下浸水	340	軽症者数 140	0	軽症者数 10

避難者数内訳(人)

18時発災：避難者数		
避難者(1日目~3日目)		
避難所避難者数	避難所外避難者数	合計
83,330	54,290	137,620
避難者(4日目~1週間後)		
73,360	64,260	137,620
避難者(1ヶ月後)		
36,560	85,300	121,860

被災者別内訳(人)

18時発災：要配慮者(75歳以上の高齢者)		
避難者数		
1日目~3日目	4日目~1週間後	1ヶ月後
14,940	14,940	13,230
断水人口		
19,620	19,620	7,710
家屋被害		
		14,710

自力脱出困難者時系列内訳(人)

自力脱出困難者		
18時発災		
木造	非木造	合計
4,940	400	5,340
5時発災		
木造	非木造	合計
8,180	310	8,490
12時発災		
木造	非木造	合計
2,960	610	3,570

経済被害(18時発災)(億円)	建物被害					
	住家			非住家		
	木造	S造	RC造	木造	S造	RC造
	5,500	1,370	1,780	2,370	4,710	4,360
	計 20,090					
	家財被害	240				
	償却資産被害	3,030				
	在庫資産被害	1,070				

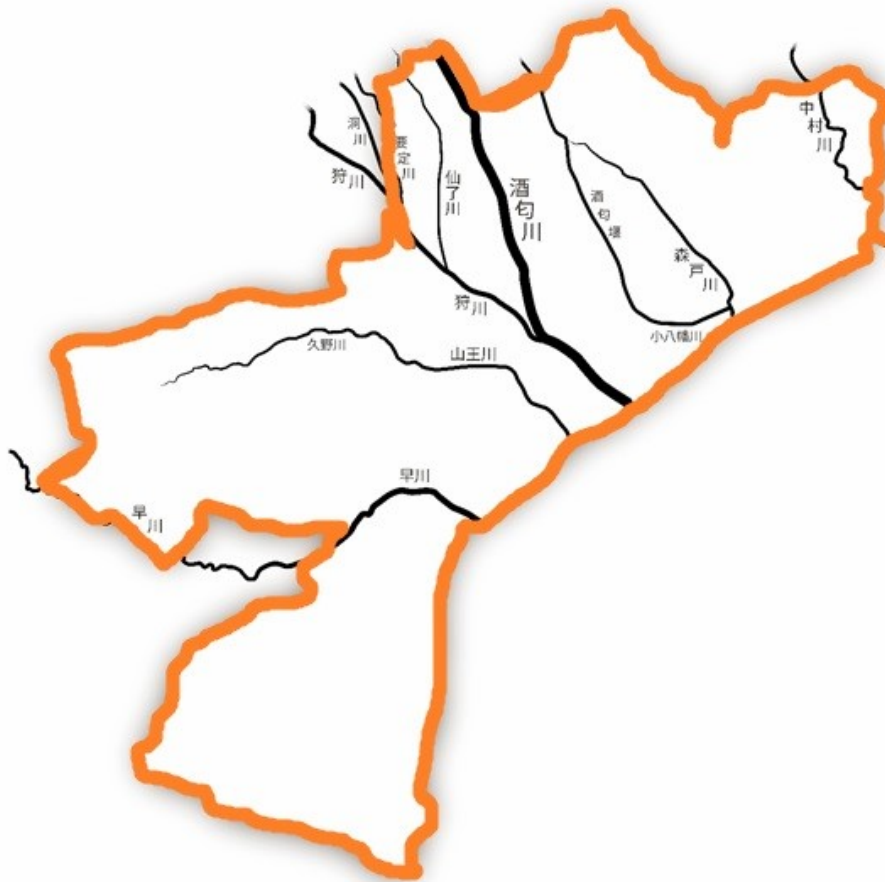
1-6 推進計画区域

津波防災地域づくりに関する法律（第10条）では、推進計画において「推進計画区域」を必ず定めるものとされています。

本市では、最大クラスの津波の到達時間が最短1分であることから、津波対策に関する道路、河川、海岸などにおけるハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させ、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する必要があります。

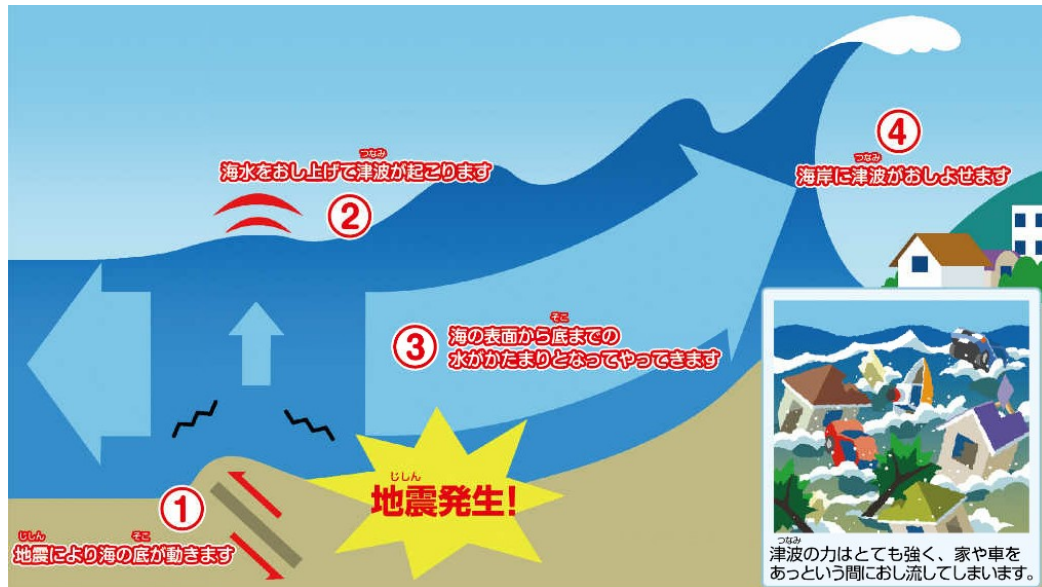
以上のことから、本計画の対象区域は津波浸水想定区域だけではなく、市域全域とします。

推進計画区域は市内全域とします。



津波のメカニズムと小田原市における津波の特徴

【津波発生メカニズム】（気象庁ホームページより抜粋）



【津波が高くなる地形的な条件】

- ・ 遠浅の海岸で、あとからあとから波が追いつき、津波高が高くなる。
- ・ リアス式海岸のような深い湾や入り江で、周囲の津波が寄せ集まって、津波高が高くなる。
- ・ 海岸の後背地の地形がなだらかで海面との比高差が小さいと浸水域が広がる。

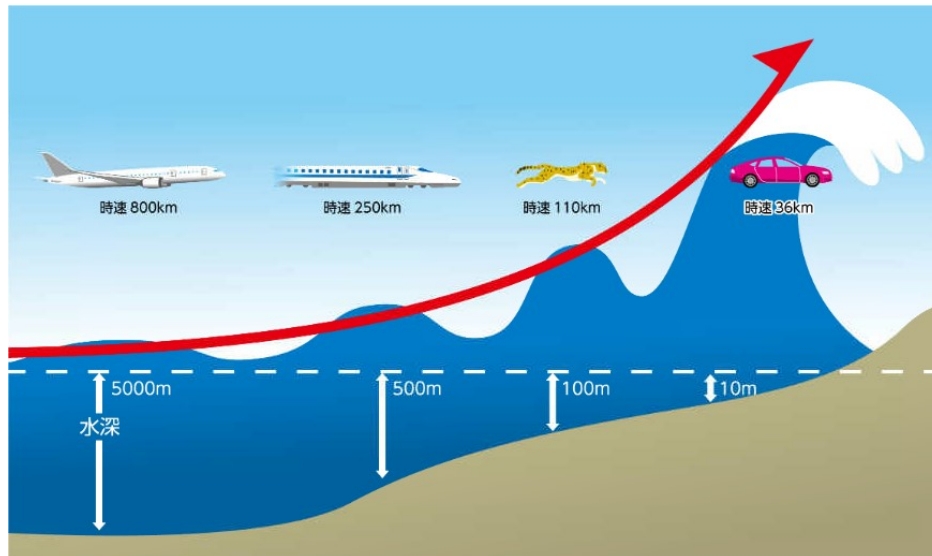
【小田原市の海岸の地形を踏まえた津波の特徴】

- ・ 海岸線からすぐに急激に深くなり、遠浅海岸ではない。
- ・ 海岸線がなだらかで、入江等が形成されていない。
⇒ 津波高が海岸近くになっても高くなりにくい。
- ・ 海岸の後背地が急に高くなっている地区や西湘バイパスが後背地に対して防波堤の役割を果たしている地区がある。（シミュレーション結果として津波が西湘バイパスを越波する箇所も存在します。）
⇒ 浸水域が比較的狭い。

※ ただし、震源に近いので、津波到達時間が極めて短い。（日本一早い津波）

津波のメカニズムと小田原市における津波の特徴

【津波の伝わる速さと高さ】（気象庁ホームページより抜粋）



津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくとつれ、減速した波の前方部に後方部が追いつくことで、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。

【津波の時はどのように行動したらいいか？】（首相官邸ホームページより抜粋）

強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、また地震を体で感じなくても、「津波警報」等を見聞きしたら、いち早く海岸から離れ、可能な限り高い場所へ避難してください。

海水浴等により海岸付近にいる人は、「津波注意報」でも避難が必要です。海からあがる、海岸から離れるなど、すぐに避難を開始してください。

避難をする時は、近くの高台や津波避難タワー、津波避難ビルなどに向かってください。

第一波の引いた後に家に戻り第二波にのみこまれ被害に遭ったケースや、余震により再度津波が発生するケースもあり、津波警報・注意報が解除され安全が確認されるまでは決して被災地域には立ち入らないでください。

津波の災害から身を守るためには、日頃から津波に関する情報を収集したり、津波ハザードマップなどで家の周りの安全な避難場所を確認しておくことが必要です。

津波は想像を超える速さ、あるいは想像を超える場所からやってくることを認識しておきましょう。

特定避難困難地域について

特定避難困難地域とは、津波の到達時間までに避難対象地域外または避難対象地域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域を指し、津波襲来時に域内に滞在している人が安全な場所に避難できるようになるよう津波避難ビルや津波避難タワーの設置や避難経路等の確保に必要な対策を検討するための基礎資料として把握するものです。

小田原市においては、津波の到達時間が極めて短いため、一般的な成人の歩行速度を1.0m/秒（60m/分）、歩行困難者・身体障がい者・乳幼児・重病人等の歩行速度を0.5m/秒として算出すると、浸水地域外や津波避難ビルに避難するために水平移動可能な距離は最大でも60～360mです。一般的に津波を引き起こすような大きな地震の揺れは数分間続くとされており、更に、避難準備にかかる時間を考慮すると、津波防災地域づくり推進計画を既に作成している市町村では地震発生から避難開始にかかる時間を3～10分程度としており、これを勘案すると小田原市はほぼ全ての津波浸水地域が特定避難困難地域に該当します。

このため本市においては特定避難困難地域とそれ以外の地域を区分せずに津波避難対策を検討・推進していくものとします。

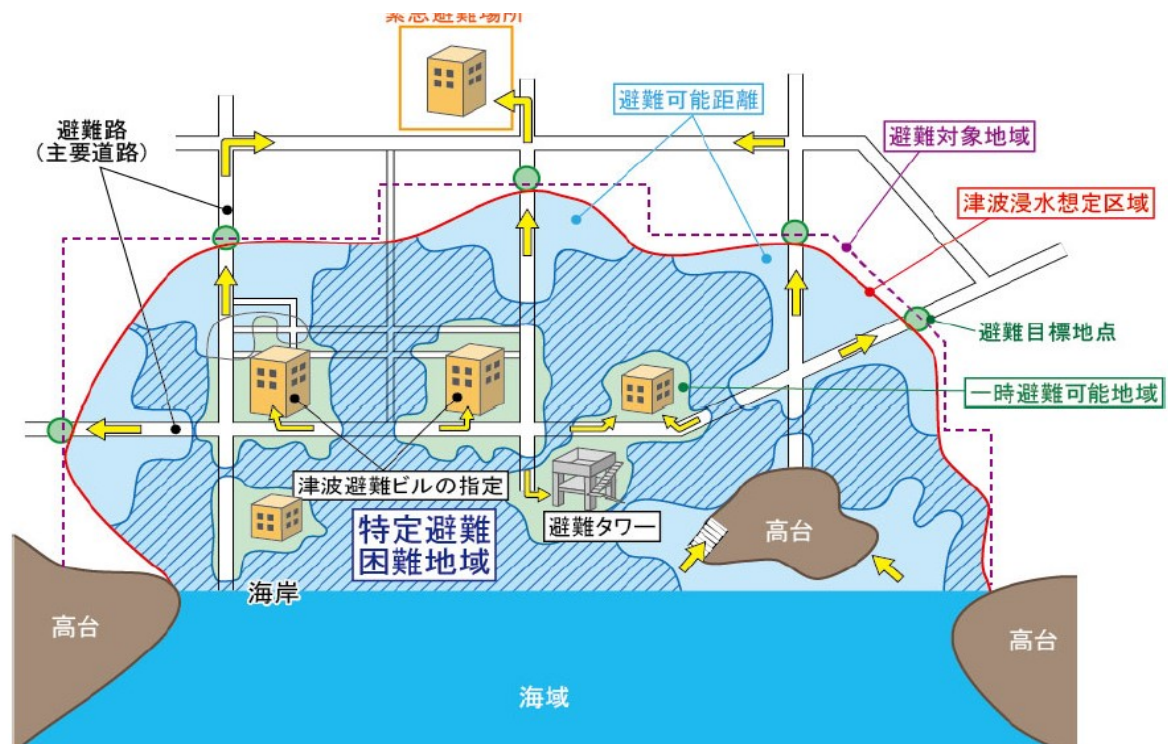
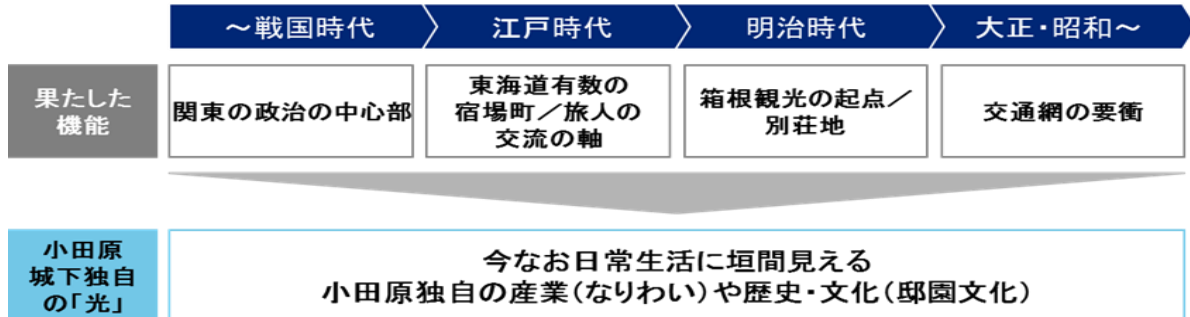


図-4 特定避難困難地域の抽出イメージ 出典：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

2-1 小田原市の歴史



出典：平成28年3月「小田原市観光戦略ビジョン」

本市は、住みよい地形と自然を生かしながら、城下町・宿場町・別荘地として栄え、小田原独自の「なりわい」や「邸園文化」などが発展し、今なお小田原のまちには当時の産業や文化が息づいています。

江戸時代に入り、政治の中心が小田原から江戸へ移ると、小田原は沿岸部を通る東海道有数の宿場町として機能するようになりました。箱根越えを控えた旅人に向けて、蒲鉾や干物といった水産加工品、寄木や漆器といった木製品、梅干しをはじめとする農産品などの商品を販売し、栄えたのが小田原の「なりわい」です。

明治時代になると参勤交代が廃止されたことなどにより、東海道に人・もの・金が流れなくなり、宿場町としての小田原の賑わいは減退してしまいました。

しかし、明治時代後半には、温泉を目的として箱根を訪れる富裕層の来訪客が増え、徐々に活気が戻るようになりました。また、箱根観光の起点として賑わうだけでなく、東京からほどよい距離であることや、海や山に囲まれた豊かな自然があり、温暖な気候であることで、風祭、南町、板橋等の沿岸地域において皇族や政財界人の邸宅が建てられ「邸園文化」が栄えました。

大正時代には、関東大震災が起こり、震源に近い小田原は多くの建物が倒壊し、当時の熱海線根府川駅では、機関車と車両が海中に崩落するなど大きな被害が生まれました。

震災の復興の一環で、昭和に入ると小田原の交通網は一気に発達しました。1927年に新宿－小田原間に小田急線が開通し、1934年に丹那トンネルが開通、東海道本線が小田原を通りました。1940年には小田原町、足柄町、大窪村、早川村、酒匂村の一部が合併して本市が誕生しました。

戦時中は小田原も被害を受け、1945年には小田原空襲で新玉、万年、幸地区の一部が焼失しました。戦後、1960年には、本市の象徴である小田原城天守閣復興事業が完了するとともに、1964年には東海道新幹線小田原駅が開業し、東京・横浜への所要時間も大きく縮みました。

過去の地震

日本暦年月日	西暦	震源地又は地震名	記事	マグニチュード
寛永10. 1.21	1633年	相模・駿河・伊豆	小田原城の矢倉・門堀・石壁ことごとく破壊。小田原で民家の倒壊多く、死者150人。箱根で山崩れ。 熱海に津波が襲来 した。	7.0
正保4. 5.14	1647年	武蔵・相模	江戸城や大名屋敷で被害、死者があった。小田原でも城の石垣が崩れるなどの被害。余震が多かった。	6.5
慶安1. 4.22	1648年	相模・江戸	小田原城破損、領内で倒壊家屋が多かった。箱根で落石、死者1人。江戸で船のごとく揺れ、瓦落ち、土蔵や練塀の半数が崩れ倒れた。小田原や江戸の大きな被害は疑問とする説がある。	7.0
元禄16. 11.23	1703年	江戸・関東諸国「元禄地震」	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく、城下は全滅、12ヶ所から出火、倒壊家屋8千戸以上、死者2,300人以上。東海道は川崎から小田原までほとんど全滅し、江戸・鎌倉などでも被害が大きかった。 津波が犬吠崎から下田の沿岸を襲い 、溺死者数千人。1923年関東地震に似た相模トラフ沿いの巨大地震と思われるが、地殻変動はより大きかった。	7.9 ～ 8.2
天明2. 7.15	1782年	相模・武蔵・甲斐	月のはじめより、前震があり、15日に2度大震。小田原城破損、家屋約800余倒壊。箱根・大山・富士山で山崩れ。江戸でも倒壊や死者があった。 熱海で津波 があったらしい。	7.0
天保14. 2.9	1843年	足柄・御殿場	足柄萱沼村で石垣・堤の崩れ多く、御殿場の近くや津久井でも被害があった。	6.5
嘉永6. 2.2	1853年	小田原付近	小田原で被害が大きく城内で倒壊・破損が多かった。小田原領内で倒壊家屋1千余戸、死者23人。山崩れが多かった。	6.7
大正12. 9.1	1923年	関東南部「関東大地震」	東京で観測した最大振幅14～20cm。地震後火災が発生し被害を大きくした。全体で死者、不明者14万2千余、家屋全・半壊25万4千余戸、焼失44万7千余戸。山崩れ、崖崩れが多い。房総方面・神奈川南部は隆起し、東京付近以西・神奈川北方は沈下した。相模湾の海底は小田原布良線以北は隆起し、南は沈下した。 関東沿岸に津波が襲来し、波高は熱海で12m、相浜で9.3m など。	7.9
昭和5. 11.26	1930年	伊豆北部「北伊豆」	2～5月に伊東群発地震、この月の11月11日より前震があり、余震も多かった。死者272人、全壊家屋2,165戸。山崩れ、崖崩れが多く、丹那断層（長さ35km、横ずれ最大2～3m）とそれに直交する姫之湯断層などを生じた。	7.3

参考：内閣府「過去の災害一覧」

2-2 人口・産業

(1) 人口

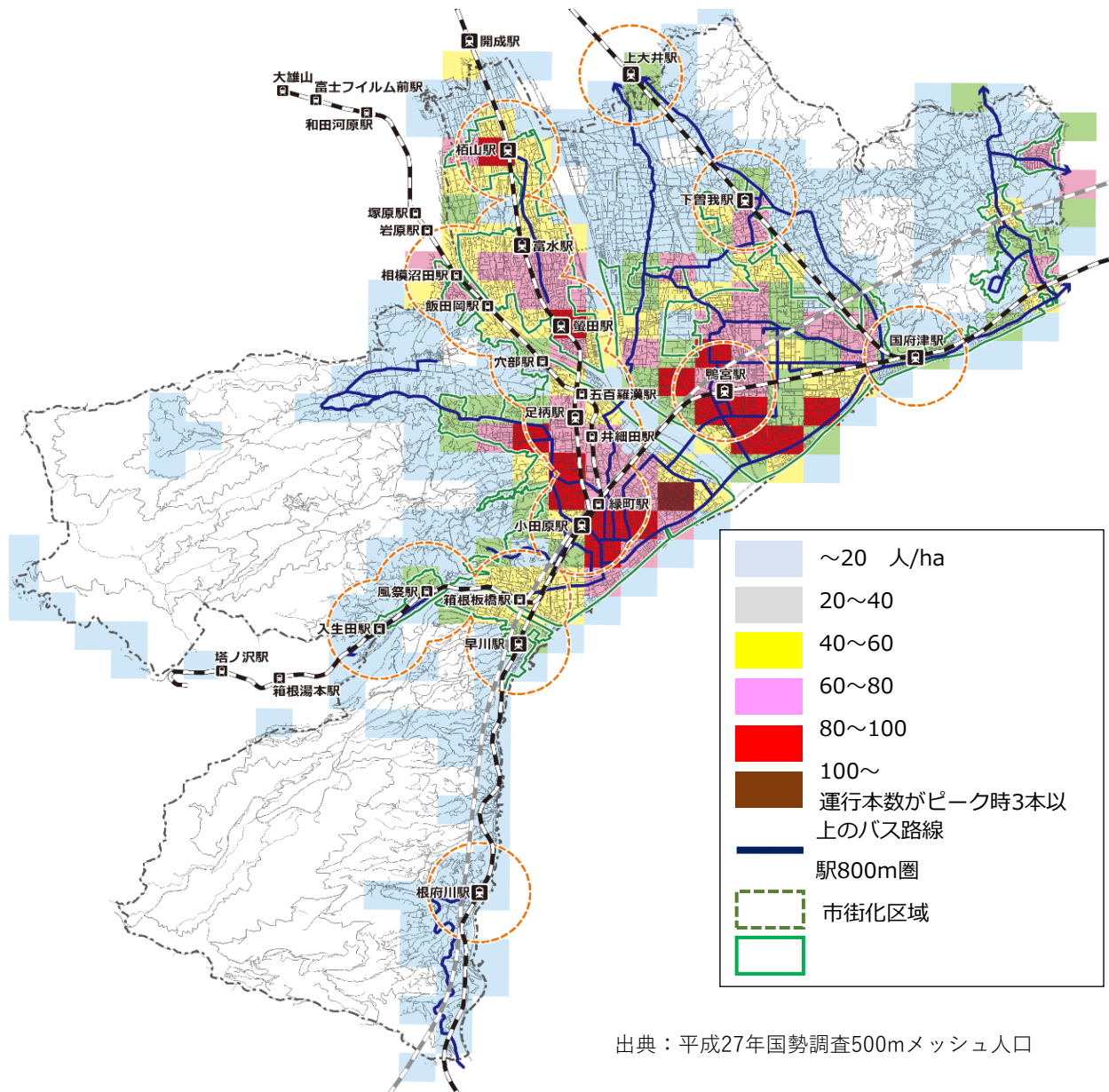
市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口は増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、緩やかな減少傾向を示しています。

平成27年国勢調査では、平成27年10月1日現在、市の人口は、194,086人、世帯数は79,120世帯です。また、1km²あたりの人口密度は1,705人/km²となっています。

表 人口・世帯数の推移

調査年月日	人口			世帯数	備考
	総数	男	女		
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査

小田原市人口分布図



本市の市街地（市街化区域）内の人口密度は、おおむね人口集中地区（以下、DID）※の基準である40人/haを上回っており、一定の人口が集積しています。

市街地の中でも、小田原駅周辺、鴨宮駅周辺や小田急小田原線の駅周辺において高い人口集積がみられ、高密度な市街地を形成しています。また、これらの駅から運行するサービス水準の高い（ピーク時3本以上）バス路線沿線においても一定の人口集積がみられます。このことから、本市の人口分布は、公共交通の利便性が高い中央エリアに高い人口集積がみられることが特徴といえます。

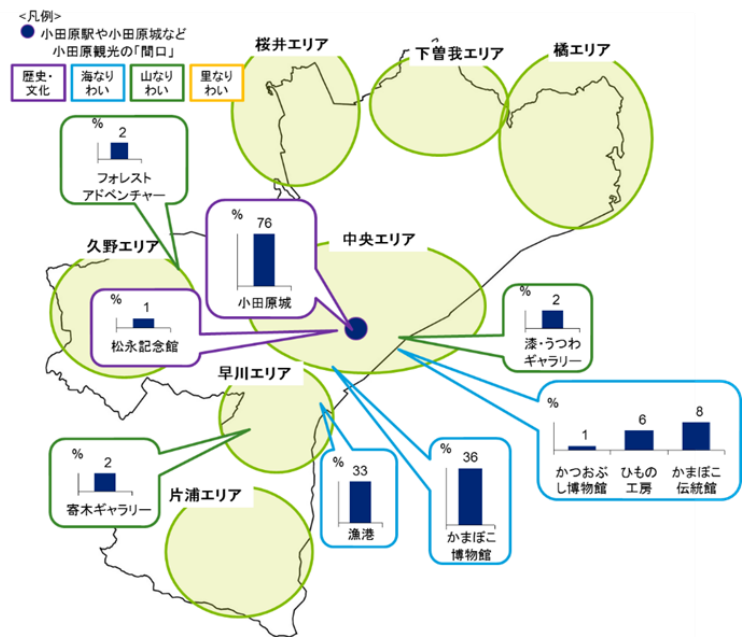
また、漁業を中心として栄えてきた歴史的背景があり、特に国道など幹線道路の通る交通の便の良い沿岸部に人口の集積した地域があります。

(2) 産業

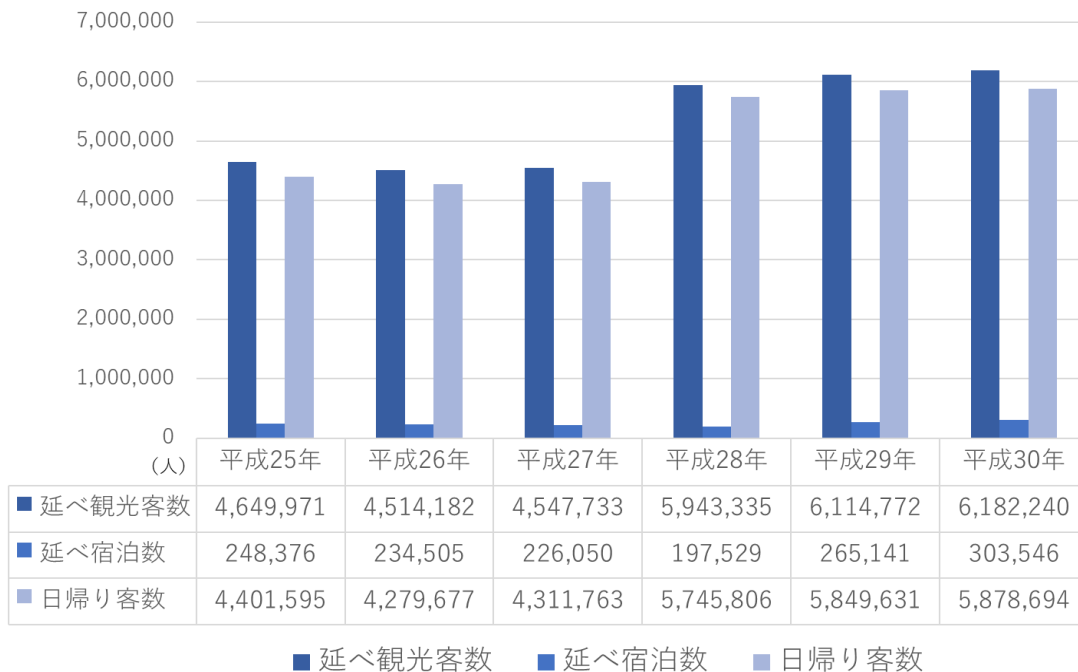
本市では、蒲鉾、干物、和菓子、漬物、木製品、提灯、鋳物といった地場産業があり、これらの地場産業は、豊かな自然と多くの人々の往来や様々な文化の交流のあった城下町・宿場町として栄えた歴史の中で生まれたと言えます。

特に小田原城を中心として、産業・文化・食などの地域資源が市内各所に広がっており、沿岸地域には、漁港やかまぼこ通りなどの小田原の観光資源が広がっています。

また、「北條五代祭り」、「ちょうちん夏まつり」、「忍者の里・風魔まつり」、「おでんまつり」、「梅まつり」など、1年を通して様々な行事があり、行事観光客数の割合は神奈川県他の都市よりも高くなっていることから、来訪客の多くは、行事を目当てに小田原を訪れていることが分かります。



小田原市 観光客数



出典：平成30年小田原市統計要覧

2-3 土地利用・交通

本市は、豊かな自然環境の中で暮らし、通勤通学では横浜・東京方面に、また休暇には箱根・伊豆方面に出かけることのできる恵まれた立地環境にあります。

この立地環境を生かし、それぞれの地域特性に応じた多様な住まい方からなる「小田原スタイル」の暮らしを提案して、市民の定住と市外からの転入者の増加を図り、にぎわいを生む持続可能なまちを目指しています。

(1) 土地利用

① 土地利用概況

市の面積は、11,381haであり、そのうち人口集中地域の面積は3,020haで市域の約27%にあたります。市域の約48%にあたる5,552haが農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は4,267haで市域の約37%にあたります。現在の市の土地利用は次のとおりです。

表 土地利用状況 (単位ha)

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
593.9	1,910.6	1,927.8	1.6	1,827.1	1,355.8	645.1	2,217.5	10,479.4

※ 河川等を除く

② 市街化区域及び市街化調整区域

市における令和元年9月13日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。

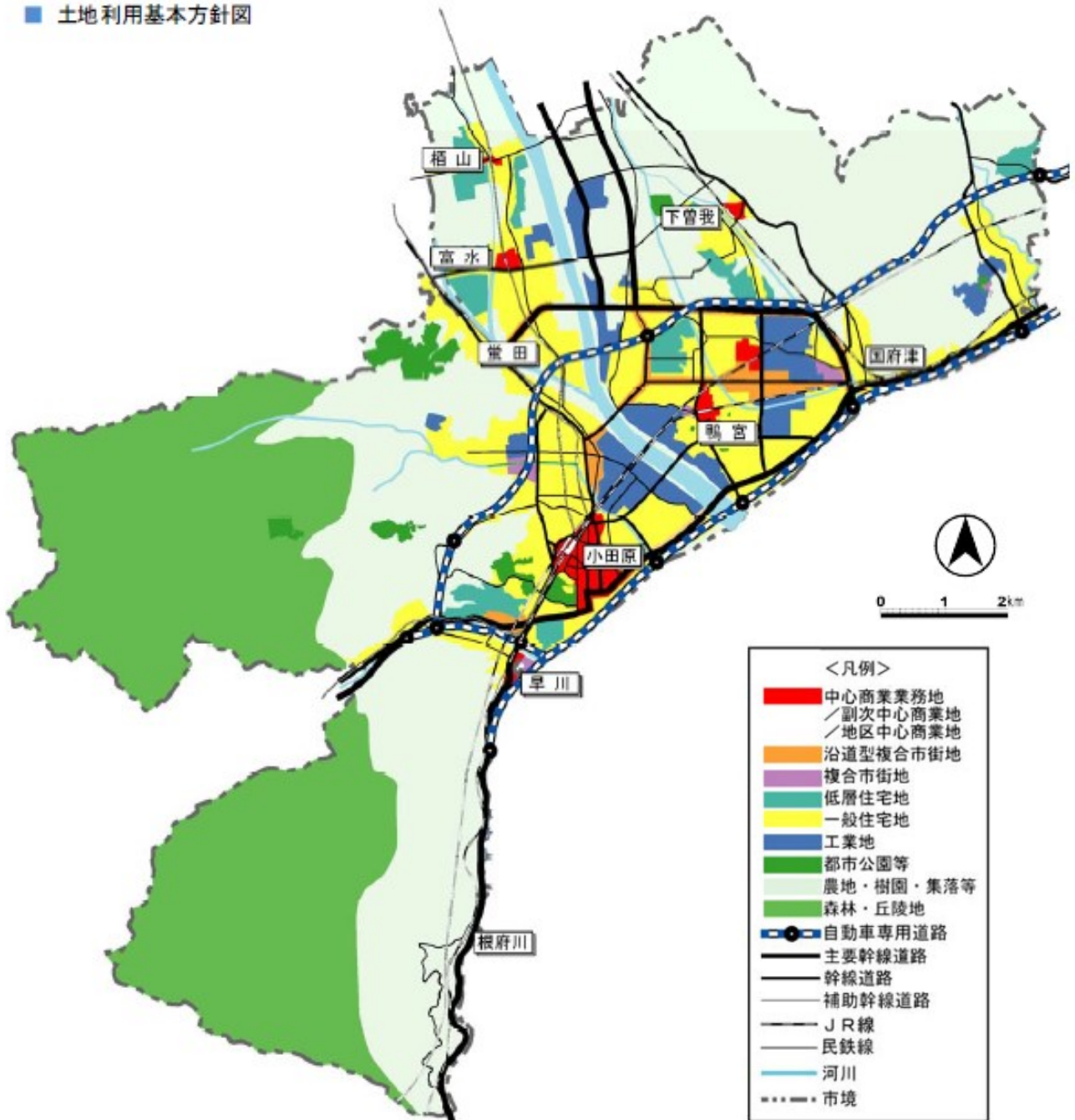
表 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域	2, 8 2 2 ha
市街化調整区域	8, 5 5 8 ha

令和元年9月13日変更 神奈川県告示第187号

土地利用基本方針図

■ 土地利用基本方針図



(2) 交通

① 公共交通機関

市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、国府津駅を中心として、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。

② 道路

市の骨格となる道路体系は、南北軸である国道255号、県道711号（小田原松田）、東西軸である国道1号、西湘バイパスなど都市間を結ぶ主要な幹線道路網を形成しています。市内の生活道路は、城下町という歴史的な経緯から、狭あい曲がりくねった道路も多く存在しており、火災の延焼や災害時の避難が懸念される地区もあります。

沿岸には西湘バイパス及び国道135号といった主要な幹線道路が走っています。西湘バイパスの盛土構造となっている区間では、津波に対して一定の堤防的な役割を果たしますが、箇所によっては越波することも想定されており、国道135号についても多くの区間が浸水のリスクを抱えています。

《緊急輸送道路》

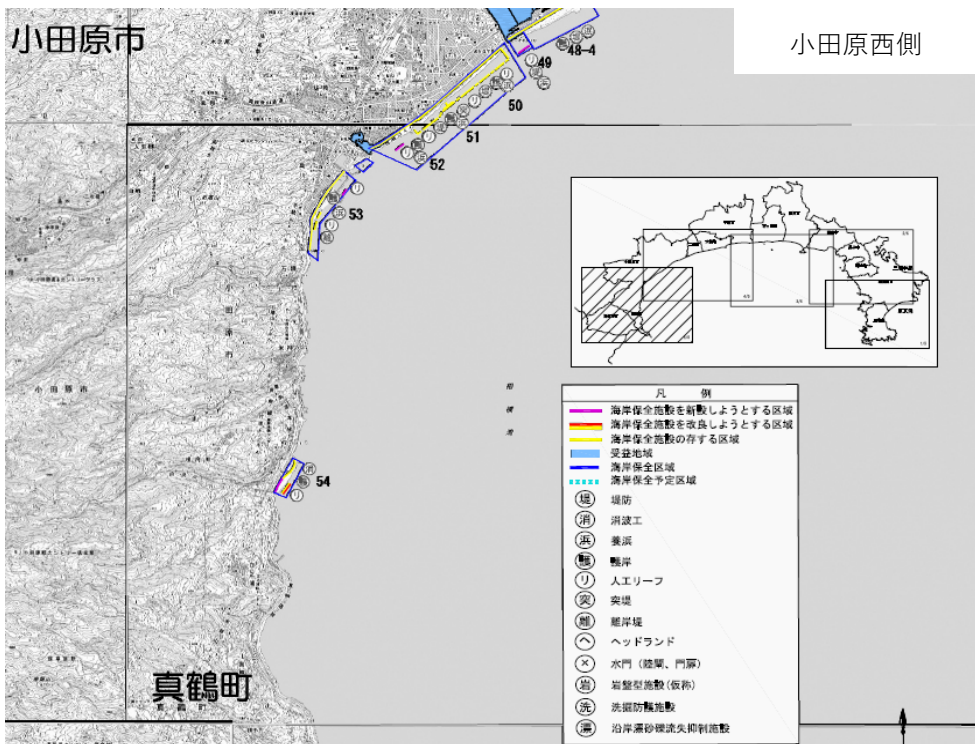
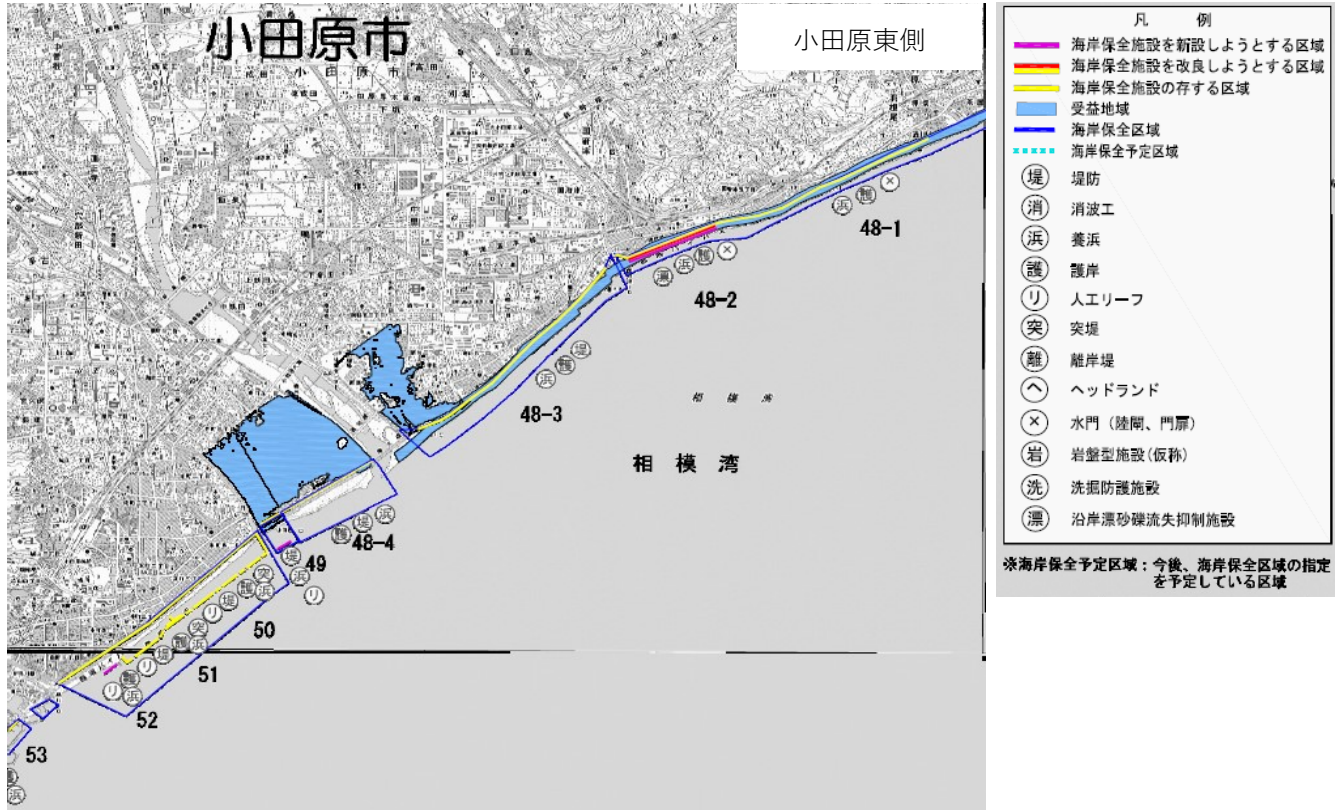
本市において、災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送施設の整備を図っています。

県では、市災害対策本部や物資受入れ港の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しているとともに、市は県の指定する緊急輸送道路を補完するものとして、必要に応じ市の指定する補完道路を指定し整備を図っています。なお、本市の沿岸を走る国道1号や県道135号については、緊急輸送道路として指定されており、緊急輸送道路から各広域避難所等に繋がる道路を補完道路として指定しています。



(3) 神奈川県海岸保全基本計画

小田原市の海岸の保全や整備に関する基本的な事項について定めた計画は次のとおりであり、本計画はこれとの整合性を図りつつ、必要な検討事項を加えて策定する必要があります。



2-4 これまで小田原市（県含む）が実施してきた地震・津波防災施策

地震・津波防災施策時系列

時期	項目	主な内容
H21.3	神奈川県地震被害想定公表	神奈川県西部地震における津波の想定…小田原市で最大津波高「3.33m」
H23.3.11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	従来のを大きく上回る津波が発生
H23.3.31	相模湾沿岸13市町長から神奈川県へ想定される津波の規模見直しの要望提出	本市では最悪とされる津波の高さを「10m程度※」と、ひとまず想定（理由：東日本大震災の最大津波高は「8.5m以上」とされ、この数値を上回るもの。大津波警報の最大高さ「10m以上」も考慮。従来のを想定「3.33m」を約3倍に引き上げ）
H23年度以降	津波対策の強化	海拔10m以下の沿岸部を対象として津波対策を強化
H23.5.13設置	「津波浸水想定検討部会」	県では、平成23年度で検討
H24.3.30	神奈川県「新たな津波浸水予測図（12地震）」公表	本市の最大浸水区域「慶長型地震」 本市の最大津波高「6.3m」（前川地区）「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」 この予測は、本市想定10mを下回ると共に、海拔10m以下の地域に浸水もない結果となった
H27.2.27	沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を公表	国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波については、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、予測を見直した津波浸水予測図を公表した。
H27.3.31	「津波浸水想定」（県内で津波が最大となる5地震の「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面）が公表	この結果、本市における最大の津波は、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）によるもので、最大津波高は11.9m（国府津地区、到達時間3分）、最大浸水面積（代表箇所（海岸保全区域、港湾区域、漁港区域）は0.9km ² （慶長型地震）から2.0km ² （←2.1km ² 、平成27年6月22日修正）で居住区域への浸水も一部あり、という結果となった。
H31.3	津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針	区域指定を進める意向がある小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）をモデル地域として、指定に向けた調整を実施
R1.8～11	住民説明会	津波災害警戒区域の指定について、市・県の共催により住民説明会を開催した。（3回実施）
R1.11～12	各市町長への意見聴取等	津波防災地域づくりに関する法律第53条第3項に基づき、神奈川県が市長に区域指定に係る意見聴取を実施
R1.12.24	県西地域（小田原市、湯河原町、真鶴町）「津波災害警戒区域」指定	最大クラスの津波発生時における避難体制の強化を図るため「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、神奈川県知事により津波災害警戒区域を指定。

地震・津波に関する具体的な対策

時期	概要		種類
S58年度 ～H7年度	津波注意用掲示板の設置	津波注意喚起を図るため、沿岸地域に50枚設置	啓発 表示
H23年度	海拔表示板・海拔表示シールの設置	小学校、中学校、市公共施設、駅、公園、金融機関（さがみ信金、J A かながわ西湘）、郵便局、交番、津波避難ビルなどに設置（津波避難ビルには、津波避難ビル表示シール設置）	
	海拔表示板の設置	866枚（うち小田原松風ライオンズクラブ寄附分287枚）	
	海拔表示シールの設置	112枚	
H23.7、9	海拔マップ	作成、全戸配布	
H25.3	防災マップ作成、全戸配布		
H23～24年度	津波経路地図の作成回覧	沿岸地区9地区（早川、十字、幸、新玉、万年、山王網一色、酒匂・小八幡、国府津、橘南）において、津波避難地図を作成し、配布、回覧。	
H24年度	津波避難経路看板の設置	津波避難ビル等に速やかに避難できるよう、避難経路等を示した看板を沿岸地区に24基設置。	
H23年度～	津波一時避難施設（津波避難ビル）の指定、協定	R2.1末現在、90ヵ所（市公共施設33、県公共施設6、民間施設51） ※民間施設については、海拔10m以下を含む沿岸地域の自治会長や民生委員等と地域周辺を街歩きして、津波避難ビルや避難経路を確認し、選定 [条件] ①耐震基準（1981年施行）に適合 ②原則としてRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造 ③3階建て以上	
	高台	J A 早川選果場、旧城内高校グラウンドの2箇所	
H23～24年度	広域避難所等の屋上フェンス設置	海拔10m以下に所在する学校施設を津波一時避難施設として利用するため、校舎屋上に転落防止用のフェンスを整備（再整備）した。 H23年度3校（山王小、酒匂小、国府津小） H24年度6校（新玉小、町田小、富士見小、白鷗中、国府津中、酒匂中）	

津波避難訓練

(1) 事業内容

東日本大震災の教訓を生かし、市民の生命・財産を守るため、迅速で的確な情報受伝達及び避難行動が不可欠であることから、H23年度より訓練を実施し、H27年度以降の津波対策訓練は、神奈川県と相模湾沿岸13市町合同で実施する情報受伝達訓練へ参加しました。具体的な訓練内容については下記のとおりです。

(2) 訓練内容

H23年度

実施日	H23年7月29日(金)	参加人数	1,165人
訓練内容	(1) 災害対策本部運営訓練（会場：防災情報処理室及び各施設） 各課から所管の施設・学校・その他必要な機関への情報受伝達及び避難訓練。 (2) 学校参加型訓練（会場：沿岸部の小中学校10校）夏休みのため、部活動等で登校している生徒を対象。 (3) 住民避難訓練（参加：十字連合5自治会、酒匂8区自治会）近隣の公共施設又は高台へ住民が避難。		

H24年度

実施日	H24年7月6日(金)、7日(土)	参加人数	3,296人（6日：339人、7日：2,957人）
訓練内容	(1) 6日…災害対策本部運営訓練（会場：防災情報処理室及び各施設） 各課から所管の施設・学校・その他機関への情報受伝達及び初動訓練。 (2) 7日…住民避難訓練（参加：酒匂・小八幡、国府津、橘南連合）高台又は津波避難ビルへ住民が避難。		

H25年度 ※県と相模川以西市町との合同訓練

実施日	H25年7月13日(土)、16日(火)	参加人数	1,147人
訓練内容	(1) 13日…情報伝達訓練、避難誘導訓練（酒匂川以西の沿岸地区）、情報収集訓練、広域応援部隊先遣隊活動拠点偵察訓練、県内消防応援部隊先遣隊活動拠点情報収集訓練 (2) 16日…情報受伝達訓練		

H26年度

実施日	H26年7月11日(金)、19日(土)	参加人数	56人
訓練内容	(1)11日…情報伝達訓練 (2)19日…避難誘導訓練（御幸の浜海水浴場利用者及び管理委託業者等） 防潮扉閉鎖訓練（小田原市消防本部）		

H27年度

実施日	H27年11月5日(金)	参加人数	12人
訓練内容	神奈川県津波対策情報受伝達訓練		

H28年度

実施日	H29年2月10日(金)	参加人数	14人
訓練内容	小田原市（押切地区・中村原3区）と二宮町（川匂地区、茶屋地区）による合同津波避難図上訓練		

H29年度

実施日	H29年8月27日(日)	参加人数	25人
訓練内容	小田原市（押切地区・中村原3区）と二宮町（川匂地区、茶屋地区）による合同津波避難訓練		
実施日	H29年9月1日(金)	参加人数	840人
訓練内容	沿岸地域住民および酒匂中学校生徒と関係機関による津波避難訓練（於：九都県市合同防災訓練）		

H30年度

実施日	H30年11月9日(金)	参加人数	5人
訓練内容	神奈川県津波対策情報受伝達訓練		

第3章 津波防災地域づくりに関する課題

3-1 津波以外の自然災害に起因する警戒区域等

津波防災地域づくりにおいて、土地利用の考え方を整理するにあたり、考慮する必要がある津波以外の自然災害に起因する警戒区域等は次のとおりです。（令和3年3月19日時点）

（1）土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)		土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	
地滑り	0区域	地滑り	0区域
土石流	116区域	土石流	86区域
急傾斜地の崩壊	402区域	急傾斜地の崩壊	350区域

（2）洪水浸水想定区域

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量 (日雨量)
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模	342mm
2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号		530mm
3	狩川	平成30年7月27日 神奈川県告示第355号		364mm
4	仙了川	平成30年7月27日		344mm
5	要定川	平成30年7月27日 神奈川県告示第356号		336mm
6	早川	令和2年3月24日 神奈川県告示第95号		870mm
7	森戸川	令和元年12月20日 神奈川県告示第305号		338mm
8	中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示第307号		335mm

（3）高潮浸水想定区域

令和3年5月末に指定予定があります。

（4）内水浸水想定区域

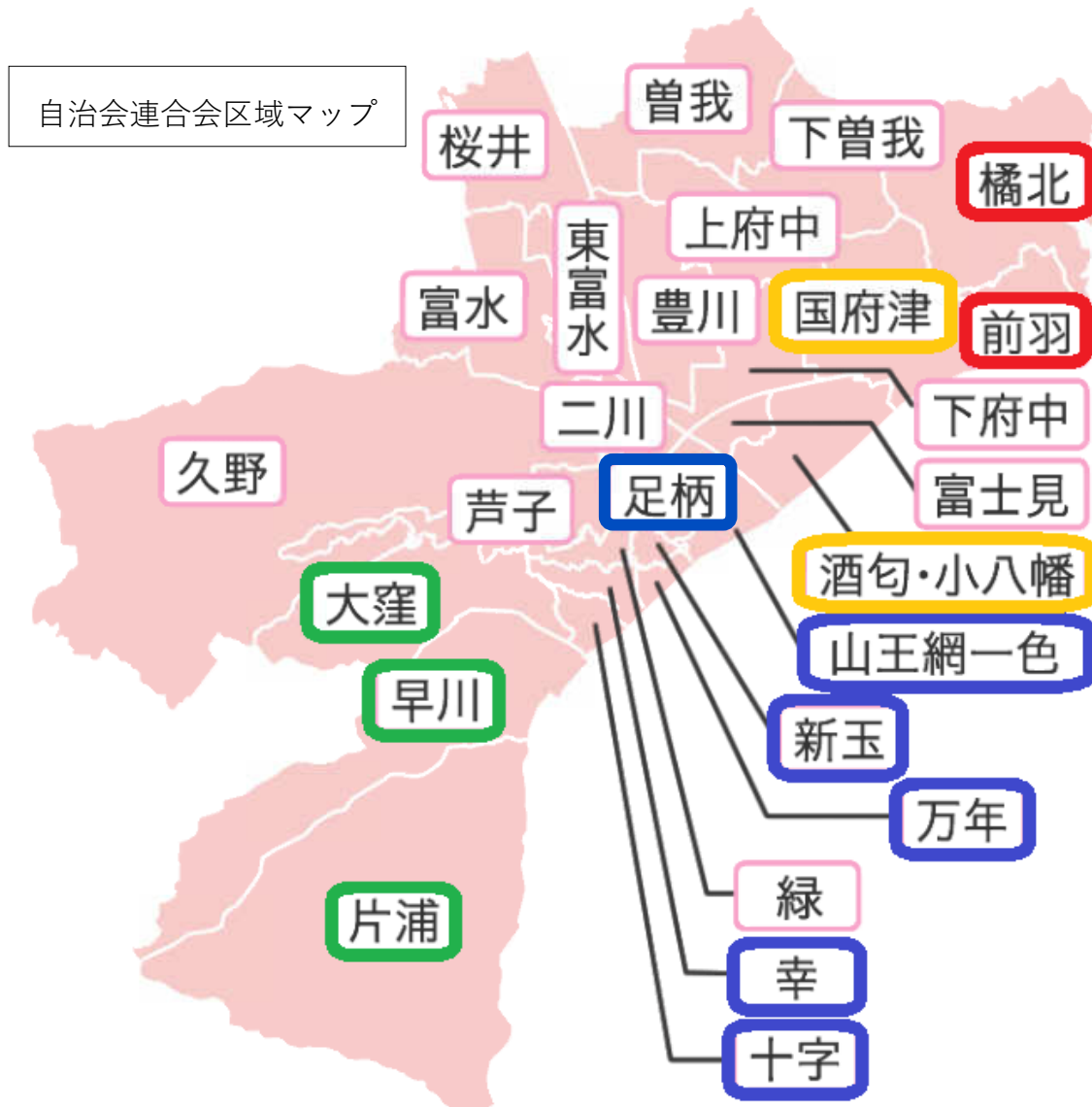
今後指定予定があります。

3-2 これまで検討されてきた地域づくり上の地域別の課題等

本市の沿岸部は、人口や土地の利用状況など様々な特徴があることから、地域ごとの現状や課題をエリア別に整理することとします。本市では、津波災害警戒区域を有する13の自治会連合会エリアを4つのブロックに分けて検討します。

なお、各ページに記載の人口については、自治会区割り等の関係で参考値とします。

エリア1	エリア2	エリア3	エリア4
片浦・早川・大窪	足柄、山王網一色、新玉、万年、幸、十字	国府津、酒匂・小八幡	橘北、前羽



1. 片浦・早川・大窪

地域の概要

地域人口（世帯数） 令和2年4月時点	約10,800名 (約5,400世帯)		
最大津波高	10.2m（早川地区）	最大津波到達時間	2分（米神地区）
避難行動要支援者数 令和2年12月時点	157人 (片浦38、早川56、大窪63)	津波災害警戒区域内の 要配慮者施設	

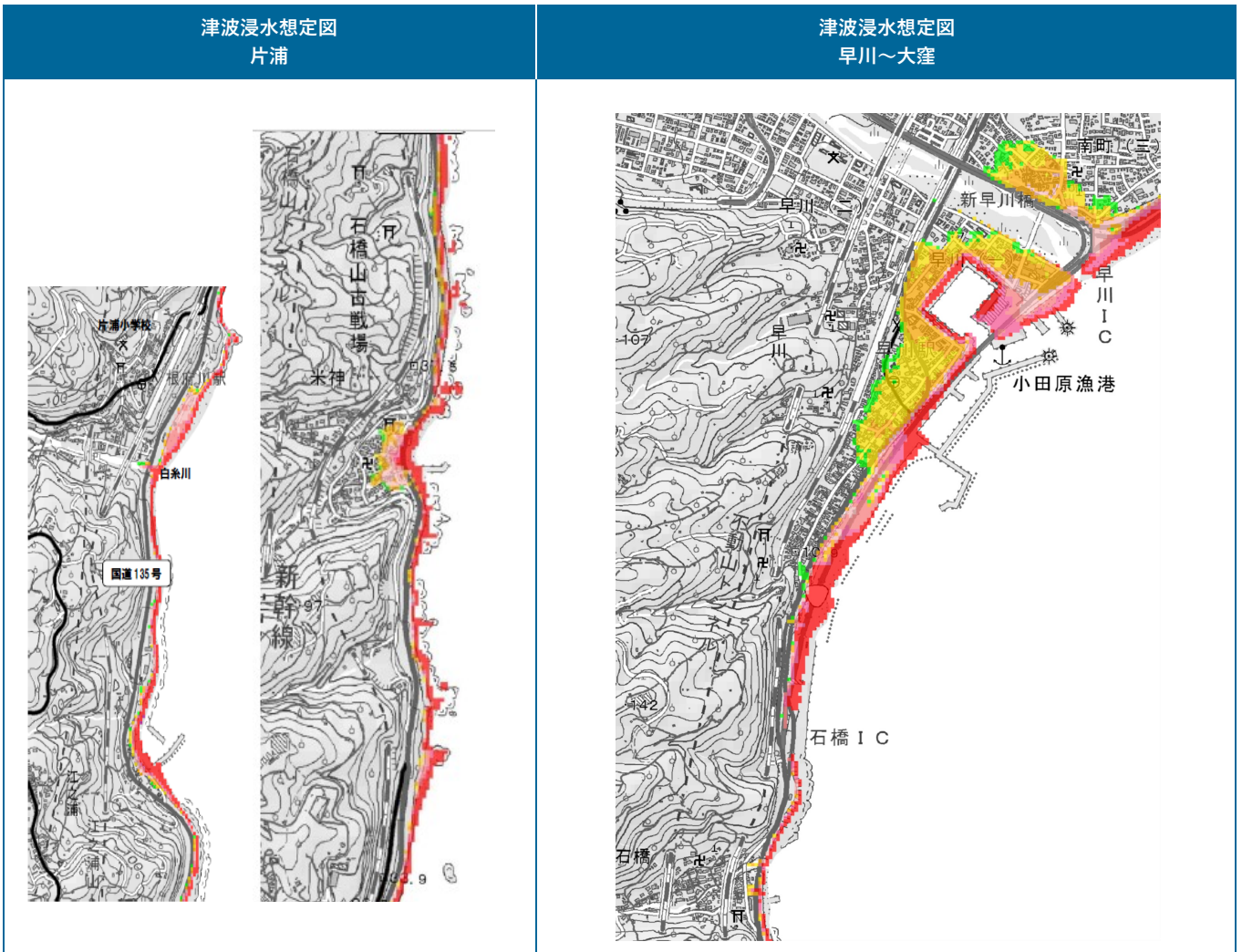
地域の課題

洪水浸水想定区域 土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・早川沿いは、場所によって0.5～10.0m未満の浸水が想定されている。 ・山間部は急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所が数多く存在する。
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通は国道135号及び県道740号の伊豆方面への通行車両が多い。
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
避難路の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・国道135号や県道740号は緊急輸送を兼ねた地域の幹線道路であるが、多くの土砂災害警戒区域等が存在する。 ・津波避難に必要な他の南北の縦動線は狭隘で勾配の急な農道のみであり、土砂災害の危険性がある。
都市計画	<p>【片浦】 区域外</p> <p>【早川】 第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域</p> <p>【大窪】 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸は磯浜が広がっている。 ・基幹産業は柑橘農業をはじめとする、林業、漁業となっている。 ・地域全域を農地等と位置付け、自然環境保全地域等の山間丘陵地・風致地区の海岸線など自然環境や景観を保全しつつ、広域農道の整備を促進している。 ・道路整備を中心として住環境を向上させるとともに、効率的な生活排水処理手法を進めている。 ・自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園周辺については、優先的に環境を保全する。 ・相模湾沿いの風致地区については、水辺環境や緑地環境を保全する。 <p>【片浦地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間に若者が少ない。 ・ＪＲの駅滞留者対策についても市とＪＲとで検討する必要がある。 ・地形的に傾斜地で坂道・階段が多い。 ・各種地域活動が盛んで、地域と子どものつながりが強い。 ・若い人が残らず、少子高齢化が進行している。 <p>【早川地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客等による交通量が多い。 ・自転車利用者や自動車による送り迎えが多い。 ・一人暮らし、老老介護が増加しており、地域内の子どもが減少している。 <p>【大窪地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内各所に歴史と文化自然があり、年間を通じて市内外から多数の来訪者がいる。 ・児童が通学に電車を使用する地区がある。 ・高齢化が進行してきている。

地域の課題まとめ

【ハード面】津波による浸水が想定される国道135号から陸側に逃げる場合、避難路が少なく、土砂災害警戒区域等に指定されている場所も広く存在することから、津波から命を守るための避難路をさらに充実させる必要があるとともに、誰でも即座に適切な判断ができるよう避難経路看板等の設置が必要である。

【ソフト面】観光施設や漁港等があることから、人が多く訪れるエリアであるため、事前の避難行動の周知が必要である。



2. 足柄、山王網一色、新玉、万年、幸、十字

地域の概要

地域人口（世帯数） 令和2年4月時点	約23,880人 (約11,530世帯)		
最大津波高	9.0m (小田原海岸（東町地区）・小田原漁港海岸（浜町地区）)	最大津波到達時間	1分（小田原漁港海岸（東町・浜町・本町地区））
避難行動要支援者数 令和2年12月時点	447人 (足柄136、山王網一色83、新玉58、万年55、幸36、十字79)	津波災害警戒区域内の 要配慮者施設	小田原アシスト、第2小田原アシスト、デイサービスセンター翔、山王保育園、山王小学校、白鷗中学校、神奈川県立小田原東高等学校
道路状況	・電線類の地中化等による防災面の向上に合わせて、地域との協働による景観形成を進める一方、屋外広告物条例に基づく規制・誘導や景観地区の指定等の手法により、広域的な交流の核にふさわしい商業・業務拠点づくりを進める。		

地域の課題

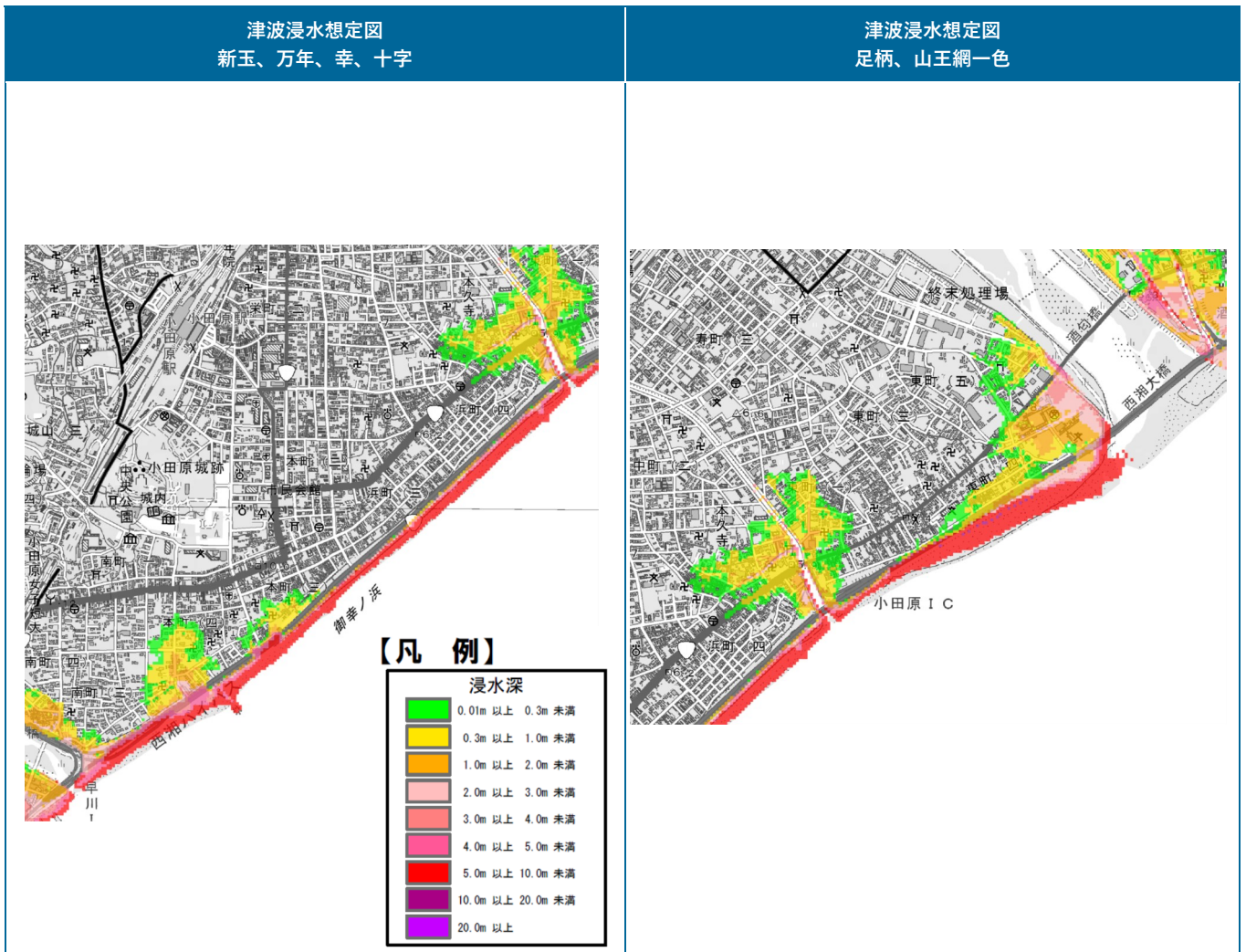
洪水浸水想定区域 土砂災害警戒区域	・酒匂川沿いは、場所によって0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。 ・十字地区の一部に土砂災害警戒区域等が存在する。		
避難施設	・検討中		
避難路の安全性	・沿岸部の道路は平坦ではあるが一部狭隘で、倒壊の危険性がある古い家屋なども残っている。		
都市計画	<p>【足柄】近隣商業地域、準工業地域、工業地域</p> <p>【山王網一色】第一種住居地域、工業地域、近隣商業地域、準工業地域</p> <p>【新玉】近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p> <p>【万年】第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域</p> <p>【幸】第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域</p> <p>【十字】第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域</p>		
その他	<p>【足柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の学区と自治会の区域が違うため、親子で広域避難所も異なり、発災時に避難しづらい。 ・新たに転入してきた住民や若い世代は、近隣所や地域の高齢者とのつながりや交流があまりない。 ・地区全体の行事は、健民祭や防災訓練くらいしかなく、大人同士の結びつきが少ない地域である。 <p>【山王網一色地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海釣り等を目的とした来訪者がいる。 ・毎年の防災訓練の75歳以上の高齢者等の参加者が少ない。 ・山王松原地区防災行政無線が聞こえにくい。 ・防犯灯の整備が本当に必要な箇所に整備されていない。 ・自治会未加入者や独居の高齢者等、情報が届きにくい方がいる。 <p>【新玉地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少が進んでいる。 ・住民同士のコミュニケーション不足から、世帯構成がわからない家庭が増えている。 	<p>【万年地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化が進み子どもの数が減少しており、一人暮らしの高齢者が多い。 ・隣近所とのつながりを大切にしている地域である。 ・防犯灯が整備されており、安心できる地域である。 ・小田原城等の歴史的建造物が近くにあり、旧東海道のなごりを感じさせる風情やまちなみが残っている。 <p>【幸地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会未加入者が増えており、自治会を通じて周知している情報がいきわたらない。 ・一人暮らしの高齢者が増加している。 ・空き家が増加している。 ・民生委員、主任児童委員11名で、地区内の高齢者宅を訪問する活動を実施している。 <p>【十字地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んでいる。 ・近隣住民への関心が希薄になってきている。 ・空き家や空き家同然となった家屋が増え、空き巣が増加している。 ・早川口の交差点や箱根口の交差点は交通量が多く、横断歩道を渡るのに不安や恐怖を感じる。 ・小田原用水などの歴史的・文化的資産が数多く存在している。 	

地域の課題まとめ

【ハード面】津波到達予想時間が早く高齢者が多く住んでいる地域であることから、特に川を遡上する津波に対する対策を講じる必要がある。西湘バイパスの盛土構造区間は、一定の津波対策に有効であるが、最大クラスの津波では越波が予測されるため、防波堤等の整備が必要である。

【ソフト面】津波浸水想定区域は存在するものの、避難する方向によっては区域外への避難も可能になることから、地域における避難について検討し、適切な避難について周知する必要がある。また、区域外にお住まいの「津波から避難する必要がある」と認識していた方々には地震による揺れから命を守る意識を再認識させる必要がある。

酒匂川スポーツ広場や、御幸の浜海水浴場にいる利用客の避難対策の実施を検討する必要がある。



3. 国府津、酒匂・小八幡

地域の概要

地域人口（世帯数） 令和2年3月時点	約26,450名 (約12,050世帯)		
最大津波高	11.9m（国府津地区）	最大津波到達時間	2分（小八幡地区）
避難行動要支援者数 令和2年12月時点	508人 (国府津191、酒匂・小八幡317)	津波災害警戒区域内の 要配慮者施設	かもめホール（GH）、あいわさくら館、国府津保育園、酒匂中学校

地域の課題

洪水浸水想定区域 土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・森戸川沿いは、0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。 ・国府津地区には土砂災害警戒区域等が多く存在するが、特に国府津駅南側には、津波災害警戒区域と重なっている位置に土砂災害警戒区域等が存在する。
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東西には緊急輸送道路にも定められている国道1号が通っているが、国道1号から南北にかけて道幅が狭い道路が見受けられる。
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
避難路の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の道路は平坦ではあるが一部狭隘である。河口部の浸水想定が広く、水平避難を行う際の避難路の確保が必要となる。
都市計画	<p>【国府津】第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域準工業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、準工業地域、工業地域</p> <p>【酒匂・小八幡】第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域工業地域</p>
その他	<p>【国府津地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しているが、地区の各種団体で見守り活動を行っている。 ・みかんや梅、柿が栽培されているが、後継者不足による荒廃地が増加している。 ・小学生の通学路に、交通安全上危険な箇所がある。 ・平常時は、地区外や市外に仕事を持っている人が多い。 ・森戸川にヘドロが溜まっているところがある。 <p>【酒匂・小八幡地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者や認知症の高齢者が増加している。 ・歩道が確保できない視界の悪い交差点や、車がスピードを出して通過する通学路がある。

地域の課題まとめ

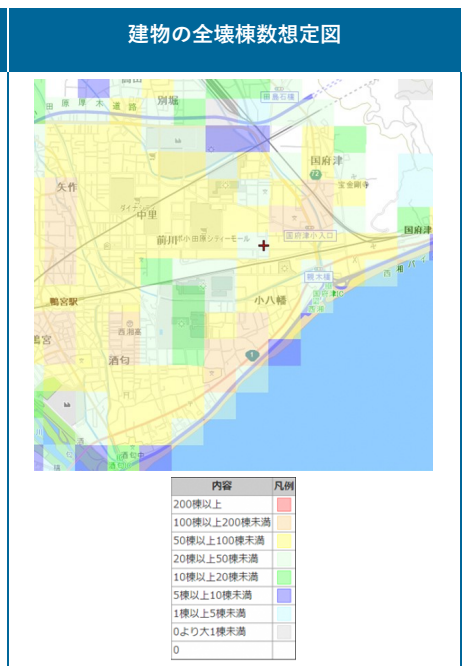
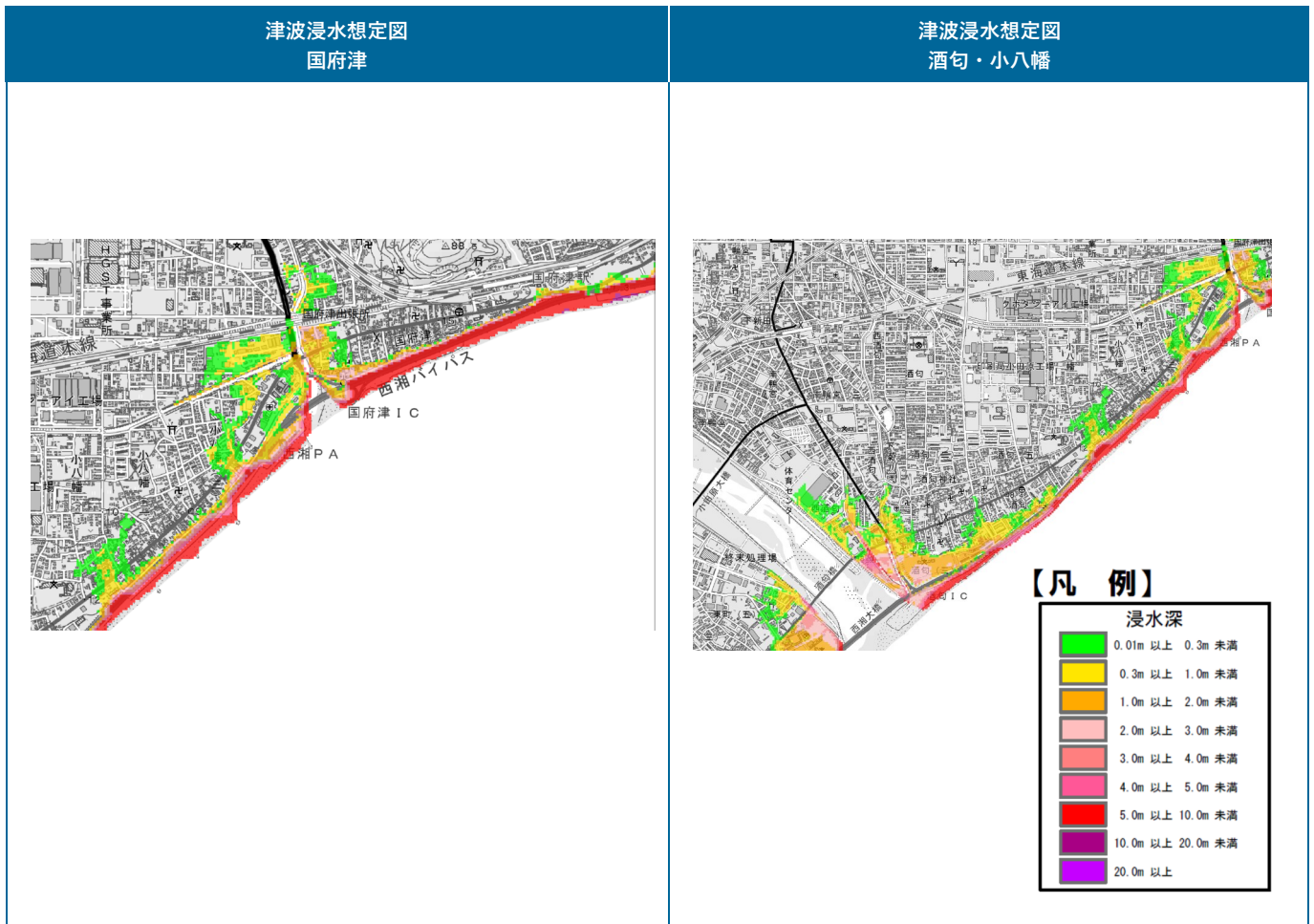
【ハード面】津波到達予想時間が早く高齢者が多く住んでいる地域であることから、特に川を遡上する津波に対する対策を講じる必要がある。西湘バイパスの盛土構造区間は、一定の津波対策に有効であるが、最大クラスの津波では越波が予測されるため、防波堤等の整備が必要である。

【ソフト面】土砂災害警戒区域等や国道1号等に考慮した避難について検討する必要がある。また古く隣接した住居が多く存在することから、地震発生後の火災予防についても検討する必要がある。

酒匂川左岸サイクリング場にいる利用客の避難対策の実施を検討する必要がある。

第3章 津波防災地域づくりに関する課題

3-2 これまで検討されてきた地域づくり上の地域別の課題等



4. 橋北、前羽

地域の概要

地域人口 (世帯数) 令和2年3月時点	約10,940名 (約4,980世帯)		
最大津波高	11.6m (前川地区)	最大津波到達時間	3分 (前川地区)
避難行動要支援者数 令和2年12月時点	130人 (橋北86、前羽44)	津波災害警戒区域内の 要配慮者施設	前羽幼稚園
道路状況	・東西に国道1号、南北に県道709号があり、曾我地域と橋地域とを東西で結ぶ広域農道やまゆりラインがある。		

地域の課題

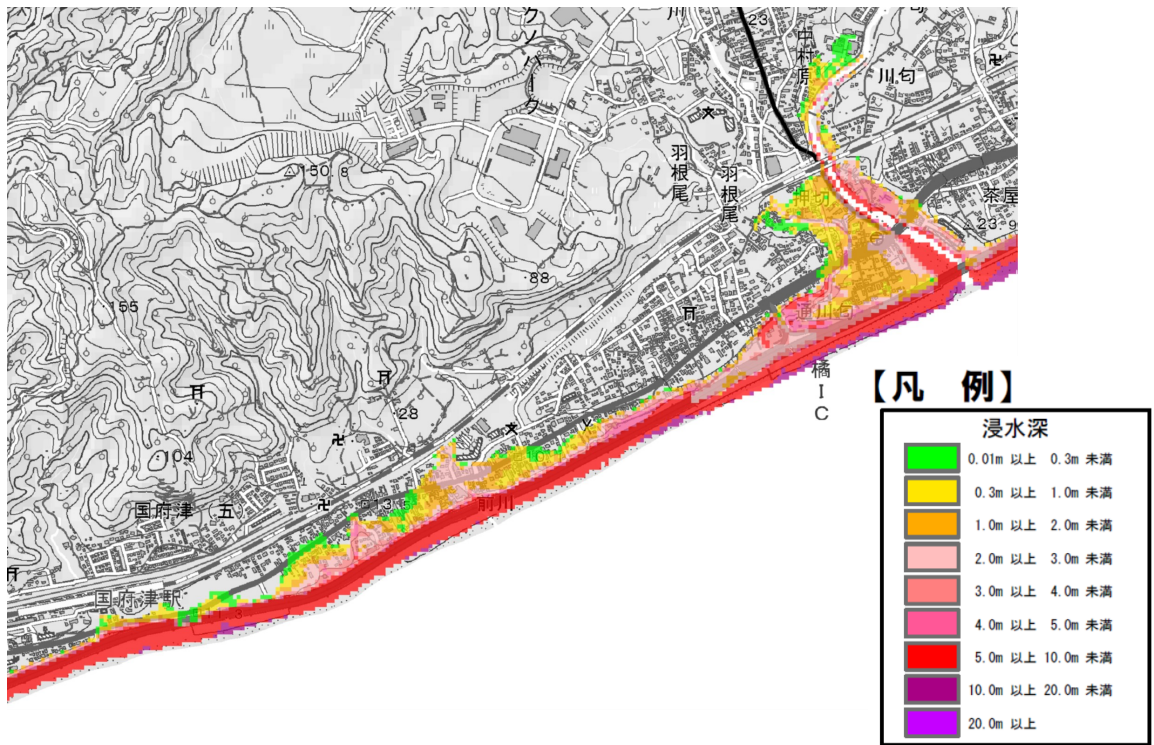
洪水浸水想定区域 土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・中村川沿いは、0.5～10.0m未満の浸水が想定されている。 ・前羽・橋北地区には土砂災害警戒区域等が多く存在するが、特に東海道線沿いや西湘パーキングエリア周辺、東海道本線北側には、津波災害警戒区域と重なっている位置に土砂災害警戒区域等が存在する。
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
避難路の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路以外は土砂災害の恐れのある勾配が急な道路が多く、一部狭隘である。
都市計画	<p>【橋北地区】 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、工業専用地域</p> <p>【前羽地区】 第一種住居地域、準工業地域、工業専用地域</p>
その他	<p>【橋北地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地が増加してきている。 ・昼間は若い人が地域に残っていない。 ・小田原厚木道路の二宮ICが近くにあり、地域外の車輛の往来がとても多い。 <p>【前羽地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の整備はおおむね完了している。 ・JR線路際の細道など、夜道が暗く、危険な箇所がある。 ・海岸や堤防管理用道路等に缶やごみを捨てられている。 ・放置自転車や不法投棄が多い。

地域の課題まとめ

【ハード面】津波到達予想時間が早く高齢者が多く住んでいる地域であることから、特に川を遡する津波に対する対策を講じる必要がある。西湘バイパス沿いは橋脚部分から浸水するエリアが多くあることから、防波堤等のハード対策を施す必要がある。また、必要に応じて、津波避難施設を建設する必要がある。

【ソフト面】JR東海道線から海側については、高い建物が少なく避難場所も限られるため、適切な避難方法の周知が重要である。

津波浸水想定図
橋北、前羽



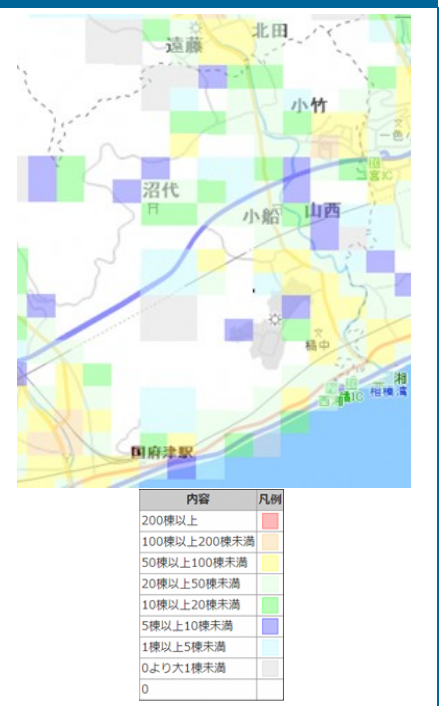
液状化想定図



火災延焼による焼失棟想定図（冬18時）



建物の全壊棟数想定図



第4章 津波からの避難体制の確立

4-1 津波避難の一般的な考え方

地震が起きると、震源付近では地面が持ち上げられたり、押し下げられたりします。地震が海域で発生し、震源が海底下の浅いところにあると、海底面の上下の変化は、海底から海面までの海水全体を動かし、海面も上下に変化します。津波とは、このようにもたらされた海水の変化が周りに波として広がっていく現象であり、その波長は長いときは数100kmに及びます。そのため、たとえ30cm程度の津波であっても、人がその中を歩いて避難したり、何かにつかまって立ったままで津波をやり過ごしたりすることは、基本的に不可能です。

したがって、津波からの避難においては、津波の水に触れないようにすることが最も大切であるため、浸水域外に水平避難したり、高い建物に垂直避難して、身体の安全を確保する必要があります。

また、津波の力は想像以上に強大で、乗用車は、50cm程度の津波で容易に押し流されてしまいます。東日本大震災においても、市街地等で渋滞した車の列に津波が押し寄せ、大勢の人々が命を落としました。

したがって、津波からの避難においては、車を使用せず、徒歩避難の原則を遵守することが大変重要です。



群馬大学理工学研究院 広域首都圏防災研究センター長
片田敏孝教授が教える津波避難三原則

「想定にとられるな」

相手は自然です。何が起きるかわかりません。想定にとられずに揺れがおさまったら※、すぐに避難しましょう！

「最善を尽くせ」

避難場所に避難したとしても、自分で状況を判断し、もっと高い場所を目指すとなく最善を尽くしましょう！

「率先避難者たれ」

周りの人が避難していなくても率先して避難しましょう！自分の命を守ることが周りの人の命を救うことにつながります。

※ 小田原市の想定では揺れがおさまってからでは間に合わないことがあります。

4-2 小田原市の津波の特徴と避難行動・避難対策への影響

これまで見てきたとおり、本市の津波の特徴として、「震源が近いため、津波到達までの時間が極めて短い」「海が急に深くなるため津波高は比較的低い」「海岸の後背地の地形や西湘バイパスのため津波の浸水範囲は比較的狭い」ということが挙げられます。また、東日本大震災後すぐに、想定外を無くすといった観点から海拔10m以下の地域で津波対策を推進してきた経緯がありますが、最新の津波災害警戒区域を踏まえた避難行動と避難対策を検討するにあたっては、次の3点について考慮する必要があります。

① 避難時間が短い

- ・「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の最大津波が本市の海岸に到達する時間は、沿岸ごとに1分～10分という非常に短い時間が想定されています。このため、東日本大震災における津波避難や南海トラフ巨大地震のように10数分～数十分の避難時間の余裕がある場合と異なり、津波からの避難を浸水域外の安全な場所への避難により追及することは大変難しいことが予想されます。なかでも1分という到達時間は全国でも例のない早さであり、避難方法に対する新たな考え方を導入する必要があるとともに、地震による揺れの最中に避難が必要になる場合も考慮に入れる必要があります。

- ・Jアラートによる大津波警報等の放送は、揺れ始めから3分程度かかるとされており、本市の最大津波の到達時間よりも遅いことも起こりえます。揺れが起きている段階では震源がどこで、津波がいつ来るかは特定できませんが、本市に到達する恐れのある最大、最速の津波から避難するためには、津波警報等を待つことなく、一人ひとりが自ら判断して避難を開始することが求められます。
- ・地震による揺れの最中にも避難をしなければならない場合の事を考えると、建物の耐震化や家具の転倒防止、避難経路上の危険なブロック塀の撤去等、安全かつ確実に避難が出来るよう日頃から対策する必要があります。

② 避難距離が短い

- ・本市における津波災害警戒区域は、津波防災地域づくり推進計画策定済の他市町村と比較すると、区域外への避難距離の短い地域が多く、地震発生後速やかに避難行動を開始することにより、区域外への避難が可能になりうることを理解しておく必要があります。
- ・一般的な成人の歩行速度を1.0m/秒、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度は0.5m/秒として、最大津波の到達時間までの避難可能距離を計算することとなりますが、事前の心構えや避難方法を日ごろから検討することによって、浸水想定区域外への避難が可能となる場合もあることから、最初から諦めず、一人ひとり細かく検討した上で繰り返し訓練を行っていくことが大切です。例えば、道以外（家の庭など）を通ることで区域外への避難を行うことや、走ったり、自転車の使用による避難など、できる限りの方策を検討し、地域の特性に合わせた避難が考えられます。
- ・区域外へ水平避難をする場合、上記の事柄も踏まえ、自宅やよく行く場所からの最短経路を出来る限り複数経路想定し、事前に把握しておく必要があります。

③ 津波への意識不足

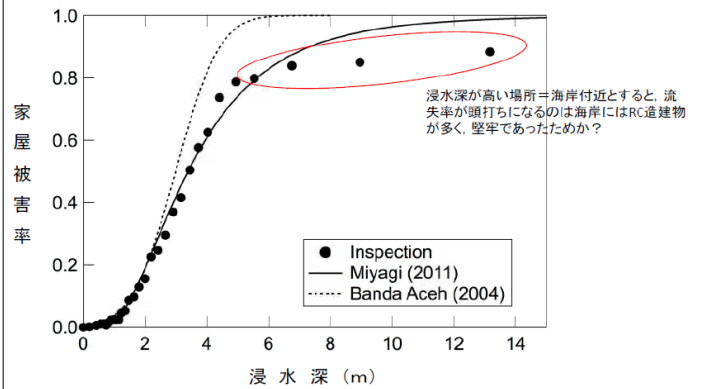
- ・これまで本市では、東日本大震災後すぐに、海拔10mの高さまで津波が到達することを想定した啓発を行っていたことから、住民の方々には現在の津波災害警戒区域に対する対策と異なる認識が根付いています。このことから、最新の区域や基準水位の情報について、ハザードマップなどを活用し市民や関係機関等への周知を改めて行う必要があります。
- ・基準水位は、津波が建物にぶつかってせり上がった高さを考慮して示されており、垂直避難が有効な高さを示しています。垂直避難については、これまでは津波に対して堅牢な津波避難ビルへの避難を前提に対策を推進してきましたが、津波の到達時間が極めて短いため、津波避難ビルの入り口にさえも到達できない場合が想定されます。このため、このことを勘案して新しい垂直避難のあり方について、地域住民の方々と一緒になって検討していく必要があります。
- ・上記の検討とその対策に関わらず、結果的に津波からの避難が困難な地域が残った場合でも、気候変動を踏まえた海岸防護水準の見直し、高台への集団移転、建築規制を行うことなども視野にいれて、これ以上津波から避難をすることができない人を増やさないという検討も行っていく必要があります。

東日本大震災における木造建築物の津波被害の概要

(気象庁 津波の高さと被害との関係(平成23年東北地方太平洋沖地震の事例より))

■越村・郷右近（東北大学災害制御研究センター）調査結果より

宮城県を対象とした浸水被害調査からは、**浸水深2m**が建物流出の目安と考えられる。



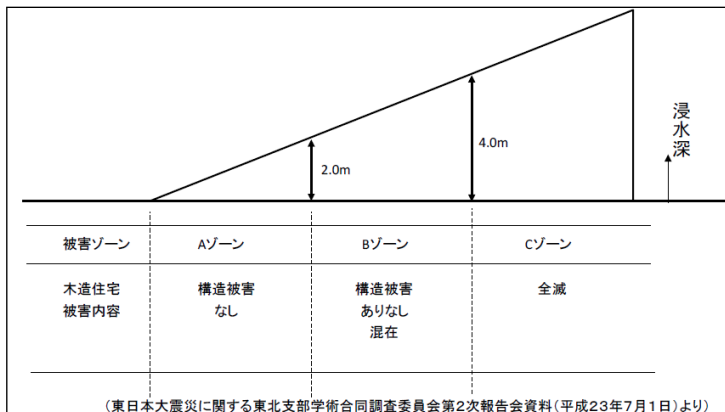
宮城県全体：**浸水深2m**で

建物流失率が増加する（流失率2割以上）

浸水深6mを超えると流失率は8割以上

地域により、津波の特性や地形等との関連で被害率は大きく異なる（例：仙台市、南三陸町）

■東北工業大学調査結果より



岩手県、宮城県を対象とした津波被害調査からは、

●木造建物：**浸水深2m**が構造被害発生、浸水深4mが流出の目安と考えられる。

●RC造建物：地盤条件に適合した適切な基礎・設計が行われていれば十分に津波に抵抗できると考えられる。

■国土交通省都市局調査結果より

津波被災地全体の全建物を対象とした浸水被害調査からは、浸水深2.0m前後で建物被害に大きな差があり、**浸水深2m以下**の場合には**建物が全壊となる割合は大幅に低下する**。

浸水深と被害との関係のまとめ

浸水深と被害との関係に関する調査結果からは、**浸水深2mが被害の様相が変化する境界**と考えられる。

4-3 小田原市における津波避難の基本的考え方

地域住民との話し合いにより案出した「小田原方式津波避難要領」を基本とし、少しでも多くの命が助かるよう、地域の特性や住民の考えを反映した避難要領を確立し、津波災害警戒区域内にいる地域住民だけでなく、通勤・通学者、観光客など避難対象地区にいるすべての人に幅広く周知・徹底する施策を展開します。

小田原方式津波避難要領

※ここでいう「津波避難の基本的考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を対象としています。

いつ

「揺れた！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、
今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、
津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始

どこへ

津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）
それ以外の人は、基準水位2m以下の2階以上へ！（垂直避難）

上記の避難要領は、コラム3の東日本大震災における木造建築物の津波被害の概要のうち、津波跡（基準水位に相当）が2m以下であった場合、8～9割の木造建築物が、壁面等に被害を受けこそすれ、建っている場所から流出することなく元の場所にとどまっていたという事実に着目し、そのような状態であれば、たとえ木造建築物であっても、2階以上に避難できてさえいれば、命が助かる可能性があるのではないかといった考えに基づくものです。原則は、津波災害警戒区域外への水平避難を推奨しますが、この垂直避難の考え方は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが事前にハザードマップで自宅等のリスクを正しく理解し、避難場所や避難経路を検討した上で、自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。

また、「すぐ避難」という考え方も、津波の到達時間が短い地域にいる人は、今まで感じたことのないような強い揺れを感じたときは、動けるようになったらすぐに避難を開始することが必要です。

市が住民等に対して小田原方式避難要領を周知する際は、ハザードマップを活用して、場所ごとの基準水位や、津波到達時間を正しく理解してもらい、自宅等の構造も一人ひとり異なることも踏まえ、「すぐに避難」や、木造建築物の2階以上の避難が本当に必要か、検討して決めておくことを徹底する必要があります。

4-4 事前対策

この避難要領が実効性をもって成り立つためには、避難する木造建築物が地震の揺れによって倒壊してしまわないように耐震化されていることが必要であったり、屋内の避難行動を阻害しないように家具等の転倒防止施策を徹底する必要があったりと、住民の皆さんとの対話を重ねながら様々な施策を継続的に推進していく必要があります。また、夜間の避難方法についても検討が必要ですが、日ごろから寝るときは2階で寝るようにするなど、すぐに取り組める行動を積み重ねる必要があります。

平家建てや基準水位が2 m以上の地区にお住まいの方も、日ごろから隣近所の付き合いをよく行い、地震発生時は基準水位が2 m以下の2階以上のお宅等へ避難させてもらう約束をしておくなどで、命を守る行動につなげることができます。また、家屋の建て替えの際は、津波災害警戒区域外への移住の検討や、基礎の嵩上げ、2階以上の構造にするなど、津波対策を意識して建て替えを検討する必要があります。

津波災害警戒区域内と外の地震時の避難行動の違い

今まで感じたことのないような
強い地震発生！



津波災害警戒区域内

①動けるようになったら
直ちに避難を開始

②津波災害警戒区域外へ水平避難
または、
基準水位2 m以下の2階以上へ

※津波警報等が解除され、
安全が確認できるまでは待機



津波災害警戒区域外

①揺れが収まるまで
シェイクアウトで身を守る

※ガスの元栓やブレーカーを切る



提供 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

②自治会ごとに定められた
一時避難場所での安否確認

※津波災害警戒区域内に行かないこと

津波警報等解除後

①自宅が無事

①自宅へ帰宅

②自宅が被災（生活できない）

②広域避難所へ避難



第5章 津波防災地域づくりの推進

5-1 津波防災地域づくりの基本方針

本市の津波災害の特徴及びそれに起因する安全・確実な避難体制を構築することの困難性に鑑み、本市の当面の津波防災地域づくりの基本方針は「一人でも多くの市民の命を救う」ための施策を推進することとし、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」といった国の目標を努めて早期に達成することを目指します。

【基本方針】

いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり

あわせて、「小田原らしさ（自然・歴史・交通の利便性）を生かし、多様な交流によりにぎわいを生む持続可能なまち」という都市づくりの目標やSDGs未来都市が描く地域活性化のビジョンを実現するためにも、災害後の小田原市の津波防災地域づくりのあるべき姿、すなわち事前の復興ビジョンを検討することにより、未来を見据えたまちづくりの在り方を明確化することとします。

5-2 津波防災地域づくり施策の推進の考え方

基本方針を受けて、まず、「いのち」を守ることを最優先事項として位置付けます。次いで、地域活性化の基礎となる「地域（なりわい、産業等を含む。）」を守るための施策について考えます。

これらの施策の推進にあたっては、「多重防御」の考え方を取り入れ、例えば、小田原城天守を守るため、一番外側に総構え、城内に入って最初の守りが三ノ丸とお濠、次に馬出門、二ノ丸、銅門で敵の勢いを削ぎ、最後に常盤木門と本丸で敵を撃退する、といった重層的なまもりにより天守を守り抜いたように、考え得るすべてのハード対策、ソフト対策を総動員し、津波から「いのち」と「地域」を守る施策を推進します。

この際、ハード対策については国や県への要望を中心に据えつつ、小田原市独自の施策についても実施可能なものから順次対策を進めていきます。これらのハード対策は短期的に実施できるものと、中長期をかけて計画的に実施するものに区分し、津波防災対策の骨幹として、手戻りが生じないように推進していきます。

ソフト対策については、行政として実施すべき制度や計画の整備や訓練・普及啓発活動を着実に実施するとともに（公助）、住民一人ひとりがまず自らの命を守る対策を取る「自助」や自治会や自主防災組織、近所の助け合い等の従来からの「共助」に加え、企業、NPO、ボランティア等による新たな「共助」が有機的に組み合わせられ、津波避難対策の実効性が確保できるように、常日頃から各活動主体間の連携を重視するとともに、施策を短期間で見直し、常により良い施策を推進できる体制を追及していきます。

5-3 津波防災地域づくりに関する地域の声

本計画策定にあたり、津波災害警戒区域内の住民の方々を対象にワークショップの開催や、回覧・市ホームページによる意見照会を行い、「地域の声」として津波避難対策に対する課題や、その解決策を聞き取りました。

ワークショップの開催結果について

地区	日時
足柄・山王網一色・新玉地区	令和2年11月21日(土) 13:00~16:00
万年・幸・十字地区	令和2年11月22日(日) 13:00~16:00
橘北・前羽地区	令和2年11月23日(祝月) 13:00~16:00
片浦・早川・大窪地区	令和2年11月28日(土) 13:00~16:00
国府津・酒匂・小八幡地区	令和2年11月29日(日) 13:00~16:00

第1部 小田原の津波を知る

1. 小田原市の津波について危険性とリスクの説明（神奈川県災害対策課）
2. 平成27年3月に公表した津波浸水想定の説明（神奈川県砂防海岸課）
3. 今まで小田原市での取組みを紹介（小田原市防災対策課）

第2部 津波避難を考える

1. 地域における危険箇所の共有・課題の抽出
2. 避難先、避難経路等を地図に記入
3. 津波発生時の避難行動の検討
4. 必要な対策の検討（津波避難ビルの検討）



(1) 片浦地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い ・傾斜地が多い ・津波の到達時間が短く、避難する時間がない ・土砂災害の危険がある ・観光客等への周知 	
解決策	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりの強化（声のかけあい） ・津波避難家屋の指定（近所の2階以上） ・土砂災害の危険などを考慮し、高台に避難 ・夜、睡眠しているときに地震が起きた場合 懐中電灯とスリッパを用意しておく ・非常持ち出し袋を備えておく ・家族全員避難場所を理解しておく ・一人暮らし高齢者・弱者の情報を把握 ・避難行動要支援者のリストアップ、マップ化 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路の整備 ・水門の設置 ・漁港の整備（孤立する地区だから） ・堤防を増やす ・避難場所、経路の案内板設置 ・高齢補助者への情報を知らせる ・地域住民への情報提供、放送 ・道路・歩道の整備、手すりやスロープ

(2) 新玉地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の充実（老幼問わず広い世代が参加する訓練） ・向こう三軒両隣（隣島） ・早い避難が必要 ・木造平屋建てが多い ・垂直避難場所の確保 	
解決策	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビルの早期決定 ・行政の横の連携が取れた訓練を実施する ・津波避難ビルの標識を作り直す ・避難場所を明記した古い看板を作り直す ・避難所の仮設トイレの充実 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の加入率を上げる ・自治会単家の防災訓練実施 ・小中高校生の避難訓練へ参加促進 ・独居高齢者の避難対策 ・危険な塀等の撤去 ・老朽空き家対策の実施 ・木造家屋に対する耐震診断・耐震化工事事業

(3) 万年地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)			
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の老朽化、耐震化 ・海岸侵食が激しい ・高齢者が多く避難に時間を要する ・病人・車いすの避難対応 ・ペットの対応 		
解決策	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者避難方法について、隣近所、自治会、民生委員等による意思疎通、取り決めを行う ・地域住民の地震に対する意識の向上 ・津波避難に対する意識の啓発 ・老朽危険空き家の除去 </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震補強の補助 ・海岸侵食、土砂投入による海岸護岸の継続工事 </td> </tr> </table>	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者避難方法について、隣近所、自治会、民生委員等による意思疎通、取り決めを行う ・地域住民の地震に対する意識の向上 ・津波避難に対する意識の啓発 ・老朽危険空き家の除去 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震補強の補助 ・海岸侵食、土砂投入による海岸護岸の継続工事
<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者避難方法について、隣近所、自治会、民生委員等による意思疎通、取り決めを行う ・地域住民の地震に対する意識の向上 ・津波避難に対する意識の啓発 ・老朽危険空き家の除去 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震補強の補助 ・海岸侵食、土砂投入による海岸護岸の継続工事 		

(4) 幸地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)			
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉が閉められない ・老朽家屋が多い ・要配慮者の避難 ・自治会未加入者 ・津波警報が発令されるのが遅い 		
解決策	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住民間で助け合いができる近所付き合い ・津波に関する知識の普及 ・自治会未加入者宅への訪問勧誘 ・津波避難ビルへの逃げ方を周知する ・古い家を補強する ・家具の固定 ・要支援者に対する名簿の確認と、介助者の指名 ・防潮扉は閉めっぱなしにする ・区域外へ転居させる ・高台の建設 ・防災行政無線の電波能力の向上 ・津波避難ビルが安全かの検証 </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップのさらなる周知 ・区域外へ転居の補助金 ・近くで避難できる建物を増やしていく ・津波に耐えられる高層住宅を作る ・電波を強く受ける防災ラジオの全居配布 ・現在のプール跡に津波避難タワーを作る </td> </tr> </table>	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住民間で助け合いができる近所付き合い ・津波に関する知識の普及 ・自治会未加入者宅への訪問勧誘 ・津波避難ビルへの逃げ方を周知する ・古い家を補強する ・家具の固定 ・要支援者に対する名簿の確認と、介助者の指名 ・防潮扉は閉めっぱなしにする ・区域外へ転居させる ・高台の建設 ・防災行政無線の電波能力の向上 ・津波避難ビルが安全かの検証 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップのさらなる周知 ・区域外へ転居の補助金 ・近くで避難できる建物を増やしていく ・津波に耐えられる高層住宅を作る ・電波を強く受ける防災ラジオの全居配布 ・現在のプール跡に津波避難タワーを作る
<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・住民間で助け合いができる近所付き合い ・津波に関する知識の普及 ・自治会未加入者宅への訪問勧誘 ・津波避難ビルへの逃げ方を周知する ・古い家を補強する ・家具の固定 ・要支援者に対する名簿の確認と、介助者の指名 ・防潮扉は閉めっぱなしにする ・区域外へ転居させる ・高台の建設 ・防災行政無線の電波能力の向上 ・津波避難ビルが安全かの検証 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップのさらなる周知 ・区域外へ転居の補助金 ・近くで避難できる建物を増やしていく ・津波に耐えられる高層住宅を作る ・電波を強く受ける防災ラジオの全居配布 ・現在のプール跡に津波避難タワーを作る 		

(5) 十字地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、歩行困難者の避難対応 ・自分の家の津波に対する状況を理解していない ・自分の家、公民館等の耐震強度を理解していない ・観光客等への対応 ・堤防の補強・見直しが必要 	
解決策	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の耐震診断を理解する ・垂直避難の自宅内訓練 ・要支援者の把握（個人情報の問題のクリア） ・隣人が協力して対応する ・防災訓練による避難方法の周知 ・ハザードマップの周知 ・引っ越し費用の補助 ・公共地、公道等に避難経路図を掲出する ・避難経路の看板を立てる ・携帯電話を使えない高齢者への対応 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平家の解消 ・自治会組織の強化 ・防災訓練を繰り返し防災減災能力を高める ・観光客の対応を市として考える ・ハザードマップを見て避難場所の確認 ・住宅耐震診断補助 ・耐震化への費用補助 ・避難は徒歩避難を徹底させる ・防災放送の充実 ・堤防の見直し

(6) 足柄地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の確保（花王までは徒歩8分かかる例もある） ・車使用の避難は差し控える（混雑するため） ・建物の耐震がされていない ・高齢者・障がい者等の避難方法について考える ・山王川の法面の整備 	
解決策	<u>《すぐにできること（短期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用袋の準備 ・高くて耐震性の確認をされた建物と協定 ・空き家（マンション）の利用契約推進 ・近所の高い家に住んでいる方に避難させてもらう約束をする ・家の家具転倒防止 ・大木の撤去 	<u>《今後やるべきこと（長期）》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災訓練 ・必要な情報の徹底 ・堤防のかさ上げ ・ブロック塀の撤去 ・防災無線の新設 (風の方向により聞きづらい) ・高い建物の外階段を利用できるようにする

(7) 大窪地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初から避難する気がない人が多い ・ 津波から山側に逃げてもがけ崩れの心配もある ・ 外階段を使って2階以上に登れるマンションなどが少ない ・ 高齢者が多い ・ 障がい者の自治会未加入者が多い 	
解決策	<p>《すぐにできること(短期)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民とのコミュニケーションをとる ・ 海からも山から離れた避難場所を作る ・ 家の耐震化をする ・ 避難するタイミングを理解する ・ 正常化バイアスをなくす 	<p>《今後やるべきこと(長期)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に自治会に加入してもらう ・ 避難タワーを作る ・ 川や海との障壁をつくる

(8) 早川地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難ルートの確保・設定 ・ 津波避難訓練の実施 ・ 避難経路と場所の表示 ・ 高齢者の避難方法 ・ 古い家屋が多い ・ 垂直避難のための建物がない ・ 防災教育の不足 ・ 早川河川の遡上 ・ 海岸側の整備(防波堤) 	
解決策	<p>《すぐにできること(短期)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難ルートの見直し ・ 避難ルートに看板設置 ・ 津波避難に特化した訓練の実施 ・ 地域、学校、行政の連携 ・ 持ち出し袋を取り出せる場所に用意 ・ 耐震補強の補助金 ・ 観光案内板に防災案内を表示 ・ 近所の耐震化された家庭に逃げられるように家主に依頼 ・ 防災教育の徹底 	<p>《今後やるべきこと(長期)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古い木造家屋の耐震化補助 ・ 家具転倒防止策の補助 ・ 高齢者への避難方法等周知 ・ 避難行動要支援者のリストアップ ・ 津波の情報を発信し共有 ・ 堤防のかさ上げ ・ 津波避難ビルの建設 ・ 急傾斜地の補強・整備、早川の整備 ・ ソーラー式安全灯の設置

(9) 山王網一色地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)					
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉が開放になるため、周囲の住民が心配 ・夜間の避難 ・酒匂川地域3～7mで問題 ・高齢者の避難方法 ・地域自治会内の訓練 				
解決策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>《すぐにできること(短期)》</th> <th>《今後やるべきこと(長期)》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉は常時閉めておく ・事前に高齢者の世話をできる人を決める ・防災行政無線で避難の呼びかけ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・普段より2階で寝るようにしておく (自宅の位置が津波災害警戒区域内かにもよる) ・全世帯に防災行政無線を取り入れる ・防潮扉の自動開閉をボタン式に変える ・防潮扉の常時閉め ・堤防のかさ上げ ・基準水位3メートル以上の地域は建設禁止にしていき、代替の土地を用意する </td> </tr> </tbody> </table>	《すぐにできること(短期)》	《今後やるべきこと(長期)》	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉は常時閉めておく ・事前に高齢者の世話をできる人を決める ・防災行政無線で避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段より2階で寝るようにしておく (自宅の位置が津波災害警戒区域内かにもよる) ・全世帯に防災行政無線を取り入れる ・防潮扉の自動開閉をボタン式に変える ・防潮扉の常時閉め ・堤防のかさ上げ ・基準水位3メートル以上の地域は建設禁止にしていき、代替の土地を用意する
《すぐにできること(短期)》	《今後やるべきこと(長期)》				
<ul style="list-style-type: none"> ・防潮扉は常時閉めておく ・事前に高齢者の世話をできる人を決める ・防災行政無線で避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段より2階で寝るようにしておく (自宅の位置が津波災害警戒区域内かにもよる) ・全世帯に防災行政無線を取り入れる ・防潮扉の自動開閉をボタン式に変える ・防潮扉の常時閉め ・堤防のかさ上げ ・基準水位3メートル以上の地域は建設禁止にしていき、代替の土地を用意する 				

(10) 国府津地区

地域の声 (住民ワークショップ・回覧)					
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難方法 ・道が狭い、危険 ・JR下を通る道が危険(冠水、狭い) ・津波到達時間の理解 ・古い建物が多い 				
解決策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>《すぐにできること(短期)》</th> <th>《今後やるべきこと(長期)》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者との訓練 ・民生委員との調整、確認 ・避難行動要支援者のリストアップ、場所 ・避難経路の見直し ・JR線路内通行許可を交渉 ・津波の到達時間の表示 ・ハザードマップの教育、周知 ・災害時のマンションの開け方 ・住宅耐震診断を行う(空き家も) ・ブロック塀の撤去費補助金をつかう </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ説明会を開催 ・ブロック塀の禁止 ・災害警戒区域内には高齢者は住まないようにする ・津波到達時間が早いことを伝える表示板 ・道路公団の建物を高くする ・高い建物を津波避難ビルにする ・住宅耐震化 </td> </tr> </tbody> </table>	《すぐにできること(短期)》	《今後やるべきこと(長期)》	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者との訓練 ・民生委員との調整、確認 ・避難行動要支援者のリストアップ、場所 ・避難経路の見直し ・JR線路内通行許可を交渉 ・津波の到達時間の表示 ・ハザードマップの教育、周知 ・災害時のマンションの開け方 ・住宅耐震診断を行う(空き家も) ・ブロック塀の撤去費補助金をつかう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ説明会を開催 ・ブロック塀の禁止 ・災害警戒区域内には高齢者は住まないようにする ・津波到達時間が早いことを伝える表示板 ・道路公団の建物を高くする ・高い建物を津波避難ビルにする ・住宅耐震化
《すぐにできること(短期)》	《今後やるべきこと(長期)》				
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者との訓練 ・民生委員との調整、確認 ・避難行動要支援者のリストアップ、場所 ・避難経路の見直し ・JR線路内通行許可を交渉 ・津波の到達時間の表示 ・ハザードマップの教育、周知 ・災害時のマンションの開け方 ・住宅耐震診断を行う(空き家も) ・ブロック塀の撤去費補助金をつかう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ説明会を開催 ・ブロック塀の禁止 ・災害警戒区域内には高齢者は住まないようにする ・津波到達時間が早いことを伝える表示板 ・道路公団の建物を高くする ・高い建物を津波避難ビルにする ・住宅耐震化 				

(11) 酒匂・小八幡地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）			
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難方法・経路の周知 ・高齢一人暮らしの方が多い ・避難の高台が必要 ・道路が狭い ・防災行政無線が聞こえにくい ・ブロック塀や袋小路 ・防潮扉の対応 		
解決策	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を示したチラシを配布する ・各家庭で避難方法を考える ・高齢者に対しては普段の声かけが大切 ・自宅を耐震化して揺れに耐える ・道路の清掃など、近所の皆さんで行う ・浸水エリアに家は建てない ・自治会で顔を覚える ・標識や看板を設置する </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、自治会家庭に避難場所を周知 ・高齢者には両隣の家でみてあげる ・防災行政無線の向き、ボリューム ・急傾斜地の整備 ・各家庭に無線をつける ・家具転倒防止対策 ・空き家を撤去 ・避難場所を確保する ・空き家を駐車スペースに変える ・自動で閉まる防潮扉 </td> </tr> </table>	<p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を示したチラシを配布する ・各家庭で避難方法を考える ・高齢者に対しては普段の声かけが大切 ・自宅を耐震化して揺れに耐える ・道路の清掃など、近所の皆さんで行う ・浸水エリアに家は建てない ・自治会で顔を覚える ・標識や看板を設置する 	<p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、自治会家庭に避難場所を周知 ・高齢者には両隣の家でみてあげる ・防災行政無線の向き、ボリューム ・急傾斜地の整備 ・各家庭に無線をつける ・家具転倒防止対策 ・空き家を撤去 ・避難場所を確保する ・空き家を駐車スペースに変える ・自動で閉まる防潮扉
<p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を示したチラシを配布する ・各家庭で避難方法を考える ・高齢者に対しては普段の声かけが大切 ・自宅を耐震化して揺れに耐える ・道路の清掃など、近所の皆さんで行う ・浸水エリアに家は建てない ・自治会で顔を覚える ・標識や看板を設置する 	<p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、自治会家庭に避難場所を周知 ・高齢者には両隣の家でみてあげる ・防災行政無線の向き、ボリューム ・急傾斜地の整備 ・各家庭に無線をつける ・家具転倒防止対策 ・空き家を撤去 ・避難場所を確保する ・空き家を駐車スペースに変える ・自動で閉まる防潮扉 		

(12) 前羽地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）			
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に対する避難対応 ・避難に対する住民意識が低い ・避難経路が困難（国道・鉄道） ・避難場所の見直し ・ハザードマップを住民が理解していない ・古い家屋が多い（地震対策不十分） ・避難経路が狭い・急坂が多い 		
解決策	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の散歩を避難路にする（慣れ） ・避難に関して家族会議を開く ・複数の避難経路を設定 ・津波に関する理解向上（防災教室） ・要支援者への対応策作成 ・避難用リヤカーの配置 ・波消しブロック等2重3重の装備 ・海岸エリアに津波避難タワー ・各家庭の家具転倒防止 ・狭い路地等に照明を設置 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難の動画やゲームを作る ・国道1号線に電子掲示板を設置 ・高台への避難路に車が侵入しないようにする ・堤防の大規模なかさ上げ ・木造家屋の耐震化、ブロック塀の撤去 ・新築住宅のRC造、2階建てを原則 ・企業や民間の建物の活用 ・すばやい津波警報のサイレン設置 ・JRを超えるための橋の設置（線路の開放） </td> </tr> </table>	<p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の散歩を避難路にする（慣れ） ・避難に関して家族会議を開く ・複数の避難経路を設定 ・津波に関する理解向上（防災教室） ・要支援者への対応策作成 ・避難用リヤカーの配置 ・波消しブロック等2重3重の装備 ・海岸エリアに津波避難タワー ・各家庭の家具転倒防止 ・狭い路地等に照明を設置 	<p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難の動画やゲームを作る ・国道1号線に電子掲示板を設置 ・高台への避難路に車が侵入しないようにする ・堤防の大規模なかさ上げ ・木造家屋の耐震化、ブロック塀の撤去 ・新築住宅のRC造、2階建てを原則 ・企業や民間の建物の活用 ・すばやい津波警報のサイレン設置 ・JRを超えるための橋の設置（線路の開放）
<p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の散歩を避難路にする（慣れ） ・避難に関して家族会議を開く ・複数の避難経路を設定 ・津波に関する理解向上（防災教室） ・要支援者への対応策作成 ・避難用リヤカーの配置 ・波消しブロック等2重3重の装備 ・海岸エリアに津波避難タワー ・各家庭の家具転倒防止 ・狭い路地等に照明を設置 	<p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難の動画やゲームを作る ・国道1号線に電子掲示板を設置 ・高台への避難路に車が侵入しないようにする ・堤防の大規模なかさ上げ ・木造家屋の耐震化、ブロック塀の撤去 ・新築住宅のRC造、2階建てを原則 ・企業や民間の建物の活用 ・すばやい津波警報のサイレン設置 ・JRを超えるための橋の設置（線路の開放） 		

(13) 橘北地区

地域の声（住民ワークショップ・回覧）		
津波避難対策に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が多い（単身世帯） ・ 近所との付き合いが薄い ・ 危険への意識レベルが低い ・ 隣接する二宮町との連携 ・ 築年数が高い家が多い ・ 住宅の耐震 ・ 情報入手困難 ・ 津波避難ビルに行けない ・ 高齢者の避難が困難 ・ 川沿いの防波堤が低い 	
解決策	<p>《すぐにできること（短期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のあいさつ運動 ・ 防災に関する講座への参加 ・ 津波避難ルートの教育 ・ 隣接市町村の防災訓練への参加 ・ 避難場所を事前確認 ・ 避難経路の看板の設置 ・ 耐震診断の補助、ブロック塀の撤去 ・ 防波堤の設置 ・ 3階建ての住宅は津波避難ビルに協力 	<p>《今後やるべきこと（長期）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練に積極的に参加 ・ 住宅の耐震化補助金 ・ 高齢者の独居を解消する ・ 工業団地内の企業と防災について連携 ・ 基準水位の高いところに津波避難タワー ・ 各世代によるシェアハウス ・ 高齢者は警戒区域外に住むようにする ・ エレベーター付き避難タワーの設置

5-4 災害後を見据えた津波防災地域づくりのあるべき姿

ここまで、本市の津波被害の特徴として「津波災害警戒区域の範囲は比較的狭いものの、最大津波の到達時間が非常に短く、避難体制を構築するのが非常に難しい」ことを記載してきました。

このような本市の課題を踏まえつつ、被災後も地域が活力を失わず、繁栄し続けるようにするためには、復興後を見据えた津波災害地域づくりのあるべき姿を事前に検討しておき、発災後速やかに復興まちづくりの検討体制を確立することが重要です。津波防災地域づくりの観点からは、具体的には次のような対策が有効です。

- (1) 建築基準法における災害危険区域の指定などのまちづくり制度を活用し、一定の基準水位を超えるエリアまた特定避難困難地域においては建築する際、一定規制をかけることにより、避難が困難となる住民を減らす。
- (2) 建築基準法における災害危険区域の指定などのまちづくり制度を活用し、区域内の要配慮者利用施設を区域外の代替土地への移転について、積極的な移転を促し、津波避難のリスクをなくす。
- (3) 津波災害警戒区域内においては、耐浪性の基準を満たした津波避難ビル等となりうるマンション等の建築物の建設を促進することにより、土地の有効な利用を進める。

今後これらの対策を検討することにより、本市のもつ自然的資源の魅力を生かしつつ、未来に向かって持続可能で世界が憧れるまちを構築することができると考えられます。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

6-1 事業・事務の整理

本章では、これまでの章で示した本市の方針の実現に必要な事業・事務について、事業・事務の担当主体と推進計画への記載の調整を念頭におきつつ、事業・事務の整理を実施していきます。

また、実施主体についても、行政の施策に限らず、市民や各種企業・団体等の行うことも今後検討し、計画に反映していく。

取組方針	主な事業
I 減災	<p>■公共建築物等の耐震化や防災機能の向上 ライフライン施設や設備等の耐震化を図るなど、防災機能の向上を推進する。</p> <p>■津波浸水被害の軽減（津波に対する対策） 津波による浸水を軽減するため、海岸等の整備の促進を行う。 河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、計画に基づいた整備を推進していく。</p>
II 避難体制の強化	<p>■建築物等の耐震化等の推進（揺れに対する対策） 災害発生時に自らの身を守り、迅速かつ確実な避難行動の開始や、避難経路の確保につながる住宅の耐震化や家具等の転倒防止、ブロック塀等の撤去を促進する。</p> <p>■多様な情報伝達手段の確保 市民等への重要な情報の伝達方法として、多様な手段を用いてすべての人に確実に情報を伝達する体制を構築する。</p> <p>■安全な避難空間の確保 津波避難に時間がない地区の住民が安全に退避できるよう、公共施設や民間施設等を緊急的・一時的な避難場所として利用する津波避難施設の指定や、高台が近くに存在しない地区では津波避難場所の整備を行うことで空白地域の解消を図る。</p>
III 自助共助活動の促進	<p>■地域防災力の強化 自主防災組織の活動を効果的に実践するため、防災リーダーの養成など、地域防災力の強化を図る。また、地域のつながりを強化するため自治会加入率を上げるための啓発を行う。</p> <p>■日頃の津波防災訓練や防災教育の実施 地域の防災力の向上は、市民一人ひとりの防災知識の向上が鍵である。平常時から個人毎に防災情報の取得に取り組み、地域において防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を推進する。</p> <p>■津波避難体制の確立 津波到達前に確実に避難できるよう、地域特性に合わせた避難体制の整備を図る。また、自力での避難が困難である要配慮者の避難支援については、個々の要配慮者の態様に合わせた津波避難支援体制を整備する必要があることから、避難行動要支援者に関する情報を平常時のうちから自主防災組織等の近隣住民と共有するなど応援協力体制を確保する。</p>
IV 迅速な復旧	<p>■災害対策本部・職員体制の強化 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続できるよう、限られた資源を効率的に活用し、復旧を図るため、業務継続計画に基づく災害対策本部機能、防災拠点施設などの早期機能回復と職員訓練を実施する。</p> <p>■外部支援の積極的受入・活用 あらかじめ相互応援協定を締結する等の広域的な応援体制の整備を図る。また、円滑な受入が可能となるよう、受援計画に基づく職員訓練を実施する。</p> <p>■応急仮設住宅の早期確保 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保する。</p>

取組方針	主な事業
<p>V 事前復興</p>	<p>■事前復興計画の検討 被害の最小化を図るため、国土強靱化地域計画や都市計画マスタープランと整合性を図りながら、復興対策の手順や復興まちづくりに関する基本方針を定めた事前復興計画の策定を検討する。また、迅速な復旧対策を図るため、事前の地籍調査の推進や官民境界基本調査を促進する。</p> <p>■津波災害警戒区域における施設立地の制限等 津波被害に強い都市構造の構築を図るため、施設立地の制限等を検討する。また、家屋・事務所等の新築・建替え時において、敷地の高上げ、基礎構造への一定の基準を定める等、安全対策についても検討する。</p>
<p>VI 今後検討すべき課題</p>	<p>この項目は、現時点で取り組みの実施が決定されたものでないが、津波防災地域づくり推進において効果の期待できる事項については、実施の検討を進めていくものとする。</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律にもあるように、津波防災地域づくりは、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって推進するべきとされている。特に、津波到達時間が非常に早い本市では、住民の避難時間を少しでも確保するための他県の事例を参考に神奈川県等と調整しつつ、海岸や河川についてのハード整備に関して、検討していきたい。</p>

推進計画に位置づける事業・事務について、以下のように規定されています。

津波防災地域づくり法 第10条第3項第3号

「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」

イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備

ロ：津波防護施設の整備

ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備

ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備

ホ：集団移転促進事業に関する事項

ヘ：地籍調査の実施に関する事項

ト：津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する事項

チ：その他（法律上未記載で、市や県等が実施する事項）

6-2 事業・事務

I 減災				
実施箇所	対策の種類	整備の概要	管理者	法律の分類
橘北地区 (前川)	越波(高潮)侵食対策	護岸、養浜	神奈川県西土木事務所小田原土木センター 河川砂防第一課	イ
国府津地区 (国府津)	越波(高潮)侵食対策	護岸、養浜、沿岸漂砂礫流失抑制施設※		イ
酒匂・小八幡地区 (小八幡)	侵食対策	砂浜の維持・管理		イ
山王網一色地区 (東町)	侵食対策	砂浜の維持・管理		イ
小田原漁港海岸 東町	越波対策	未定	神奈川県西部漁港事務所工務課	イ
小田原漁港海岸 浜町	侵食対策	人工リーフ、突堤		イ
小田原漁港海岸 本町	侵食対策	人工リーフ、突堤		イ
小田原漁港海岸 南町	侵食・高潮対策	人工リーフ		イ
小田原漁港海岸 早川	侵食・高潮対策	離岸堤、潜堤、階段式護岸		イ
片浦地区 (根府川)	高潮	護岸、消波工、人工リーフ	神奈川県西土木事務所小田原土木センター 河川砂防第一課	イ

※実施は京浜河川事務所

I 減災							
実施箇所	事業名	実施内容	数値目標	進捗状況	達成予定時期	所管	法律の分類
市域全域	狭隘な道路の拡幅	狭隘な道路を拡幅することで安全な避難路として整備する。	随時実施			県・道水路整備課・土木管理課	チ
市域全域	橋梁の耐震補強の推進	緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行う。	随時	(国) 100% (市) 随時	-	国交省横浜国道事務所・県・道水路整備課	
中継ポンプ場(早川)	中継ポンプ場の耐震・耐津波化	電気室の止水対策やポンプの入替。	100%	0%	R6年度	下水道整備課	チ
水再生センター(酒匂・扇町)	下水道施設の耐震・耐津波化	浸水が想定される水再生センターの耐震・耐津波化を進める。	-	-	-	神奈川県流域下水道整備事務所	チ
市域全域	消防署等の耐震化	耐震化が不足している署について耐震性を強化。	100%	100%	達成済み	消防総務課	チ
市域全域	消防団詰所の耐震化	耐震化が不足している消防団詰所について耐震性を強化。	100%	28%	未定	消防総務課 小田原署 消防課	チ
小田原漁港	漁港の整備	漁港施設の機能強化を進める。	-	-	-	神奈川県西部漁港事務所	イ
市域全域	酒匂川・狩川洪水に対する浸水対策	浸水が想定される酒匂川・狩川付近にある水道施設(3施設)の浸水対策を講ずる。	100%	33.3%	R7	工務課 水質管理課	チ
市域全域	緊急輸送道路沿道建物の耐震化	緊急輸送道路沿いの建物の耐震化を補助する。	申請に基づき随時実施			建築指導課	ニ

II 避難体制の強化							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予定 時期	所管	法律の 分類
市域全域	避難路の整備	避難路となりうる道路の安全対策を講ずる。		随時実施		県・ 道水路整備課	千
市域全域	木造住宅耐震診断 費補助事業	木造住宅の耐震性の向上又は 除却を積極的に促進。		申請に基づき 随時実施		建築指導課	千
市域全域	耐震改修費補助事 業	木造住宅の耐震性の向上又は 除却を積極的に促進。		申請に基づき 随時実施		建築指導課	千
市域全域	耐震シェルター等 設置費補助金	耐震改修に踏み切れない木造 住宅の所有者に対し、家屋倒 壊から命を守る減災対策とし て、耐震シェルターなどの設 置費用を補助し、制度の活用 を促進。		申請に基づき 随時実施		防災対策課	千
市域全域	ブロック塀等撤去 費補助金	危険な箇所のブロック塀等 について撤去する補助金を支 給。		申請に基づき 随時実施		防災対策課	千
要配慮者利用 施設	民間建築物等の耐 震化の啓発	耐震化が不足している施設に ついて耐震性について啓発す る。		随時実施		防災対策課	千
市域全域	家具転倒防止の啓 発	家具転倒防止について広く啓 発する。		随時実施		防災対策課	千
市域全域	踏切や狭隘道路の 安全対策	交通事業者との協議を行い、 踏切の安全対策や迂回経路の 周知、市道の拡張。		随時実施		道水路整備課	千

II 避難体制の強化							
実施箇所	事業名	実施内容	数値目標	進捗状況	達成予定時期	所管	法律の分類
沿岸地域	学校施設維持・管理事業	施設の倒壊や損傷の未然防止と避難所としての機能強化を図る。	100%	30%	-	学校安全課	チ
市域全域	住宅用防災警報機の設置	火災予防推進事業として住宅の寝室及び階段等への住宅用防災警報器の設置を推進している。	82%	65%	R5年(2023年)	予防課	チ
市域全域	感震ブレーカーの普及啓発	補助等を活用し、各家庭で感震ブレーカーの設置促進を図る。	随時実施			防災対策課	チ
市域全域	情報伝達手段の見直し	全ての人に情報が行き渡るように、情報伝達手段の見直しを行う。	R3年度より検討開始			防災対策課	チ
市域全域	防災ラジオの導入検討	自主的な防災情報の取得が難しい方等へ防災ラジオの導入を検討する。	R3年度より検討開始			防災対策課	チ
孤立地域	孤立集落通信対策事業	災害時でも活用が見込める通信機器を孤立する可能性のある地域に配備し、通信手段の多重化を行う。	R3年度より検討開始			防災対策課	チ
小田原漁港(早川地区)	小田原漁港津波避難誘導看板の設置	漁港施設利用者を対象とした津波避難誘導看板の設置。	-	-	R6年度	神奈川県西部漁港事務所 防災対策課	ニ
御幸の浜、江之浦海水浴場	海水浴場での避難対策	ライフセーバー等と協力し、観光客の避難対策を図る。	-	-	-	観光課	チ
市域全域	津波避難ビルの見直し・追加指定	耐浪性を考慮した上で、必要箇所に民間施設等との協定を締結して、津波避難ビルの指定を行うとともに、看板等の設置を行う。	-	-	R4年度	防災対策課	ニ

II 避難体制の強化							
実施箇所	事業名	実施内容	数値目標	進捗状況	達成予定時期	所管	法律の分類
山王小学校 白鷗中学校 酒匂中学校 前羽幼稚園	避難確保計画の作成	最大津波到達時間が1分であることから、生徒・園児の具体的な避難方法や防災教育について検討し実施する。	100%	100%	実施済	防災対策課 教育総務課	千
小田原東高等学校	避難確保計画の作成	最大津波到達時間が1分であることから、生徒の具体的な避難方法や防災教育について検討し実施する。	100%	100%	実施済	県教育委員会 総務室	千
沿岸地域	要配慮者利用施設における避難訓練・避難確保計画提出の徹底	市地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者・所有者へ施設利用者の避難訓練実施と、避難確保計画の提出。	100%	45%	R3年度	防災対策課 高齢介護課 障がい福祉課 保育課	千
山王小学校 白鷗中学校 酒匂中学校	ヘルメットの購入	最大津波到達時間が1分であることから、揺れている最中であってもすばやい垂直避難が必要になるため、落下物等から命を守るためヘルメットを購入する。	3校	0%	R3年度	防災対策課	千
該当箇所	無電柱化	電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶を防止する。			随時更新	国・県 道水路整備課	二
市域全域	管理不全の空き家等対策の実施	倒壊の危険性があり、避難の妨げになる管理不全の空き家等の遡減を図る。			随時実施	地域安全課	二

II 避難体制の強化							
実施箇所	事業名	実施内容	数値目標	進捗状況	達成予定時期	所管	法律の分類
市域全域	指定緊急避難場所及び指定避難所表示看板等設置事業	指定緊急避難場所及び指定避難所であることを表示する看板等を整備する。	-	-	R6年度	防災対策課	二
市域全域	宿泊施設等との災害協定の締結と連携	災害時の観光客の受入や備蓄、停電対策など対策を進める。	-	-	-	防災対策課	千
市域全域	多言語での情報発信	外国人に対しても正しく情報が到達するよう、多言語による情報発信を行う。	-	-	-	防災対策課	千
市域全域	民間施設の活用	民間施設と地域の協定を市に届け出ることによって避難場所として設定される制度の創設。	-	-	R3年度	防災対策課	千
沿岸地域	一時避難場所の見直し	津波浸水想定を踏まえて、各単位自治会で決めている一時避難場所の見直し。	-	-	R3年度	防災対策課	千
市域全域	観光スポットでの避難対策	観光客の多い片浦、早川地域において多言語での避難誘導看板の設置や観光事業者との協力し、避難対策を図る。	-	-	R4年度	各所管	千
御幸の浜プール	施設利用時での避難対策	監視員等と協力し、御幸の浜プールからの避難経路の検討等、避難対策を図る。	-	-	R4年度	スポーツ課	千
酒匂川スポーツ広場、酒匂川左岸サイクリング場	施設利用時での避難対策	酒匂川スポーツ広場、酒匂川左岸サイクリング場からの避難経路の検討等、関係機関と協力し、避難対策を図る。	-	-	R4年度	スポーツ課	千

III 自助共助活動の促進							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予定 時期	所管	法律の 分類
沿岸地域	津波ハザードマップの作成	R元年12月の津波災害警戒区域指定に伴う基準水位の公表をうけ、最新の津波浸水想定 の周知を行う。	100%	100%	実施済	防災対策課	千
沿岸地域	各地域ごとのマイ マップ作成・配 布・啓発	避難経路の安全確保のため、 地域の危険箇所の把握等を行 えるマップ等を作成する。	100%	0%	-	防災対策課	千
市域全域	津波災害警戒区域 外の地域への啓発	津波災害警戒区域外の地域へ 最新の津波による被害想定に ついて周知し、津波の対策で はなく、揺れに対する対策に 変更するようていねいに啓発 する。	-	-	R3年度	防災対策課	千
市域全域	防災教室・出前講 座等による啓発活 動	防災教室や出前講座、広報お だわらの防災特集を通じて、 地震や津波対策について啓発 活動を行い理解度を促進す る。 特に要配慮者等と関わる人た ちへの啓発にも力を入れる。	70%	-	R6年度	防災対策課	千
市域全域	小田原市いっせい 総合防災訓練の実 施	津波に対する迅速・的確な避 難行動ができるよう訓練を通 じて津波避難意識の向上を図 る。	1回	-	毎年実施	防災対策課	千

Ⅲ 自助共助活動の促進							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予定 時期	所管	法律の 分類
市役所	職員用食糧・飲料 水備蓄の促進	発災直後の対応から復旧復興 にわたり長期間の連続した業 務になるため、職員用の従事 する体制を強化する。	-	-	-	防災対策課	千
市域全域	避難行動要支援者 名簿の整備	避難行動要支援者の把握を行 い、名簿を作成し、同意を得 た要支援者の名簿を地域や関 係機関へ事前周知を図る。	随時更新			福祉政策課	千
市域全域	避難行動要支援者 の個別計画の作成 促進	事前周知された避難行動要支 援者名簿に基づき、自主防災 組織や民生・児童委員と協力 し、個別計画の作成を推進す る。	-	-	-	福祉政策課	千
市域全域	公立の保育園・幼 稚園・小・中学校 での避難訓練の促 進	各校及び園の避難計画等に基 づき、避難訓練を行い、迅速 な避難体制の確立と防災意識 の向上を図る。	年1回	-	毎年実施	保育課 教育総務課	千
市域全域	津波訓練の実施	津波訓練の実施・訓練参加率 の増加・小中高生への訓練参 加の呼びかけ。	随時実施			防災対策課	千
市域全域	各家庭備蓄の促進	各家庭最低3日、推奨1週間 分家族が過ごせる備蓄の促進 と、非常用持出品について啓 発し、理解度を高める。	70%	-	R6年度	防災対策課	千

III 自助共助活動の促進							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予定 時期	所管	法律の 分類
市域全域	携帯トイレの備蓄、使用方法の普及啓発	停電や、下水管の破損等で家庭のトイレ等が使用できなくなることを想定し、各家庭の携帯トイレの備蓄と、使用方法を啓発し、理解度を高める。	70%	-	R6年度	防災対策課	千
市域全域	地域のつながりの強化	自治会加入率を上げるための啓発を行う。	随時実施			地域政策課	千
市域全域	まちづくり委員会での啓発	地域のまちづくり委員会での定期的な津波避難の検討を行う。	随時実施			地域政策課	千
市域全域	防災リーダーの養成	自主防災組織の活動を効果的に実施するため防災リーダーの養成を図り（年2回）、理解度を高める。	70%	-	R6年度	防災対策課	千
区域内	健康普及	日々の健康づくりで、良好な健康状態を維持する。	市内26地区で健康づくりに係る事業を実施	全地区で健康づくりに係る事業を実施した	達成済み（引続き事業を実施する）	健康づくり課	千

IV 迅速な復旧							
実施箇所	事業名	実施内容	数値目標	進捗状況	達成予定時期	所管	法律の分類
市域全域	消防団員用資機材の更新	消防団が安全に活動するための被服や各種資機材は一部老朽化しており、更新などを実施し、活動環境を充実させる必要がある。	100%	40.3%	R4年度	小田原署 消防課	千
市域全域	災害時における物資配送等に関する協定に基づく訓練	物資の受入れ、管理・配送体制に関して、訓練を定期的実施する。	年1回	-	-	契約検査課	千
市域全域	医療機関の建物の耐震化	医療機関の耐震化または補強等を行うことにより、災害発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。	随時実施			県医療課	千
小田原市立病院	災害拠点病院の非常用電源の確保	災害拠点病院の非常用電源の確保を行うことにより、災害発生時における医療機能の低下を防ぐ。	随時実施			経営管理課・ 県医療危機対策本部室	千
市域全域	災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班の訓練	迅速かつ的確な医療を提供するため訓練を行う。	随時実施			県医療危機対策本部室・ 経営管理課	千
市域全域	災害対策本部設置運営訓練	市職員の災害対応業務スキル向上のため訓練を行う。	年1回	-	毎年実施	防災対策課	千
小田原漁港	小田原漁港BCPの策定	大規模災害時などで被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することを目的として計画を策定する。	100%	100%	R2年度	神奈川県西部 漁港事務所 水産海浜課	千

IV 迅速な復旧							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予定 時期	所管	法律の 分類
市域全域	災害廃棄物処理計画の見直し	災害により発生した廃棄物等を計画的かつ効率的に処理できるようにする。	-	-	未定	環境政策課	千
小田原漁港	被災後の航路啓開等、漁港施設の応急復旧・漁港内清掃等	被災後の航路啓開等、漁港施設の応急復旧・漁港内清掃等を行う。	-	-	-	神奈川県西部漁港事務所	二
江之浦漁港等	被災後の航路啓開等、漁港施設の応急復旧・漁港内清掃等	被災後の航路啓開等、漁港施設の応急復旧・漁港内清掃等を行う。	-	-	-	水産海浜課	千
市域全域	受援体制の整備	円滑な人員及び物資の受け入れが必要であり、受け入れ態勢整備のため受援計画の充実と訓練を実施する。	100%	-	R3年度	防災対策課	千
小田原アリーナ	受援体制等の整備	救援物資の搬入出・災害ボランティア等の業務が想定されるため、指定管理者及び施設利用者（利用予定者）調整し、施設への受け入れ態勢を整備する。	100%	-	R4年度	スポーツ課	千
市域全域	賃貸型応急住宅制度の整備	避難所から応急住宅への入居に時間を要することから既存の民間借家や空き家等を利用した賃貸型応急住宅制度の整備を図る。	-	-	-	建築課	千
市域全域	被災者支援システムの導入	被災者への生活再建支援のための情報を一括して管理し、窓口での効率化や申請漏れがないようシステムの導入・活用を図る。	100%	0%	R4年度	防災対策課 関係各課	千

V 事前復興							
実施箇所	事業名	実施内容	数値 目標	進捗 状況	達成予 定 時期	所管	法律の 分類
市域全域	地籍調査業務	津波被災後の迅速な復興を見据えて、DIDの海拔10m以下の区域を優先して、官民境界等先行調査による地籍調査を行う。	100%	98.8%	R3年度	土木管理課	へ
区域内	集団移転先の事前検討	津波災害警戒区域の住家の集団移転先について事前に検討し、発災前あるいは発災後の円滑な集団移転促進事業の検討を行う。	-	-	未定	防災対策課	ホ
区域内	避難行動要支援者住居の移転促進	津波災害警戒区域内の避難行動要支援者の移転促進事業の検討を行う。	-	-	未定	防災対策課	ホ
市域全域	建設型応急住宅（公営住宅）の建設に関する事前検討	被災者に対して速やかに恒久住宅を提供できるよう事前に建設候補地や入居要件・手続き等について事前に検討しておく。	-	-	-	建築課	チ
市域全域	立地適正化計画の改定	居住誘導区域内で行う防災対策などを定める「防災指針」を策定する。	-	-	R4年度	都市政策課	チ

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

6-2 事業・事務

VI 今後検討すべき課題				
実施箇所	事業名	実施内容	所管	法律の分類
海岸沿い	防潮扉の自動開閉	防潮扉の自動開閉装置の検討をする。	防災対策課 警防計画課	ロ
区域内	住宅の中高層化	津波災害警戒区域内の住宅の中高層化を検討する。	-	ハ
小田原市公設 水産地方卸売 市場	小田原市公設水産地方卸 売市場避難場所整備	水産関係者など施設利用者を対象とした津波避難施設 の整備を市場の再整備に合わせ検討する。	水産海浜課	ニ
市域全域	県保健医療救護計画と整 合した実効的な運用マ ニュアル作成	マニュアルの作成。	健康づくり課 (高齢介護課・ 障がい福祉 課・経営管理 課・救急課)	チ
海岸沿い	津波避難タワー建設	津波避難困難区域を解消するため、津波避難タワー を建設を検討する。	県・市	ニ
区域内	屋外にいる人へ津波災害 警戒区域の周知方法の検 討	屋外にいる人に対して津波災害警戒区域がわかるよ う周知方法を検討する。	防災対策課	チ
区域内	津波注意喚起看板等の見 直し	現在設置している津波注意喚起の看板等を、基準水 位の記載を行うなど、周知の方法や内容を見直す。	各所管	チ
市域全域	津波防災の日の制定	3月11日を小田原市津波防災の日として制定し、L2 津波に対する津波避難訓練や防災講演などの啓発事 業を行う。	防災対策課	チ
区域内	耐震改修費補助の上乗せ の検討	区域内の木造住宅の耐震性の向上又は除却をさらに 促進させるため、補助の上乗せについて検討する。	防災対策課	ニ

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

6-2 事業・事務

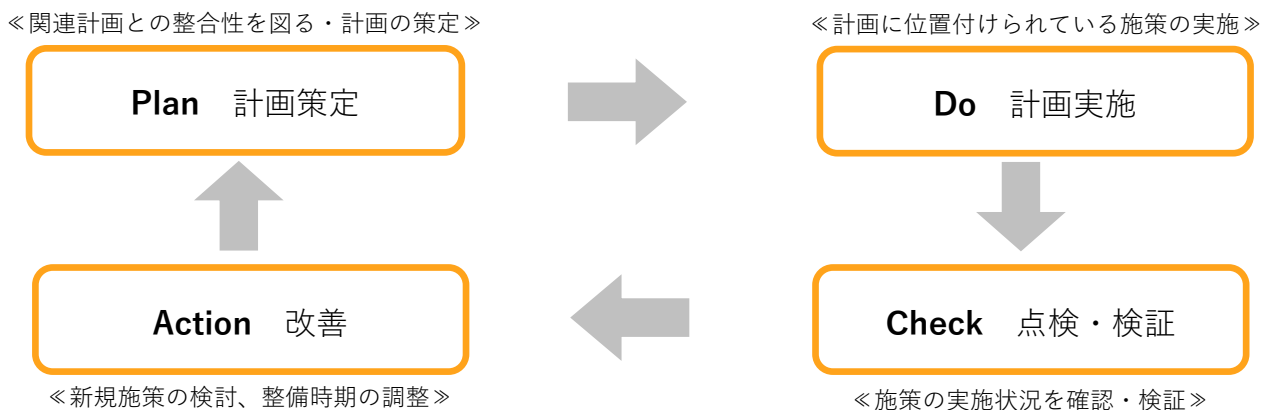
VI 今後検討すべき課題				
実施箇所	事業名	実施内容	所管	法律の分類
市域全域	家具転倒防止補助事業	地震時の家具の転倒から居住者の安全を確保するため、家具転倒防止工事を行う費用の一部の補助を検討する。	防災対策課	チ
中継ポンプ場 (南町)	中継ポンプ場の耐震・耐津波化	耐震診断後、必要に応じて対策を講ずる。	下水道整備課	チ
市域全域	民間事業者(商工会議所)のBCPの作成	災害により被災した企業が迅速に回復・復旧し、被災前と同様の商工業活動が再開できるようにする。	産業政策課	チ
市域全域	事前復興計画の検討	復興対策の手順や復興まちづくりに関する基本方針を定める事前復興計画の策定を検討する。	都市計画課	チ
市域全域	津波に強いまちづくりの推進	地区計画などの制度を活用した津波に強いまちづくりについて国の動向を踏まえ、検討する。	都市計画課	チ
該当箇所	伊豆湘南道の実現	救助・救援部隊の交通路や物資等の輸送路を確保する。	国、県 建設政策課	チ
市域全域	公共施設の移転	区域内の公共施設の移転する。	各所管	チ
区域内	津波避難時間の確保 (ハード整備の検討)	津波避難時間を確保することや、津波被害を軽減するため、ソフトの施策と合わせてハード整備について検討していく。	防災対策課 県土整備局	イ

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

7-1 今後の行動の決定について

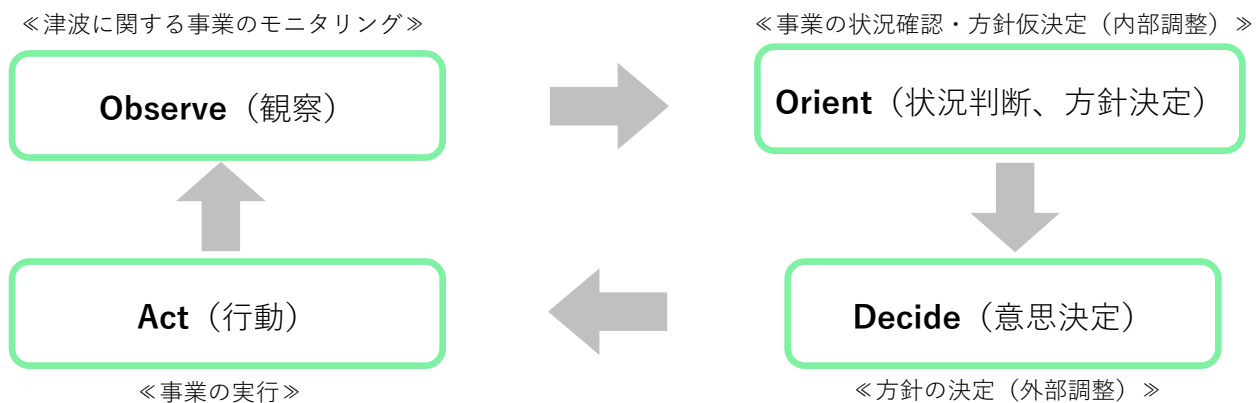
本計画については、本市総合計画や地域強靱化計画等の改正時期を見据えて見直し・更新を行う（PCDAサイクル）とともに、個別事業の実施計画については、日本で一番早いとされる津波に対し、「いのちを守り 地域を守る」ため、よりよい解決策を探し続け、常時即時的に改善するサイクル（OODA(ウーダ)ループ）を続けていきます。

【計画本体】（PDCAサイクル）



【個別事業】（OODAループ）

個別事業・事務は、事業ごとに迅速な意思決定と行動を可能にするフレームワークであるOODAループによる実行をしつつ、全体的な見直しを2年に1度のペースで行っていきます。



※ モニタリングとは、目標の達成度合いを定期的に確認する作業であって、個別事業に対して実効性のある明確な指標を定めていく必要がある。

※ 方針決定においては、目標達成時期をしっかりと視野に入れて決定していく必要がある。

7-2 検討体制と経緯

「津波防災地域づくりに関する法律」第11条において「推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。」とされています。

本計画策定にあたり、小田原市防災会議の委員または幹事の方々とともに「小田原市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、本市における津波防災上の課題及び本計画の基本方針、具体的な施策の検討を行いました。

(1) 小田原市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

協議会委員	
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	出張所長
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	道路維持課長
神奈川県西部漁港事務所	工務課長
小田原市福祉健康部福祉政策課	福祉政策課長
小田原市経済部水産海浜課	水産海浜課長
小田原市都市部都市計画課	都市計画課長
小田原市建設部	建設部副部長
小田原市教育委員会	教育部管理監
小田原市防災部 防災対策課	防災部管理監
小田原市自治会総連合	防災部会長
小田原商工会議所	女性会理事
アドバイザー	
東京大学 東京大学生産技術研究所 教授	加藤 孝明
専修大学 ネットワーク情報学部 教授	佐藤 慶一
オブザーバー	
神奈川県災害対策課	
神奈川県砂防海岸課	
神奈川県県西地域県政総合センター防災課	
事務局	
小田原市防災対策課	

(2) 協議会の議事の概要

開催日時		議題
第1回	令和2年9月1日 (書面会議)	(1) 本市の津波浸水想定等について (2) 小田原市津波防災地域づくり推進計画(案)について (3) 住民ワークショップ(案)について
第2回	令和3年3月30日	(1) 第1回小田原市津波防災地域づくり推進協議会での意見について (2) 地域ワークショップの開催について (3) 小田原市津波防災地域づくり推進計画(案)について ア) 小田原方式津波避難要領 イ) 計画本文について ウ) 事業・事務について (4) その他 今後のスケジュールについて
第3回	令和3年5月24日	(1) 第2回小田原市津波防災地域づくり推進協議会意見への回答 (2) パブリックコメント結果について (3) 小田原市津波防災地域づくり推進計画策定について

小田原市津波防災地域づくり推進計画

令和 年（202●年） 月策定

小田原市防災部防災対策課

〒255-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話：0465-33-1855 FAX：0465-33-1858

E-mail：bosai@city.odawara.kanagawa.jp

「火山災害警戒地域」の指定について

1 富士山ハザードマップ改定について

活動火山対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、識者、山梨・静岡・神奈川県の関係機関等で組織する「富士山火山防災対策協議会」では、平成30年度（2018年度）からハザードマップの改定作業を進め、令和元年度末に中間報告として小規模溶岩流シミュレーション結果等を公表した。

その後、令和2年度（2020年度）の改定作業を進めた結果、中・大規模溶岩流シミュレーション結果等を踏まえた改定版ハザードマップが令和3年（2021年）3月26日に完成し、大規模噴火のシミュレーションでは、本市に影響があることが公表され、令和3年5月31日に内閣府から「火山災害警戒地域」に指定された。

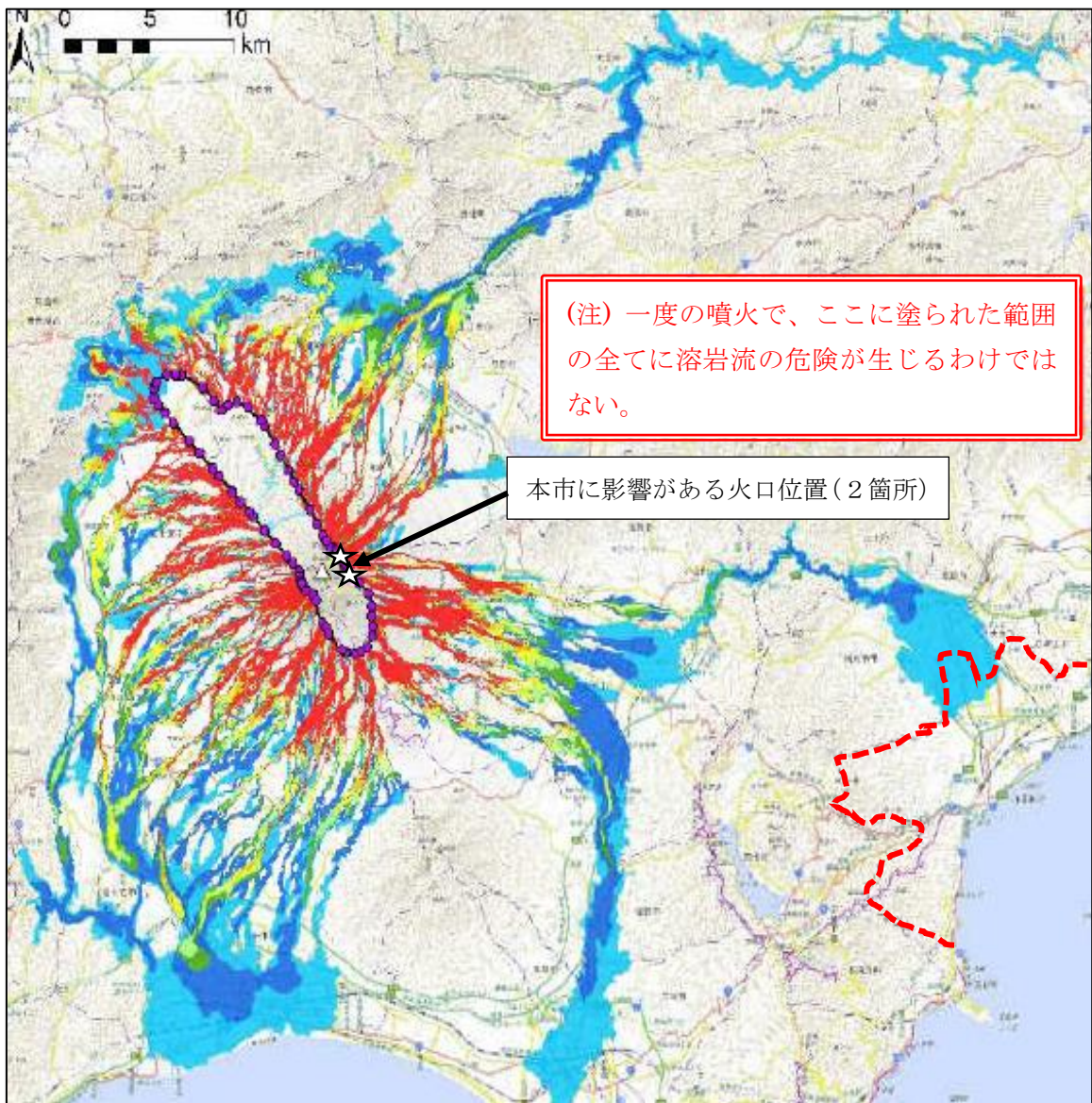
2 富士山ハザードマップの主な改定内容

火山の想定	改定後 (令和3年(2021年)3月26日公表)	改定前 (平成16年(2004年)公表)
想定する噴火	貞観噴火	貞観噴火
大規模噴火 火口地点	69箇所 (本市に影響があるのは2箇所)	13箇所
溶岩噴出量	13億 m^3	7億 m^3










3 今後の予定

- (1) 地域防災計画への記載（法第6条）
- (2) 住民周知（法第7条）
- (3) 避難促進施設に該当する施設は、避難確保計画の作成（法第8条）

4 大規模噴火のシミュレーション結果



凡例

	計算開始点 (想定火口位置)		3時間で到達 する可能性の ある範囲		24時間で到達 する可能性の ある範囲
	想定火口範囲		6時間で到達 する可能性の ある範囲		7日間で到達 する可能性の ある範囲
	2時間で到達 する可能性の ある範囲		12時間で到達 する可能性の ある範囲		最終的に到達 する可能性の ある範囲(最 大で約57日)

令和3年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画策定に伴うニホンザルH群の対応について

1 神奈川県におけるニホンザルの管理等について

神奈川県では、当初、ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人的被害の根絶による人とニホンザルとの共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群（※1）の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年（2003年）3月に「神奈川県ニホンザル保護管理計画」を策定した。その後、群れ数や個体数、及び被害状況に応じて管理計画の改定を重ね、管理事業を円滑に推進するため、年度ごとに事業実施計画を策定してきた。

計画名	計画年度
神奈川県ニホンザル保護管理計画	平成15年度（2003年度）から 平成18年度（2006年度）まで
第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画	平成19年度（2007年度）から 平成23年度（2011年度）まで
第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画	平成24年度（2012年度）から 平成28年度（2016年度）まで
第3次神奈川県ニホンザル管理計画 （平成27年（2015年）5月29日改定）（※2）	平成27年（2015年）5月29日から 平成28年度（2016年度）まで
第4次神奈川県ニホンザル管理計画	平成29年度（2017年度）から 令和3年度（2021年度）まで

（※1）ある地域に生息している同種の個体の集まりで、サルの場合は、行動域が連続して存続している複数の群れの集まりを指す。

（※2）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に伴い、計画名の名称変更。

2 本市の現状

本市には大窪地区を行動範囲とするニホンザルS群及び早川・片浦地区を行動範囲とするH群という2つの地域個体群が生息していたが、このうちS群については、「平成29年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」において、「管理困難な群れ」に該当するとして全頭捕獲が認められたことから順次捕獲を進め、令和2年（2020年）12月9日において、現認される最後の1頭を捕獲、殺処分し、群れの除去をすることができた。

一方、H群については、農業被害や生活・人身被害が長年にわたり継続し、市民生活へ影響を及ぼし続けており、地元の農業従事者や住民から、H群の全頭捕獲が強く求められていた。

3 ニホンザルH群の全頭捕獲に向けた令和2年度（2020年度）の本市の取組

(1) 令和2年（2020年）10月

神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会委員である小田原市、真鶴町、JAかながわ西湘連名で「第5次神奈川県ニホンザル管理計画策定に向けた西湘地域個体群に関する意見書」を県環境農政局緑政部自然環境保全課長宛てに提出

(2) 令和2年（2020年）11月

副市長がニホンザルH群被害状況について県環境農政局緑政部長へ説明

(3) 令和2年（2020年）12月

市長がニホンザルH群被害状況について県環境農政局副局長と面談

(4) 令和3年（2021年）2月

ア 早川・片浦地区におけるH群の生活被害状況調査の結果を、県環境農政局緑政部自然環境保全課長宛てに報告

イ 片浦地区自治会連合会長及び早川地区自治会連合会長が連名で「ニホンザルH群被害対策に関する陳情」を県議会へ提出

4 ニホンザルH群の全頭捕獲について

H群については、様々な被害対策が講じられてきたが、人的被害のおそれがある現状を鑑み、令和3年（2021年）5月に策定された「令和3年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」において、その管理目標が「適正配置のための群れの縮小・維持」から「管理困難な群れの除去」に変更され、令和3年度から全頭捕獲の着手が可能となった。

5 今後の取組

かながわ鳥獣被害対策支援センター、JAかながわ西湘、地元住民等の協力を得ながら、囲いわな（大型捕獲檻）を設置することなどにより、捕獲を進めていく。